矯正図書館

刑政

第四十五卷　第八號
昭和七年七月二十八日印刷納本・昭和七年八月一日發行
明治三十七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

第四十五卷　八月號　第八號

拘禁性變質と刑事制度の改良（卷頭言）	正木亮	2
司法大臣訓示		4
最近に於ける世界の行刑思潮及現況（下・完）	正木亮	8
少年犯罪の趨勢及び其犯因に就て	白井勇松	19
犯罪の經濟的考察（三）	楠原祖一郎	27
行刑建築（五・完）	蒲原重雄	36
行刑官吏の問題（上）	ブランド・ステッター	48
亞米利加合衆國の刑務所を觀て	アンリ・ヴン・エタン	56
收容者の閱歷に就て（五）		64
プロイセンに於ける刑務官の養成	ソーステン・ゼリン	73
海外時報		78
監獄むかし物語り	杉野喜祐	88
全國刑務所長會同——第五回全國刑務所製作品々評會竝即賣會——榮養の合理化（下）——海外異聞錄——刑政俳壇——讀者の頁——家庭の頁		

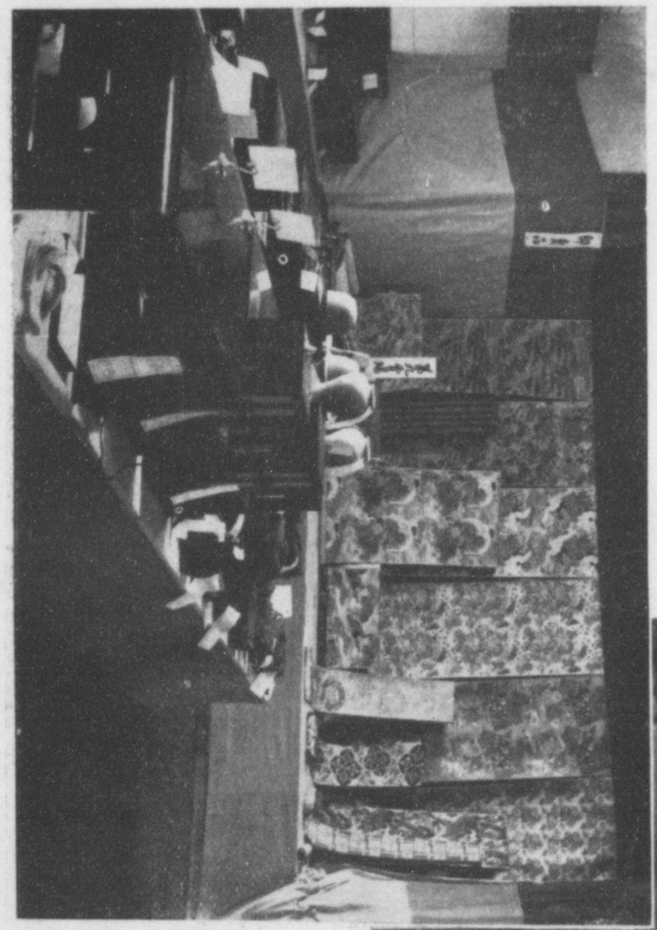
財團法人　刑務協會發行

暑中御見舞

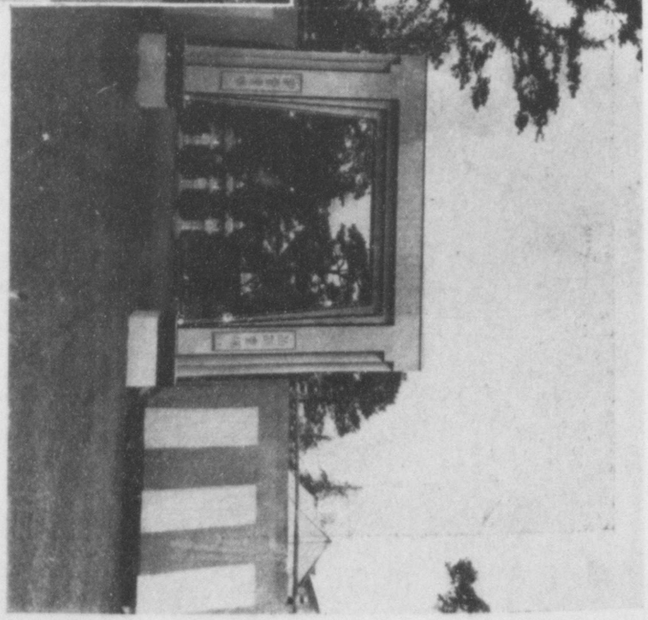
財團法人 刑務協會

鹽野季彥

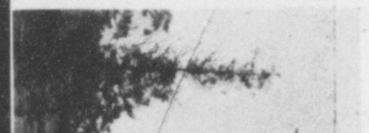
外職員一同



物品出來



日入場會

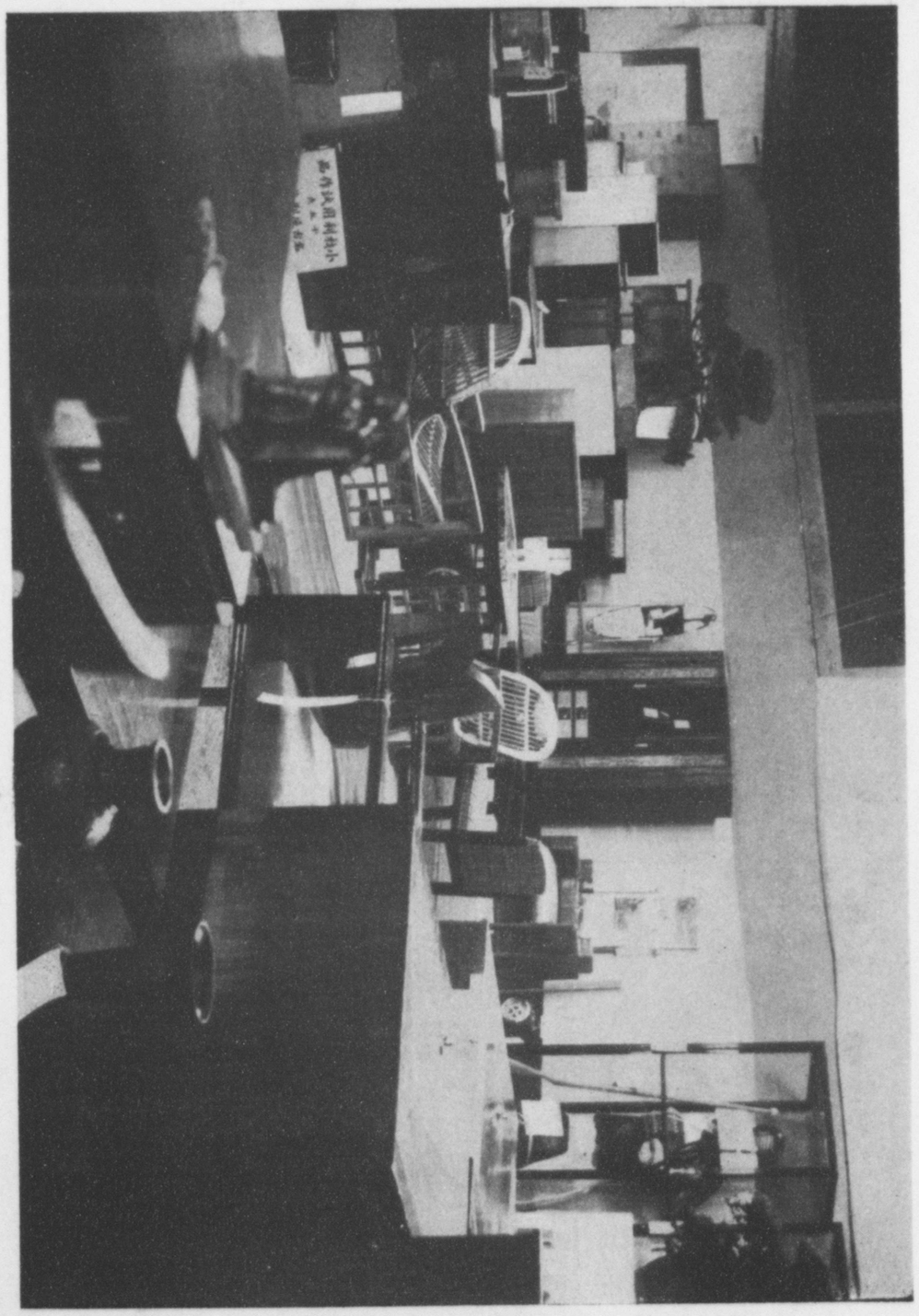


矯正図書館



刑政

第四十五卷
第八號



物品出回

矯正図書館

拘禁性變質と刑事制度の改良

正木亮

拘禁性變質即ちハフトプシヒョーゼがありや否やに付ては數年前わが精神病學界に於ても亦相當に論爭されたところであつて、一時豫審判事がその否定論者のいふところを是認して被告を保釋した實例が學界に相當な刺戟を與へたことすらあつたのである。

わたくしは不幸にして精神病學に不知識であるから玆にその是否に關して判斷するの能力は之を持たない。しかし、精神病がもしも通常考へられて居るやうに單なる遺傳病でなくして諸種の刺戟に依つて起り得ることが妥當であるならば、異つた刺戟を與へ易い監獄拘禁が精神病の原因となる場合のあることは之を是認せねばならぬのである。

殊に、かの獨居拘禁が長引くに於ては囚人の精神を障礙するに至るといふことは十九世紀以後に於て特に行刑實務家によつて實證され得たところであつて、今更吾人は拘禁性變質を否定せんとする精神病學界の新しき傾向に耳をかさうとするものではないのである。

しかし、吾々行刑關係者が之に耳を藉さなくとも、もしも裁判官が之に耳を藉し、拘禁性變質といふ現象がないといふ理論を措信して未決の獨居拘禁期間を更新するに更新を以てすることがあれば今日の刑事手續に於ては吾人は之を如何ともすることが出來ないのである。そこにわれわれは裁判官に對して拘禁性變質に關する知識と拘禁との關係を研究せらるべきことを特に要望せねばならぬのである。

最近に於て、わたくしは長期の未決獨居拘禁から生じた數個の精神病患者の場合を見聞したのである

が、それらはその精神病院移送によつて直ちに快癒して居るのであつて之等は拘禁性變質を否定する學理を否定し得る好適の實例ともなり得るのである。

さて、拘禁性變質の問題がしかく實證せられ之が肯定せられることになると吾人に對し刑事政策上何が要求せられることになるであらうか。

わたくしはその要求が次の二につきることを豫斷することが許されると思ふ。即ち

その一は裁判官に對する審理促進の要望である。蓋し、刑事訴訟法は未決勾留の期間を二箇月と定め已むを得ざる場合に於ける更新を許して居るのであるが、しかし、事件が難解複雜なる場合に於ては稍もすれば更新が反覆され殊に拘禁が精神狀態に影響を及ぼさないとすればそれによつて勾留の長引くことが毫も介意されなくなり易いのである。拘禁性變質の肯定論はかやうな裁判官の責任觀念を改めて審理促進の途をひらくべきを要望するのである。

その二は行刑當局に對して二個の要望を爲すのである。即ち一は獨居拘禁者に對する觀察を一層密にして精神高調を未然に防止すべき獨居戒護の充實を計るべきことであつて、二は病舍殊に精神病舍の完成を期すべきことの要望である。

今日の刑事制度に於ては不幸にして右二つながら不完全であるが、その罪は今日の刑事制度に最も必要だとされる精神病學的研究が介意されなかつた餘弊である。

わたくしは左樣な意味から、玆にさし當り刑事制度上に特に精神病學の用ゐられねばならぬことを希念してやまないのである。

昭和七年七月廿一日夜

小山司法大臣訓示

（七月七日刑務所長會同席上に於ける）

私は曩に司法大臣に轉官の大命を拜しまして玆に各位の會同に臨み所懷の一端を述ふることは最も欣幸とする所であります。

一、惟ふに行刑の目的か一面に於ては犯人隔離の完璧を期し以て社會の秩序を維持し他面に於ては犯人改過の實を擧け以て累犯に對する民心の不安を一掃するに在ることは今更申すまでもないことでありまするか此の目的を完全に達成することは實に容易の業ではないのであります。法を犯して憚らさる受刑者を克く敎化せんとするには先つ己を正しうするのか肝要であります。即ち刑務所長たる者は部下の職員を董督し善く之を訓練して其の任務の重大なることを了解せしめ一意奉公の誠を致さしめなければなりませぬ。萬一職員の間に融和を缺き砂上偶語を爲すか如き者ありとしたならは受刑者の敎化は到底其の效を奏することは出來ぬのであります。各位は平生身を持すること質實剛健であつて其の操行は部下の模範と爲ることを考へ以て所內の紀律を肅正し行刑の目的を達成することに努力せられんことを望みます。

一、近時世人は動もすれは刑務所の制度は寬大に過き設備は華美に流るると云ふ非難を爲すのであります。併し今日の行刑の制度は決して寬大に過くるものではないのであります。世人か斯る非難を爲す最大の原因は近來の房舍の建築か百年後に至るまて之を有效に使用すへきことを考慮して設計せられたる關係上今日より見れは徒らに新奇を衒ふか如く誤解せらるると同時に刑務所當局か往々にして其の事務室等を過當に裝飾せる爲め世人をして遂に推測を逞しうせしむるに至つたのであります。凡そ誤解は必すしも意に介するに足らぬやうてはありますけれとも市に三虎の喩もありますから各位は周到なる注意を以て內外の狀態を觀察し其の改善すへきものは之を改善し刷新すへきものは之を刷新し以て世人の誤解を一掃せられたいのであります。

一、輓近累犯者か漸次增加するの傾向を示して參りましたことは各位と共に誠に憂慮に堪へさる所てありまするか之か對策に關しましては特に各位に對して深甚なる考慮と研究とを要望して已まないのてあります。累犯の原因に付ては社會的事情に職由するものか多いのてありまして其の總てを行刑の效力に歸しやうとするのては勿論ありませぬけれとも累犯防止に關し行刑處遇上更に一段の改良を加ふへき必要のあることも亦之を認めねはならぬのてあります。各位は部下を指導し周到なる注意を拂つて受刑者の個性を研究し危險性の有無厚薄を明かにせられ釋放後に於て如何に之を處遇すへきやの點に付ても充分なる研究を遂け以て累犯增加を防止せられたいのてあります。

一、行刑の運用は各部門に分れ而も多岐に亘つて居ることは各位の熟知せらるる所てありますから若し各自か其の部內に割據し互に協調を圖ることかなけれは到底行刑の目的は達成せらるへきてはないのてあります。故に各位は部下を戒め各部互に共の重要性を主張し相反目するか如きことなく戒護も作業も敎誨も乃至は衞生も共に敎化事業それ自體てあること

を諒解せしめられまして行刑一體の實を擧けられんことを切に希望するのであります。

一、最近我が思想界は頗る動搖し流言誣說は盛んに行はれ暴力的直接行動に依りて政治組織に一大變革を加へんとする者を生するに致りましたことは洵に悲しむへき現象であります。其の結果として刑務所内に右傾左傾の兩極端なる思想犯人を多く收容するに至り行刑當局の最も警戒を爲すへき時であることは各位の既に御承知の通りであります。殊に此等の者は我が法律制度を無視し國家の統制を紊亂することを目的として罪を犯すに至つた者でありますから勢ひ行刑紀律を攪亂する擧に出つることのあるへきは亦豫め覺悟せられたいのであります。若しも斯の如き行爲かありましたならは斷々乎として之を排斥し以て國憲の擁護に當らなければならぬのであります。然しなから斯の如き思想犯人と雖其の處遇宜しきを得るに於ては飜然その思想を轉換して善良なる國民の一員となることのあるのは從來其の事例に乏しくないのでありますから各位は寬嚴宜しきを得て機宜の方法を講し此の種犯人の敎化に付て特に盡瘁せられんことを切望するのであります。

終りに臨み特に各位の注意を請ひたきことかあります。元來刑事裁判の效果を完うすると否とは各位の努力如何に關係する所極めて多いのであります。而して各位は前述の如く部下の董督訓練と受刑者の敎化と累犯の防止とに努むへき職責を擔ひ一面に於ては作業及會計事務に關し經濟上考慮を要することも亦尠くないのであります。此の如く一々數へ來れは現下の重大なる時局に直面し各位の職務の極めて困難なることは誠に同情に堪へさるものかありまして寧ろ本懷であり榮譽であるとも思はるるのであります。各位は其の職責の重大なるを顧み事に當つて徒らに趦趄逡巡することなく大に勇氣を振作して以て國家の依託に負かさるやう一層奮勵努力せられたいのであります。

刑政第45巻第8号
矯正図書館

最近に於ける世界の行刑思潮及び現況（下・完）

正木亮

目次

一 はしがき
二 治療より豫防への轉向
三 改善困難者に對する行刑の二大潮流
四 行刑の核心を爲す勞働の倫理化と能率向上の社會的價値（以上前號）
五 自由刑に於ける法律的矛盾と囚人生活の社會化
六 刑務官吏に對する世界的要望と官吏の素養
七 けつろん

五、自由刑に於ける法律的矛盾と囚人生活の社會化

自由刑とは犯人の自由のみを剝奪する刑罰である。しかし、人の自由のみを剝奪することは事實に於て不可能のことではある。自由を剝奪する場合にはおのづから又その人の感情を傷づけ、名譽を傷つけ、時には自由を剝奪する結果として健康をさへも傷づけることがあり得るのである。

心理學的に、生理學的に果して吾人の感情、健康と全く關係のない自由といふものがあり得るといふことは極めて明かに否定され得る事實なのである。しかり、事實に於て純粹無垢な自由といふ概念が成立し得ないことを吾人が意識して居るので實は自由剝奪の方法を監獄拘禁によつて滿足して居るのである。

刑法は懲役も禁錮も乃至は拘留も共に監獄に拘置することを平氣で規定して居る。同時に刑法は刑罰を生命刑と自由刑と財產刑とに區別し、更に又色々の場合に名譽を剝奪する場合が認められ、而して憲法第二十三條は法律によるに非ずして處罰の出來ないことを規定して居るので、法律の正面から見れば、自由刑の內容に他の刑罰は絕對に含まれて居ない樣に見へるが、實は自由刑の內容は不可分的にいろいろな刑罰的內容を含んで居るのである。例へば、自由刑に服することは同時に犯人の名譽を剝奪することにもなり、長い獨居拘禁は彼等の心身の健康を障害して一種の體刑の作用を營み、更に彼が監獄に繫がれることによつて彼の收益は全く杜絕されて彼は一種の財產刑を併科されて居るのである。

自由刑ほど各種の處罰を內容として居るに拘はらず、憲法が法律の保障を明定して居るその國家に於て法律は之を破壞して居るのである。而して、國民はこの不純な法律保障に瘝靡して監獄刑の妥當性を措信しつつあるのである。之ほど大きな矛盾が今日の法律生活に於て果して他に見出せるであらうか。

極端に言へばこの自由刑に於ける法律的矛盾は最高の道德であるべき國家が一の不道德を營みつつあることになるのである。罪刑法定主義といふ宣言によつて國民を安じしめつつ實

は罪刑法定主義を自ら蹂躙しつつあることになるのである。

刑罰の本質が昔のやうにただ威嚇それ自體であると考へられた時代に於てはかやうな僞瞞的な制度でも之を怨すべきではない。刑罰を司る國家が昔のやうな警察國家であるならばさして之をせむべきではない。さりながら、今日の刑罰殊に自由刑の本質及びその目的が犯人の改善、合法的、社會生活への復歸であるといふことが是認されて來ると叙上の如き矛盾は改善事業には大きなさわりであるのである。教化は矛盾を排斥する。國家自らが矛盾せる法律制度の上に立てられてどうして國民に眞正なる生活への復歸を要望することが出來ようか。

自由刑のかやうな法律的矛盾に對する法律家の認識は最近に於ける行刑改良の方向を又此の方面に轉回せしめて來たのである。十八世紀以後十九世紀の終りに至るまでの行刑改良は主として監獄施設の改良、囚人の處遇の改良に向けられて居たが、二十世紀の初頭より俄然行刑の改良は自由刑に於けるこの法律的矛盾に向つて投げつけられたのである。

至つて細かな問題ではあるが一九〇二年のプロシヤの監獄則には既に「新入監者の入浴及び捜檢に付ては努めて其の廉恥心を害せざることに注意すべし」(第九十八條第五項)とか、囚人の「身体の捜檢に際しては本人の廉恥心を害せざることを要す」(第百十二條第三項)とか又は「十八歳以上の成年囚に對しては君といふ稱呼を用ふべく十八歳未滿の刑事被告人及び民事囚にも其の身分及び生活關係に應じ前示の稱呼を用ふべし」(第百二十八條)と規定して、專ら自由刑が名譽刑としての作用を爲すべきでないことを要望し、又「刑期一年以上の自由刑を執行すべき受刑者が老癈保險法に依り保險に付せられたるものなるときは保險契約に因る權利を喪失すべき處あ

ること、任意に保險契約を繼續し得べきこと並に之を繼續するの有利なることを本人に說示すべし」(第百一條第四項)と規定して自由刑がせめても財産刑的作用を避くべきことを規定したのである。

しかし、それ等の点を除きプロシヤのその監獄則は無數の法律的矛盾の種を殘して居たのである。否、プロシヤのみならず二十世紀初頭の世界行刑は全く此の法律的矛盾の根底に立つて居たのである。

かやうな狀態に對して所謂監獄刑そのものに大きな疑問と非難とを投げつけたのはかのフロイデンタール教授であつたのである。監獄刑とは一體何だ。判決で宣告する懲役とは一體何を意味するのだ。それに干しては刑法規定せず、判決又說明するところがないのである。法律は吾人を保障して吳れる筈なのにその法律の定むるところの監獄刑は平然として犯人の名譽も財産もひどいときは生命をさへも奪ひ去るのである。これが罪刑法定主義を看板にする法治國の正しき刑罰といはれ得ようか。今日の監獄法規は之等の点に於て少しも犯人を保障して居らない。監獄法規はやつぱり犯人のマグナ・カルタとして規定せねばならぬといふ意見を一九〇九年十一月三日にフロイデンタール教授は世界の行刑思潮の上に投げかけて居るのである。

教授のこの所見は立法者にとつてはかなり手いたい非難でもあつたし、殊に監獄改良家にとつてはこの上もない清凉劑であつたのである。シュワンドナーは現代のドイツ行刑の立直しを要望して居るが、其の一半の理由は自由刑か叙上の如き不純なる性質であることから說かれ、

そしてそれかフロイデンタール教授の道破されて居るところに刺戟を受けて居ることはその引用されて居るところにより明かなるものがあるのである。(*) アンドレー又然り、(**) ハフナー及びチュルヘル又然り。(***) 數へ來れば枚擧に遑がない。

* Schwandner, Die heutigeu Hauptbestrebungen im deutschen Gefängniswesen (Archiv für Strafrecht und Strafprozess, Bd. 65. Hft. 5. S. 446 ff.)

** Alfred Andrae, Der deutsche Strafvollzug und seine reichsgesetzliche Regelung, 1920. S. 92 ff.

*** この委しい文献及びこの法律的矛盾の點の研究に付ては拙稿「法制上より見たる自由刑の本質」(法學志林第三三卷第十、十一號)に於て既に發表してあるから玆には之を省略する。

かやうに立法者を動かしたこの問題は最近に於て著々として實行に移されて來たのである。卽ち、從來は殆んど顧みられなかつたし、否むしろ殆んど想像だにされなかつた所謂慰安 recreation の問題例へばキネマ、ラヂオ、蓄音器、芝居、遊戲及び郊外散歩等は決して自由刑の緩和ではなくて實は自由刑によつて傷けられる感情及び健康を救ふ安全弁なのである。

今日に於ても猶奇異の感を以て迎へられて居る所謂休暇問題、之れは自由刑の奥にひめられて居るところの生理刑、家族刑を取り除く好適の手段なのである。

之等を許すことに於て自由刑の意圖する自由剝奪—眞の自由を剝奪することにどれほど障害があるであらうか。之等を許すことに於て若しも監獄志願者が增加する虞れがあるならばそれはむしろ犯罪の未然の防止策に缺陷のあることを曝露こそすれ、それを以て自由刑の眞の性質を害するものといふことは出來ないのである。

今やそれらの問題はアメリカにドイツにベルギーにロシヤにその實現を見るに至つたし、休暇問題を除いては殆んど世界行刑が之に從つて來たといつていいが、そのここに至れる最大の原因は只たんに囚人の教育助長のみから來たのではなくて自由刑の法律的本質よりかくあらねばならぬことが今に至つて覺醒されたのである。

わたくしは自由刑の最高の目的を囚人の教育達成に置いて居る。しかし、教育の達成は矛盾を踏臺としては絶對に出來得ないのである。さるを從來の行刑改良は矛盾をとり除くことなしに教育を施さうとして居たればこそ幻滅の悲哀を感じて居たのである。二十世紀の行刑はその点に著眼した。矛盾をとり去るために敍上の如く囚人生活を社會化した。そしてその社會化の上に立つて教育を施さうとして居るのである。

六、刑務官吏に對する世界的要望と官吏の素養

刑務官吏に對する世界的の要望は刑罰觀念に對する世界的傾向と合致するものである。卽ち刑罰觀念に對して未だ世界的に應報思想が風靡して居るとすれば、たんさくするまでもなく刑務官吏の素養なぞといふことは問題にされないのが當然であるが、しかし、刑罰觀念に教化的傾向が芽生へて來れば必ずその刑罰を取扱ふ人々の素養の如何が問題となつて來るのは理の當然である。

極端にいへば官吏の素養問題が云謂されて居るところの行刑には必ず刑罰の教化作用とい

ふことが重点を爲して居ることが想像出來るといつてもいい。

このわたくしの觀点に對して最も好適例を爲して居るのは一九二三年のドイツ自由刑執行に關する原則第九條である。卽ち同條は專任刑務官は監獄の事務に對し、理論上且實地に付教習せられたる者に限り任命せらるべしと爲し、更に實地教習は監獄の事務の總ての細目を根本的に知得せしむべし理論上の教習は特に考査及び取扱ひに對し價値ある範圍に於て教育學及び精神病學上の問題に及ふべし。釋放したる受刑者に對する保護の領域に付亦特に重きを置くべし。刑務官吏に對しては尙刑事法及刑事手續法の原理に關し教育を爲さざるべからずと規定したのである。

この規定に從つてプロシヤでは旣に監督及び看視に關する總ての持場にまで及ぶところの特別教習を九箇月も實施するに至つて居るが(*)、しかしこれはひとりドイツや日本だけの問題でなくて、全世界の要望であるといふことは一九三〇年の國際刑法及監獄會議の第二部の提案第二問及びその決議が之を明かに示して居るのである。卽ち

提案は次の通りであつた。

監獄官吏の職業及び科學的素養は如何にして實施すべきや

監獄事務に對し能ふ限り適當なる力を致さしめるがためには如何なる保障を要求し且如何なる利益を與ふべきや

之に對して決議されたところは次の通りであつた。

總ての監獄官吏は特にその職務の爲めに教養せらるべきである。指導的地位にある官吏は高級なる科學的教養を有すべきである。指導的官吏及び監獄の高級吏員教養のための訓練所及び教程は忽せにすべきではない。特に各國に於て監獄學及び刑事學研究所を設置するは特に必要なりと認める。下級官吏の教程も亦忽にすべきでなく社會學及び教育學的教養は特に價値を置くべきである。(*) といふ樣に今日の監獄官吏はもはや科學的知能なくして行刑官吏としての萬全の職能を發揮出來ないものであるといふことが世界的に是認されるに至つたのである。

* Schmidt, Reform der Beamtenausbildung in der preussischen Strafanstaltsverwaltung (B. f. G. Bd. 62. Hft. 2. S. 22 ff)

** Der W. Internationale Strafrechts-und Gefängniskongress in Prag 1930. (Z. f. d. G. S. Bd. 51. Heft 4, S. 506 ff.)

この刑務官吏の素養を特に必要を感じたのは最近に於けるアメリカの行刑に於てであつた。クラレンス・スチユアート・パターソン氏のいふところによればアメリカに於ては一九二九年以來不祥事が打續いた。卽ち同年六月二十二日にはクリントン刑務所に暴動が起り三人の囚人が射殺され、損害十七萬弗に上つた。越えて二十八日にはオーバーン刑務所に暴動が起つて、二人の囚人が殺され、四人逃走して損害は五十萬弗に上つた。同年八月一日にはリーブンウオースに同じ事件が起つて七人の囚人が傷害され一名殺された。同年十月三日及び四日にはキヤニオン市のコロラド州刑務所に同じ事件が起つて三人の看守はたちどころに殺され、殘る四人が次ぎ次ぎに殺された。同年十二月十一日にはオーバーンで再度囚人の破獄が試みられ看守

長が殺され、典獄か捕虜となり、八人の囚人が殺された。一九三〇年四月十九日にはロード・アイランド州刑務所で二人の囚人が殺された。同月二十一日にはオハイオ州刑務所で三百十八人のものが焼死し、二百五十人が病院へ送られた。猶四月中にはアラバマ州刑務所から逃走した二人の囚人が射殺され、ミゾーリ州刑務所では四百人の囚人が暴動を起したといふ様に暴動に續ぐに暴動を以てしたがその原因にはいろいろとある。しかし要するに刑務官吏の無素養、從つて囚人處遇の零線にふれぬのが可なり重要な原因と考へられるのである。これはどうしても官吏に對して教養を施す機關を設置するのが目下の急務であるとされるに至つたのである。

この点に關し世界の大勢を見るにイギリスに於ては既に三個の學校があり、ベルギーとオランダには各一個、宛、ドイツには二個の學校があるのに、廣いアメリカには僅か六個の學校があるに過ぎないとしてその增設を希望して居るのがパターソンの意見なのである。而して氏は何んの爲めに官吏素養をやらうとするかに付いて曰くそれは單に社會の安らけきをみまもるのみならず、囚人の市民生活を作り得る役人を作らうといふのがその目的なのである。(*)

* Clarence Stewart Peterson, Prison Officer's Training Schools (Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. XXII—No. 6. P. 895 et. seq.)

パターソンのこの一文によりはしなくも最も光榮を世界に走するに至つたのはわが日本の刑務官練習所であつた。わが練習所が年を重ぬることは既に久しい。現在の練習所すら既に二十四回の年を重ねて居るのであるからゼー・バツハの訓練を受けた明治二十五年以來を數へ

れば誠に古いものであつて、之が世界的に稍注目を受けるに至つたのは一九〇五年のブダペストに於てであつたが、今日之が再びギリン教授によつて世界的に紹介されるに至つたのである。教授は自分は一九二七年より一九二八年にかけて日本を訪問して刑務協會の經營によつて高級刑務官、保健技師及び下級吏員の三刑務官練習所が開かれて居ることを知たが一九二五年には既に二千人の下級吏員が卒業して居る、そしてその期間は六ケ月であるとつけ加へて居るのである。その各種の授業科目は歐米と同じものであるが、しかもそれを始めはイギリス行刑思想に培はれた日本が、一九二五年に始めてウエークフイールドに刑務官練習所を置いたイギリスより先きに十七年來實施し西の諸國のパイオニヤーとなつて居たことを嘆美して居るのである。(*)

* Gillin, The World's oldest training school for prison Officials (Journal Criminology, Vol. XXIII—No. 1. P. 101 et. seq.)

ギリン教授の嘆美が當つて居るや否やは別問題として兎に角刑務官練習所が行刑の教化作用を今日までに導いた成績は之を思はねばならぬ。そして全國の刑務官吏が總て刑務官練習所卒業生と同じ程度のインテリになり終へたとき行刑は將に教育事業の奥地に進み得ることになるのである。

今や世界はわれと歩調を一にして官吏素養の實現に努力しつつあるのである。

七、けつろん

之を要するに最近に於ける世界の行刑思潮は既に抽象的論議の時代を了へて、いかにすれば

犯罪防壓の徹底を期し得るかといふ具體的手續及び結果を得ることに焦慮しつつあるのである。さうして、その爲めに行刑はその領域を監獄より出でて社會の犯罪現象やその監獄外の豫防にまで擴げて行く傾向を多分に示して來たのである。從來は監獄とは刑罰のみの對象であつたが、監獄とは刑事政策的意義の犯罪卽ち犯人や幼兒に科する保安處分の對象ともなるべき傾向を示して來たのである。

その結果として囚人といふものの地位がますます顧みられ、彼等は結局に於て强制教育の對象としてのみ刑罰を受け、保安處分を受けるものだといふことが思想的にも具體的にもあらはれて來たのである。

さるが故に、世界はこぞつて先づ官吏の教育といふことに大きな重點を見出して來たのである。

刑罰は教育だとわれわれは叫ぶ。監獄は教育場だとわれわれは繰返して居る。その叫び、その繰言に對して傳統思想者は刑罰哲理への反逆だといふ。しかし、しかしながら靜かに移り行く世界の思想の轉回を眺め實體のあらはれゆく樣を見よ。そこに自由刑の教育にあらざる何物が見出せ得るか。

——をはり——

少年犯罪の趨勢及び其犯因に就て

白井勇松

一、少年犯罪の趨勢

世界の人口は非常なる勢を以て增加して居るのである。其の增加率は實に甚しいものである、過去百年間に約三倍に達して居るが、二十年毎に約二倍となるのであらうと言ふ學者もあるのである。我帝國の國民も繁殖力は旺盛であつて、過去數年間毎年約八十萬人乃至百萬人の增加を示しつゝあるのである。我邦の人口問題及食糧問題に付ては、政府當局は勿論學者、政治家其他憂國の士の夫々の問題とされて居るのである、若し夫れ此人口の增加率と共に犯罪が增加するものとすれば、寔に寒心の至に堪へざる次第であるが、犯罪は人口の增加率の如くに增加する譯ではない、併しながら犯罪現象は社會生活の一表現であるのであるから、一般社會生活及文化を離れては理解することは出來ない、卽ち社會生活の變遷、文化の發達等に隨て其態樣は自ら變つて來るのであるが、人としての觀念卽ち其根本たる正義の觀念や道德の實踐に於ける理性の上に於て、天道を守り、人道を履み、法律を遵守すると云ふ觀念の基礎に觸るゝと云ふものに付ては、古今に通して同樣であるから根底より變るものではないのであるが、時代の變遷、人文の發達に依て相當に支配さるゝ、卽ち周圍の關係より之れが增減に大なる關係を持つものである、そこで人口の增加、人文の發達、社會組織の複雜化等に伴ふて、各般の事態が益複雜多岐となり、人智が進めば進む程一面には欠陷も生ずると云ふ樣の關係となり、文化の發達に伴ふて減少すべき筈の犯罪が增加するの趨勢であつて、我邦の現象亦然りと云ふ狀態であることは、甚だ慨嘆の至に堪へざる所である。

十九世紀に入りて以來、工藝の技術は大に進み、交通の便は大に開け、生活狀態が全く一變し來つて、現代の新社會を形成するに至つたことは、今更ら呶々するまでもない所であつて、一方に於ては犯罪は益增加するの傾向を示し、就中少年の犯罪は年を逐ふて激增するに至つて居るのである。言ふまでもなく犯罪は危險性の最も烈しき社會的疾患であつて、一方に於ては如何に利用厚生の途が開けても一方に於て犯罪の增加を見る樣のことであつては、眞の平和と幸福とを享有することは出來ないのである。殊に現代活躍者の相續人たる少年の犯罪が逐年增加することは、痛切に社會の前途を務す凶兆と言はさるべからざるものである、我邦の犯罪數は一般の趨勢に洩れないのであつて、犯罪數は年と共に多いが、刑務所に入所したる新受刑者の數は數年來を比較して見ると漸次減少して居るのである、併しながら少年犯罪に付て見れば、其趨向が一致して居る譯ではない。

我邦の少年犯罪に於ける近年の趨勢が如何なるものであるかを考察して見たいのである、最近の司法刑事統計に現はれたる所に依れば、刑法犯に因つて第一審の有罪判決を受けたる少年犯罪者は左の如くである。

	十八歲未滿	二十歲未滿	計
昭和三年	七三三人	一、九五八人	二、六九一人
昭和二年	八四九	二、三〇八	三、一五七
昭和元年	九〇三	二、三六二	三、二六五
大正十四年	九一九	二、〇四三	二、九六二
大正十三年	九五九	一、九三六	二、八九五

右の數字は犯罪少年の全部ではなくして其一部分に過ぎないものであるが昭和元年を最高として、漸次減少を見つゝあるは喜ぶべきことである。

檢事の手に依る起訴猶豫者、司法警察官の手に依る微罪釋放の處分者は左の如くである。

	十八歲未滿	二十歲未滿	計
昭和三年	七、六九八人	一一、四二〇人	一九、一一八人
昭和二年	一二、五四〇	一一、八七六	二四、四一六
昭和元年	一二、九五一	一二、〇五三	二五、〇〇四
大正十四年	一二、八一二	一一、三六一	二四、一七三
大正十三年	一一、一九二	一〇、九八八	二二、一八〇

右の如く起訴猶豫者及微罪釋放處分者は多數あるのである、是れ亦前揭同樣、昭和元年を最高として漸次減少を見て居るのであつて喜ぶべきことである。

次に司法省行刑統計に現はれたる少年の新受刑者を見

れば左の如くである。

	十八歲未滿	二十歲未滿	計
昭和三年	五四二人	一、三〇一人	一、八四三人
昭和二年	六三六	一、五四八	二、一八四
昭和元年	七〇五	一、三九〇	二、〇九五
大正十四年	七二一	一、四五四	二、一七五
大正十三年	六六七	一、二三二	一、八九九

右の數字に依れば著しき增減なく殆んど一張一弛の狀態であつて、前揭の第一審の有罪判決を受けたる少年犯罪者の趨向と一致せざるも、第二審以後に於ての確定判決や執行猶豫等の關係もあつて斯くの如きことゝなれるものと思ふのである。

次に東京及大阪の兩少年審判所に於て取扱はれたる件數を見るに左の如くである。

東京			計
昭和三年	五、五六八	七、二七六	一二、八四四
昭和二年	六、一〇八	七、九四〇	一四、〇四八
昭和元年	六、七一二	九、二六二	一五、九七四
大正十四年	六、一四五	八、八二二	一四、九六七
大正十三年	四、九四八	六、九三七	一一、八八五

是れ亦昭和元年を最高として漸次減少の傾向にあるは喜ぶべきことである。

其原因が何れに在るかは遽に斷定し難いのであるが、兎に角昭和元年を最高として漸次減少の傾向に在るは大に喜ぶべきことであつて、少年法施行が少くとも其一原因を爲して居るものであるまいかを推知せしむるのである。

而して東京及大阪の兩少年審判所に於ける保護處分の件數を見るに左の如くである。

東京			計
昭和三年	二、二四六	二、三五九	四、六〇五
昭和二年	二、〇八二	二、七二一	四、八〇三
昭和元年	二、三六二	二、四九二	四、八五四
大正十四年	二、一九四	一、九六〇	四、一五四
大正十三年	一、九八三	一、二八八	三、二七一

保護處分の數に於ては昭和元年を最高とするも、其以後に於ても格別の減少を見て居ると云ふほどの減少でないのである。

未成年者に依て犯された犯罪が如何なるものであるか、小野東京帝大教授が刑事統計に依り調査せられたる所のものを見るに、未成年者にして刑法犯有罪の言渡を受けたる者及び起訴猶豫又は微罪釋放の處分を受けたる

者の罪名別は左の如くである。

有罪被告人罪名（大正十二年乃至昭和三年平均）		起訴猶豫及微罪釋放者罪名（大正八年乃至昭和三年平均）	
騒擾	二四		三五
放火	六二		二九
住居侵入	六九		二六〇
賭博	五一三		二、六〇〇
殺人	六六		一五
傷害	三〇七		一、四一四
過失傷害	一七〇		二九四
堕胎	二四		四三
竊盗	一、二三一		一三、三一〇
强盗	九〇		一八
詐欺	一五四		一、八六二
横領	七〇		二、二二〇
其他	二一四		一、三二五
計	二、九九四		二三、四二五

右に依れば總ての犯罪に亙つて居るのである、窃盗は成年、未成年に區別なく犯罪中最も多數を占めて居るのであるが、殊に少年には多いのである、其れに次て詐欺横領、賭博の如き財産に對する犯罪が多いのであるが殺人、傷害の如き身體に對する犯罪も比較的多いのである又放火、騒擾の如き社會の安寧秩序に對する犯罪の少からざることも大に注意さるべきものである。

二、少年犯罪者の犯因

犯罪者が犯罪に陷るには近因あれば遠因もあるのである。其動機、緣因は直近にある様に見へても、其由來する所は遠く溯て探究して見なければならぬ様の關係も多々あるのである、調査研究する所に依れば少年時代に單に一の惡戲として平然行ひつゝあつた惡行爲が、父兄其他の監督者が監督を怠つて之を放任したとか或は不充分であつたとか、又は愛情にのみ流れて之を看過したとか云ふ様の關係で益犯罪的危險性を誘發したり、又は彼等の意思が薄弱であつて而かも動搖し易い少年時であるが爲め、種々の誘惑に陷り五官の奴隷となつて蕩然女色に耽溺したり、又は買喰とか、映畫、芝居等觀覽の嗜好慾に驅らるゝとか云ふ様のことが、不良兒としての深淵に歩を進めしめたり、或は模倣し或は空想に驅られ、或は血氣に馳せ、思慮も分別も定まらざる育動を演じ、又は境遇の上より懦弱、怠惰の習性を養ひ、剛健の氣風は全く消磨し一時を糊塗するが如き懦風に浸染する等の關係

が遂に犯罪の深淵に導くに至る様のことであつて少年時代に於ける關係に大に注意せなければならぬのである。

少年が不良行爲を爲すに至り又は犯罪行爲を演ずるに至る原因は內的原因即ち個人的關係及び外的原因即ち社會關係に別つて觀察するを得べく、又遠因と近因に別つて觀察するを得べきことと信ずるのである。

個人的原因に付ても之を細別すれば、精神的關係身體的關係、家庭的關係とせなければならぬ、即ち本人の性質、遺傳關係、理性發達の程度、身體の健否及不具、廢疾等の關係、生育、家庭の狀態、意思の薄弱、遊惰、性慾の關係、浮浪性の衝動、虚言の惡習慣、少年時の憤激性、感情强烈、嫉妬、惡戲本能、少年時の誇大空想性、模倣性、買喰、映畫、劇等の觀覽、虚榮心、誘惑等の關係である、社會的原因は周圍の狀況即ち環境、生活上の境遇に於ける關係、教育の關係、政治運動等の影響、社會道德の頽廢、宗教心の衰退、群集心理の作用等種々なる關係に指を屈せさるを得ないのである。

其遠因關係に付て其主なるものを分解的に表示すれば左の如くである。

(1) 個人的關係

遠因
- 精神發達不完全
  - 魯鈍又は愚曲而して其れが爲め種々の犯罪に陷る。
  - 腦病、心臟病、肺患、脊髓病、遺尿症、四肢の障碍等の關係より自家又は主家の家出を爲し窃盗犯罪に陷る
  - 身裝に囚はれ奢侈に流れ犯罪に陷る
  - 正業を怠り又は花柳界に出入し不正行爲を爲すに至る。
  - 僥倖を希求し無謀の擧に出て犯罪を爲すに至る。
  - 他人の業務を羨み又は忍耐力乏しく職業を轉輾し遂に犯罪に陷る。
  - 少年墮落の有力なる根原であり遊惰放蕩等之れに胚胎し其極犯罪に陷る
- 身體的故障
  - 同上
- 虚榮心
  - 幼少時の取締不充分より少年時の盗癖を成し反覆遂に拔くべからざる習癖となるに至る。
- 遊惰癖
  - 地方少年は都會を憧憬し無謀に上京し流浪の身となり各種の犯罪を行ふに至る
- 射倖心
  - 小說其他文學的書籍を耽讀し遊惰と
- 無謀轉職
- 無謀上京
- 文學的耽溺
- 映畫、劇等の嗜好過度
- 盗癖
- 買喰癖

なり陰鬱となり遂に犯罪に陷る。

望鄉の念　都會又は他地方に出て丶少年時として望鄉の念に驅られ主家に放火するに至る者がある。

誘惑　各種の犯罪に陷る。

模倣　善事の模倣は奬勵すべきことなるも兇角惡事を模倣するに至り遂に犯罪に陷る。

無教育　放縱無作法にして遊惰に流れ不良行爲を爲すに至る。

(ロ) 家庭的關係

遠因　家庭不良　結果　幼にして兩親又は其一方に別れたる者は多くは生育不良となり隨て教養も其た不充分となり自然不良の境遇に置かるゝ結果犯罪に陷る者多きに至る。

生育不良　兩親の愚昧なるか、放漫なるか又は家庭の不折合等の關係上殆んど家庭を成さざるが如き狀態の家には子女の犯罪を產出するに至る（少年を使用する主家も之に準す）

家庭の不取締　兩親又は一方の親の溺愛、教養の軟弱、又は放任、父が大酒を好むなどの關係等より子女の取締充分ならず其結果犯罪を誘發するに至る（少年を使用する主家も之れに準す）

家庭の不幸　家庭の貧困、父母の疾病其不幸の續出より子女に教養の足らざる結果を惹起し其極不良行爲を爲す者あるに至る。

(ハ) 社會的關係

遠因　惡友　結果　遊惰に流れ買喰、映畫の觀覽等に耽り進んで種々なる不良行爲を爲すに至る。

地方の惡風習　遊惰となり、不節制となり、無恥となり不良行爲を爲すに至る。

思想の惡化　社會思想の惡化は單純なる少年に著しく惡影響を及ぼし種々の犯罪行爲を演出するに至る。

思想の極端な尖銳化　思想の尖銳化は時代に伴ふて當然なれども極端なる尖銳化は人心を安定せしめず、輕薄となり利己となり種々なる不良行爲を演出するに至る。

射倖心の激發　社會思想の惡化よりして勞せず、働かず一攫千金を夢み、外面の幸福なる生活を爲さんとする射利的僥倖心激發の影響を受け犯罪を爲すものあるに至る。

精神教育の缺陷　知識教育は益進むも精神教育は其割合に伴はず滔々たる惡風は知識を惡用するに至り犯罪行爲を演出する者尠からず。

宗教心の衰退　一般に宗教心衰退し其反映は少年に及び自制心乏しきに至り不良行爲を演出するに至る。

刑餘の不信用　自暴自棄となり遊惰となり再犯に陷る。

是れより簡單に各項に付て少しく述べて見たいのである。

(1) 性格上の缺陷

所謂「三つ兒の魂百まで」の諺にあるが如く、本人の持て生れたる性質、性癖と云ふ樣のものは、生育や家庭の關係等より後天的に助長せらるゝものが多い關係もあるが一は本人の個性にも存することであると思ふのである。懦弱であるとか、狡猾であるとか、放縱であるとか陰險であるとか、陰鬱であるとか、輕躁であるとか、短慮であるとか、執拗であるとか、愚曲であるとか、魯鈍であるとか、偏狹であるとか其性格から犯罪に陷り易い傾向を持て居るので、僅かの動機を與ふれば直に犯罪行爲を演ずるに至るのである。

(2) 遺傳

兩親又は一方の親若くは祖父母等に不良行爲を爲す者があれば、其子孫に不良少年の出づることは事實に於て往々認めらるゝのであつて、一には境遇の關係もあるであらふが、一には遺傳の關係があるものではないかと疑ふべきものがある。曾て私の調査したる所に依れば、少年受刑者の百分の一一は直系又は傍系の親族に犯罪があつたものである。此等は遺傳に基く系統的犯罪者たるを察することが出來るのである。

遺傳的關係よりの犯罪者を改善するには、醫學上より心理學上より、犯罪學上より將た又實驗上より、之れが個性を研究して、適切なる矯正方法を發見して以て、救濟矯治の途を盡くさなければならぬのである。

(3) 生育

生育が不完全であれば、不健全なる發達の結果を見るべきは當然である、生れて直に父母に別れ或は幼にして父母又は其一方に別るゝが如きは、人生の大なる不幸であつて、父母の慈愛、溫情を解するの機會を有せないの

は眞に人生の悲痛事である。私が曾て取扱つた受刑者で幼時よりの告白を爲した者の中に「自分は幼少の時母に死別し、父は後妻を迎へたので、自分は繼母が來るや直に家を飛出し遂に數犯を累ぬるに至つたが、半生以上は刑務所に於て暮らし父母の慈愛を深く味いたることなく兎角性質が荒み勝ちになり、遂に犯罪亦犯罪と進み入つたのである」と言つた者がある。固より兩親の膝下に養育せられたる者でも悉く完全なりとは言ふことが出來ない。兩親が揃つて居り而かも外面上幸福の家庭に育てられた者であつて、犯罪を爲す者が少くないのである。兩親を喪ひ幼より他人の手で養育せられたる者必しも不良なりとは限らない、併し一般的に之を考察すれば、兩親の愛育を受けなかつた者若くは其撫育を受くること極めて短かつた者が、比較的不良の結果を見ること多きは事實である。卽ち不良者は斯くの如き不完全生育者に多く產出するは事實である、果して然らば生育の完否は直接に發達の良否に係り、發達の良否は社會に於ける生存の適、不適の分岐點となると言はなければならぬ、私の調査したる所に依れば、少年受刑者中兩親なきもの及父母の一方なき者を通して百分の五三を占めて居るのである。卽ち兩親の共存せざる者過半數に及んで居るのである。

(4) **家庭の狀態**

不健全なる家庭に不良分子の產出するは當然であつて家庭の不圓滿又は親子の愛情薄き爲め、子は外出を好むに至り、放浪の身となるは蓋し已むを得ざるの狀勢であると言はねばならぬ、

家庭の職業は直に以て犯罪の原因となることは少かるべきも、間接には極めて有力なる緣因を爲すものあるを思はしむるのである、少年に付ては家庭に於ける父兄の職業が監督、敎養上に及ぼす影響は大なるものである。藝妓屋、遊女屋、待合、料理店、カフェー等の如き職業が如何に兒童に不良の影響を及ぼすかは思ひ半に過ぐるものがある。父兄が長く出稼して家庭には母のみ居るとか兩親とも外出の稼業に從事するとか、兎に角兒童の敎養が疎漫に流るゝ家庭が比較的犯罪に陷る少年を出すのである。

犯罪の經濟的考察 (三)

楠原祖一郎

目次

一 生活のための經濟鬪爭
二 經濟事態の變化と犯罪事象（以上前々號）
三 經濟的犯罪
四 犯罪の經濟的狀勢
五 犯罪の職業的分類（以上前號）
六 常習的犯罪
七 犯罪行爲に於ける經濟組織の影響
八 窮乏（貧困）と犯罪（以上本號）

六、常習的犯罪

經濟的事實が影響を及ぼしつゝある犯罪研究の第四の手段として常習的犯罪 Professional Criminality の意義を明らかならしむるところがなければならぬ。而して此の種の犯罪は、何人の間にも職業的に爲され得るものであつて Professional Criminality は、明らかに經濟的動機から支配を受けてゐるのである。由來、犯罪は生計の維持のためになさるゝか、または全然不法な行爲としてのものであつて、生計が普通に支持されてゐるものの間では凡べて犯罪が發生しないものである。

今このプロフエツシヨナル・クリミナリテイーの限界をたしかめ、それにある階級を與へるといふことは不可能である。而して一般に重大なる犯罪を敢行するものにありては、その行爲は甚だ巧妙を極めて居り、他の犯罪に於ける如く、容易にその本體を暴露するが如きことがないのを普通とする。例へばこゝに精神的缺陷者や發狂者によつて爲さるゝクライム及びパツシヨネーテイングな犯罪者にありては、プロフエツシヨナル・クリミナルよりも、その逮捕が極めて容易である。更に職業的に經驗の未熟 Unskilled なる犯罪の如きも、仝じくその逮捕が容易である。而してかくの如き偶然的なる犯罪も、次第に經驗を積むに從つて、プロフエツシヨナル・クリミ

ナルを生み出すに至るものである。

フランスの刑務所には、此の種の犯罪型 Criminal Type に屬するものがその在監者中に多少含まれて居ると記述されて居る。(註一) 而して實際には刑務所に收容中のものにして、その大部分のものは、(少くともその二分の一以上のものは)、常習的犯罪者であつて、各種のクリミナル・グループについて見ると、容易にその意義を知得するであらう。

さてすでに論ぜし如く、若干の比較的良質なる犯罪(犯罪に良質のものはないが、さほど惡質でないと云ふ意味において)や小盜の如き一時的偶發的の犯罪にありては、そは犯罪の特質上一のビカミングなものといふべきであつて未だどこでも小盜の如き一時的偶發的の犯罪を以て、警戒を要する繼續的犯罪とはしてゐないためにそれらの完全なる統計的表示が行はれてゐないのである。次に非破廉恥的の如きは、そのクリミナル・タイプやそのモチーヴが相當に認識されてゐるがその一々を統計的に明白ならしめ得ないために、そのどの一に對しても、別に研究されたものとて著明なものはない。(註二) 第三に此の種の事件の大部分は、刑事裁判所に送くらるゝ前に、その爲したる行爲に對して義務を辨濟し、責任を解消するのが普通である。これらの多くの事件においては、無論一の犯罪として有罪宣告を下すべき特質が含まれてゐる。第四に犯罪乃至犯罪的行爲の若干の事實が明白に示してゐる様に、往々にして被害者が訴訟を提起しないために、罪行があるとしても裁判所はそれに對して有罪宣告を下すことが出來ない。そして又何處でも犯罪に對しては一の憐情を以て接し、これを一の制度の命ずる所に從つて悉くを根絶し、人々の迷惑を防止することを試ろみないのである。

しかしてこれらのクリミナル・タイプは、サーヴアント又は被傭者が、その主人亦は使用主から、憐情のために告發されないのが普通であるから、家事使用人間の犯罪は、いづれも裏面に被はれ勝なのである。けれどもその他の通例の微少犯罪においては、やはりそは一の常習的犯行として、刑罰の追及から免れないのである。しかして實際にはかくの如き若干の犯行は、所謂常習的犯行として、屢々刑罰が課せられてゐる。彼等は常に、常習的犯行と、痴愚犯行者の中間に位してゐる。けれども或る種の犯罪の如きは、巧妙なる智能を要するものとして常習犯罪の中でも高級犯罪(重罪犯)と目せられてゐるものであるが、大體において、彼等はかくの如き智能を

要する犯罪には不熟練であつて、有罪犯行の大部分殊に處罰さるべきものにありては、そは社會的責任に歸すべきものが多いのである。

經濟的事態は又、常習犯罪を創造せしむるにあたつて甚だ有力なる條件となるものである。この種の犯行或はその犯行者の大部分は、病身であるかまたは精神的に缺陷があつて、それが原因となつて犯罪行爲に陷るものが多いのである。經濟的乃至一般社會的勢力は、常習的犯罪における特殊の原因を解決すべき實力を有してゐるのである。けれどもその犯行が、精神的缺陷に基づく場合にありては、かゝる事態は、別段にその犯行矯正に對して有力な材料たり得ないであらう。經濟的實力は、實際にはその及ぼすべき力が大てい不動的のものであつて、這ふした場合、より勝れた經濟的條件が犯罪性を高むるが如き精神上の缺陷を、或る程度に抑制する效果は勿論否まれないであらう。

生存競爭場裡における青年階級への經濟的壓迫と、生活のスタンダードの昂騰、更に知的乃至德的訓練の缺陷と、惡友との交涉によつて、大ていの犯罪が誘導されるものである。しかし乍らこれらの犯罪の多くは、大てい偶然的のものであつて、刑罰からの暗黑なる影響によつて、支配を受けてゐるものでは勿論ないから、これらの犯罪は、その初期において完全に訓育を施すことによつて、大てい防止し得るものである。(註三)

(註一) Leblanc は、フランスに於ける常習犯罪の研究にあたつて次の如く述べて居る。

一般に犯罪事實を知るには、警察や裁判所は最も手近かな場所であらう。また刑務所でも彼等の冒險的事實について、確なる資料を得るに好都合な場所である。今巴里における八〇〇〇件以上の窃盜犯中、七八百件以上のものは、大てい刑務所に縛がるゝまでに放免されてゐる。それは犯罪としては未熟なものであると共に、且つ微罪であるからである。而して今或る刑務所での事實について見るに、平均して九年間の繼續犯行によつて、その犯罪性を固めてゐる」と。つまり平均九ケ年間を經て、一人前の常習犯としての立場を持ち得る譯である。

(註二) G.Tarde "Les Delits Impoursilvis,"Lyons, 1895.

(註三) ボンガーはプロフエッショナルな犯行の品性陶冶について、次の如く述べて居る。

常習犯罪生活の若干の事例を除けば、次の如くこれを要約するを得るであらう。即ち、彼等の多くは腐敗せる環境又は兩親の喪失及扶養者からの放棄等によつて犯罪生活に入るものである。又惡友からの誘惑によつて一時的な窃盜を犯し、刑罰の領野に近づくものもある。けれども右の例は、パーセンテージから見れば極めてエキセプショナルなものである。而してその都度、これらに刑罰を課するとすれば、彼等の犯罪心理が改良さるゝにあらずして、反對に益々損傷せらるゝに至るであらう。もし、彼等が常に惡友に接近するとすれば

自然的にその犯行度數が高められるゝであらうから、彼等がつゞけてゐる冒險的生活の反覆、そのトリックを好む傾向を、職業的知識によつて除々に誘導し、かゝる環境から退かしむることが必要である。之に反して彼等の刑罰によつて、ブラックライズ（野獸化）せしむることは、彼等の心理狀態を改良せんとする上に、何等效果をも示さないであらう。ボンガーは先づ、彼等の心理的缺陷をよく認識し、その人格を尊重し、彼等の自負心を高めしむることの急務を力說してゐる。（W.A. Bonger, Op. Cit, P. 581.）

七、經濟組織と犯罪行爲

前述來、既に犯罪に對する經濟力の影響する相關々係即ち、物價や勞働賃銀の異動することによつて、一般に犯罪率を上下せしむること、或る種の犯罪は經濟的動機によつて左右されること、又經濟的地位及職業關係が更に犯罪性に重要なる關係のあること、等々について論述した。

今かくの如き研究上のプロセスにおいては、經濟的條件 Economical Force が凡べてを支配してゐることを示してゐるが、しかし乍ら或る點においては、それを正確に說明し、意義づけんとする企ては不可能となる。從つて又社會的經濟的組織が、犯罪に對する一般的經濟的條件の認定と、それを特質づける基礎となるべき事態の說明も、これを完全に果すは全樣に困難である。

さて現行の經濟的秩序の最も顯著なる特質は、個人の企業自由の制定によつて條件づけられてゐるが、而かもそれは極めて少數の個人によつて、廣大なる生產市場の大部分を獨占されてゐるのである。それと共に一般の經濟的活動も、又少數の個人の意志によつて直接に統制されてゐるのである。此の結果一般の勞働者は、その社會的生產の分配の上では、決定的に不利な立場に置かれてゐるのである。近代資本主義的產業の誕生以來、かなり長い間に亘つて勞働者は、その富の分配に對して重要なる關係を及ぼすべき地位を與へられてゐないのである。これは全く天然資源の抱藏量、人口密度、資本の蓄積、生產的企業等の諸要件によつてのみ決定せられ、條件づけられてゐるのである。故に勞働に從事する凡べてのものは、これらの直接的コントロールには、何の地位も認められてゐないのである。富の分配における驚くべき不均衡及その集中は、凡べて彼等の意志と何のかゝはりもなく、條件づけられ、左右されてゐるものである。

更に亦考ふべきは、近代の諸種の經濟的制度は產業のグルンドを甚だしく不安定ならしめてゐることである。しかしてこれが基本的說明を、吾々は景氣循環 Trade Cycle によつて發生するところの不況、乃至好況時代の中

にそれを發見し得るのである。けれども何れの時代でも多少とも不安定は免れないが、產業上の諸關係は、由來絕えず生產の過剩又はその缺乏によつて動搖し勝ちである。しかして如上の產業の不安定に對する根本的の原因となるところのものは、經濟生產物に對する需要と供給の平衡が、一定しがたいところに存在してゐるのである。換言すれば、此の原因が常に何處にも存在してゐるのである。併し乍ら過去の社會においては、その生活形態の上からしても、小社會が主に形成され、且つ又一般的には自足經濟がそれを支配してゐた結果として、原則として生產者はそれ自身消費者でもあり、且つその需要は不充分ではあるが、これを充足することが出來た。ところが產業革命以來、生產企業の凡べてが例外なく、機械的生產組織による、大規模の計畫を實施することから出發したために、多くの場合において、勞働者は長時間に亘つて工場生產に從事し、その生產物の需要に對する性質と、限界がそれによつて決定さるゝことになつたのである。この結果、過剩生產と、それに原因する經濟恐慌が頻繁に、且つ顯著に增加するに至つた。しかしてこれがために驚ろくべき多數の失業者が輩出する原因が作られ、而して全時に又資本家又は企業家の破產 Bankruptcy をも結果するに至るのである。

而して這般の見解に對して、尙附加的に考察せざるべからざるは、貧困の原因となるところの財產の亂費の防止についてゞある。所が過去の社會と現在の社會との何れが富を浪費したかを部分的にこれを說明することは、おそらく困難であらう。しかし乍らこの關係を知ることが、犯罪と經濟的狀態を研究する本項の主要なる目的とする所ではない。何が浪費の原因と見なさるべきか、且つ又それが如何にして移動したかを知ることが、より我等において重要であるのである。而してかくの如き產業の不安定は、勞働力の消散と、資本の滅失 Dissipation of Capital と共に、それが浪費の最大原因であることが極めて明白である。或る生產物の分配は、凡べてそれを消費するにあたつて極端に贅澤なるか、或は又浪費的なるかによつて、無意義に死滅されるものである。近代社會におけるその狀態は、中產階級と近代の生產組織に附隨して起る驚ろくべき浪費階級の形成とによつて、その浪費の度を一層高めて居る。併し乍ら、かくの如き浪費は、文明社會の凡べてにおいて、可成り廣く行はれてゐるところである。

凡べての社會的生產は勞働能率を若し理想的に改良

することが可能なれば、更に大いにその量を增大し得るであらう。卽ち職業的訓育 Vocational Trainning や合理的經營 Scientific Management によつて勞働者は各々彼の資質によつて、適材適所に配分されて、產業の發達に貢獻するを得、且つ又その能率も增進されるがためにその勞働が凡べて科學的に行はれ得るであらう。而してまたその生產上のチヤンスも必然的に增大するであらうし又その材料の如きも、より有效に產業界を支配するに至るであらう。(註一)

(註一) M.Parmelee, Poverty and Social Progress, New York, 1916 pp. 358——9.

八、貧困と犯罪

現今の社會のストラクチユウアにおいて、弊害の最大なるものとして我等の前に存在するものは、貧困とそれに附隨する諸問題である。既に明白なるごとく、各大都市にありては、著るしき人口の過剩地帶を存してゐる。而して該地帶は何れも下等なるテーンメントが充滿し、かゝる長屋式住宅には夥しき人々が、極めて非衛生且つ粗貧なる生活を續けてゐるのである。而してこれらの家族の所有せる家具類は、保健と淸掃に對して極めて無頓着である。又食糧の如きも、その生計の貧困のために、榮養に乏しく、又常に不足勝となつて居る。かくの如き事情による結果として、當然にその体質が低下し、疾病を誘發するに至るは明らかである。此の事情によつて、成年はその業務に對して活潑に從事し得ず、且つ少年の知能は發育不良となり、學業成績は劣等となるに至る。疾病と死亡率は、此の地區にありては甚だしく高率とならざるを得ない。彼等はその生計が、他の家族との間の接觸が甚だしきため、犯罪への誘惑が極めて多い。換言すれば、かくの如き犯罪への誘惑は、人間社會の至る所に存在してゐるものであるが、しかし乍ら大都市におけるスラム內のそれほども、如上の傾向が著るしくはないのである。全くかゝる地域における誘惑は實に他の高級なる社會の想像しかねるほど甚だしいものがある。ボストンにおける若干の事例を見るに、かくのごとき事態を誘導するに至つた最も重大なる原因は、大てい無節制なる酒精飮料の使用に胚胎して居り、且つそれが又彼等の生活を貧困に陷らしめた大なる原因となつてゐるのである。貧困を生み出す根本的の原因は、全く此の誘惑から發生してゐると言ひ得るであらう。

されば、かくの如き狀態にある彼等の生活を、常軌ある生活へ一のコースを完成に導くことが、殆んど不可能

となつてゐるのである。餘暇と一定の經濟的剩餘の缺乏のために、彼等は常に滿足なる娛樂を有してゐない。それと全樣なる理由によつて、彼等貧民の間には、人間としての必要なる敎養を高むべき機會が、凡べて彼等の前に閉されてゐるのである。

又かくの如き狀態は、ひとり大都市のみに限らず、小都市の場末や、農村或は田園都市にさへ存在してゐる。さらに又此の狀態は多數の家庭を有せざる浮浪人や、乞食を發生せしめ、貧民よりも數段劣等なる社會層を現出せしめて居る。

以上の狀態を一言の下に要約すれば全くこれを條件づけてゐる根本的の事實は貧困に歸着する。けれどもそれは社會の組織的缺陷による結果であつて、各種の弊害も一に全國が主流となつてゐるのである。たとひ或る個人が利益の缺乏によつて、貧民になるに至つたとはいへ、社會は一の全體として、各種の課程を內抱してゐるのであつて、特にその一人のみが利益を失ひ、貧民と化するものではない。吾々が旣に記述せるごとく、疾病の流行犯罪または特殊の惡幣は、そは大てい貧困によつて刺戟され、且つ此の弊害の凡べては、多少とも他へ傳染するものであるから、此の傳波は貧民自身においてコントロールしなければならぬものである。如何なるものでも自己の生活のためには、それを保證すべき生計費 Living Cost が必要であるがために、犯罪又は犯罪類似行爲は貧困によつて必然的に行はれ、從つて、社會の品位が一の全體として低下を示すに至るものである。こは全く文明の發展によつて汚損されたものであつて、貧困の發生も文明の進步によつて刺戟を受けるものである。かくして一の全體としての社會生活は、一面において淨化され高められるゝ半面に、その汚損の度も深められ又移動するであらう。(註一)

然らば吾々は如何にして社會生活の經濟的關係が、犯罪に影響するかについて、その諸相を識別することを得るか?經濟的狀態は財界の景氣循環によつて當然に、直接影響を受くるものであつて、物價と勞賃の相關的騰落は犯罪の限度に大なる變化を與へること、そは前述の如くである。富の分配における大なる不均衡は、貧富の間における經濟的福祉の重大なる差異によつて示されてゐる如く、貧民の或は富者階級の間における犯罪性の相違は、犯罪が、經濟的階級の如何によつて示されてゐるごとく、相對的に反射作用を表してゐるのである。

しかして、この經濟的事情は、各個人が諸種の刑罰法規によつて影響さるゝところの、グルンドに對して大なる交渉を存するものである。多くの勞働者又はそれと全様なる階級のうちには、かくの如き經濟的壓迫に對して極めて容易に克服される特性を有してゐるものがある。ある場合においてはこの種の壓迫は、彼等の生活手段を盆々退化せしめ、彼等を飢餓に陷らしめて居る。生計標準の高騰は、大多數のものゝ生活に重大なるリプレツシヨンを與へ、かつ犯罪關係もそれに應じて比例的に增加を示すに至る。一部の學者の記述せるものによると、各個人の生活において、その第一に必要となるべき衣食住資源の缺乏は、犯罪を高める直接の原因となるものであると。(註二)しかし乍ら此の事實は、多くの犯罪の原因となるところの缺乏の意義が、この理論によつて未だ正確に反證づけられてゐないから、この論據のみを信じ難いのである。各般の事情において示されてゐる如く、日用品收得の困難と、一般物價のアップレシエーションとは、人々をして、犯罪の淵へこれを急迫し、彼等として最も手近かなる犯罪の一型態としての竊盜及それに類似せる微少犯へ「追ひこめ」て行くのである。

人々をして貧困ならしむる直接の原因としての失業又は疾病、或は經濟的壓迫によつて高められたところの、相關的貧困は、今日の生産組織を本位とする社會では、夥たゞしいものがあるのである。而してその中でも、特に著しきは彼の夥しき失業 Unemployment である。這は特に近代産業制度たる資本主義經濟組織のために、各種の産業は、何れも推定本位の産業となつて居り、從つて陷り易き不安定なる事態に基づいて、失業不安が瀰漫してゐるのである。更に又、悲慘なる勞働賃銀」Lowest Labour Wage は彼等のソーシアル・ポジションを益々低下せしむるものである。かくて貧困の間より疾病や、浮浪者が發生するに至り、それが惹いて犯罪乃至犯罪的行爲を誘導するに至るのである。

而し乍ら、これらの「犯罪となり易き行爲」Evil and Mischievous Works は、單に經濟的壓迫のみが、それを條件づけるものではない。又多くの個人を壓迫するものは、單にポヴアテイー（貧困）のみとは限らない。廣く貧困と言ふも、そはリツチメンクラス（富者階級）なるものに對して、「比較的に貧づしい」といふ程度の意義をも含むものである。從つて或る種の人々「所謂文化階級」は右の比較的意義による貧困者であつて、彼等がより高度の生活標準に到達せんとする上からも、經濟的

壓迫が生ずるのである。而して、事實上多様なる犯罪の中には、中小商工業以下のものにおいても、可成り高率に犯罪内容が織り込まれてゐるのである。これは主に金錢を著るしくスペキユレートせんがために行はるゝものであつて、詐欺破産、横領及 Exploiters of the Public のごときは、此の種の中に含まるゝものである。此の種の犯罪は、何れも大部分は經濟的見地によつて考察を加ふる時は、その事情を明白ならしめ得るものである。

前述せしところの如く、吾々は富者階級によつて行はるゝ犯罪と、貧困階級におけるそれとを數字的にも明白ならしめた。即ちこの記述によれば、富めるものゝ間には、犯罪を誘致し易すき行爲なり、それに必要なる策謀なりが殆んどない。それは彼等が經濟的にめぐまれてゐるのと、高度の教養を有することがそれを然らしめてゐるのであつて、要するに生活のために生ずる犯罪を、彼等の間から見得ないのである。つまり彼等は自力によつて犯罪となるべき要素を、よく克服し得るからである。然るに貧困階級の多くは、その幸福を齎らすべき教養と訓育とを伴ふてゐないのである。尚その上に常に粗惡なるアルコールの不節制なる飲用によつて、その窮乏の度が、犯罪の度と共に高まり、如何なる救貧政策も彼等の前ではその光を完全に發し得ないのである。さらに現今では富めるものゝみが爲しつゝあるところの、華美なる奢侈的生活に對して憬れつゝある一部の階級が、それを模倣せんとする慾望の飽滿によつて、犯罪が刺戟せらるゝに至るものである。

(註一) M. Parmelee, Op. Cit., pp. 225——227.

(註二) Joly H, La France Criminelle, Paris, 1889 pp. 357——358

附記

本稿は左記の記述中から、その大意を譯述せるものである事を附言しておきたい。

M.Parmelee, The Criminology, New York. 1921 pp. 67——91.

刑政第45巻第8号
矯正図書館

行刑建築

（五・完）

蒲原重雄

目次

第一、行刑と行刑建築の特異なる關係
第二、行刑建築に於ける特に重要なる諸問題
第三、行刑建築各論
一、敷地
二、建築その他の配置
三、建築及工作物
イ……チ（以上前號）
リ……ソ（本號）

（リ）炊所及附屬設備

炊所に於て特に注意す可き條項を列擧すれば次の如くである。

(1) 光線の射入に特別の注意を拂ふ事である。炊所の如何なる隅々迄も明るい樣に從つて不潔な點が直ちに發見出來る樣考慮せらる可きで普通の窓の他に天窓を設け天井、壁の色を白色系とし反射を利用せしめるのが普通の遣り方である。

(2) 通風換氣に遺憾なきを期する事である。水蒸氣を特に多量に發する飯釜或は飯突場には其直上に換氣裝置を設けて直接屋外に導くが如き用意は一般的の換氣裝置と共に頗る有效である。

(3) 床は石敷、硬質タイル敷、人造磨き出し等の內特に磨損せざる耐久力ある物を使用し適當の勾配を附して排水溝に至り床上に流されたる水を速に切る事が必要である。

壁は白色平滑なる仕上げとし水洗に適する材料を用ひ腰壁床上約六尺は人造磨き出し或はタイル張りとし度い。

(4) 炊事用具の配置は日常の能率に多大の關係を有する者で動作に無駄なく秩序整然事が進行する樣科學的な考慮が要せられるのである。炊所に於ける動作を大別すれば（イ）飯を造り之れを盛る處の一聯の動作（ロ）副食物を調理し且つ盛り付ける動作及び（ハ）汚れたる食器の始末をする動作の三つである。此動作と夫れに必要な炊事用具の配置が尤も有機的な關係に置かれた時その配置は成功した譯である。

炊所に附屬する設備としては左の如き者が一般的である。

○精麥室。漬物及味噌醬油仕込場。豆腐製造場。炊夫更衣室。仝食堂。仝浴室。

ヌ　汽罐室。變電室。
揚給水ポンプ室及貯水槽。
消防器具置場。
洗濯場及燻蒸室。

○汽罐室。汽罐室に就いて特に注意す可き事は何基かの汽罐を室內に据付けた後修繕等の必要の爲め其內の一基を他に關係なく自由に室外に運び出し得るの用意を豫めして置く事である。一般に刑務所の汽罐は炊所及各所に散在する浴場、洗場等に蒸氣を給するを目的とするのであるが、最近に至り冬期に於ける事務所、病舍等の中央式煖房が實行されるに及んで煖房用汽罐を特設するの必要が生ずるに至つてをる。

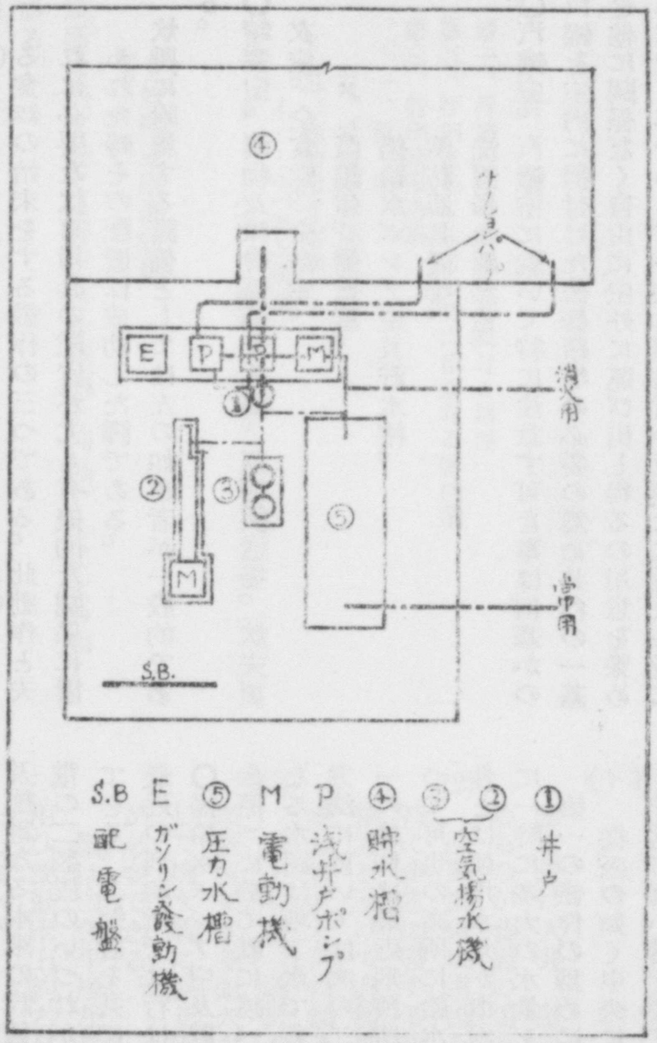
○變電室。電力購入の經濟的見地と刑務所に於ける電力使用統制の必要上から變電室を設けるのであるが、變壓及配電なる本來の設備の外に停電時に備へる蓄電或は發電の二裝置のいづれかは絕對に缺く事を得ない者とされてをる。二裝置を共に設備する事も事柄の重要性の故に最近の刑務所では行はれるに至つてをる。

○揚給水ポンプ室及貯水槽。上下水問題（第二、一、イ參照）に於て既に述べた如く刑務所に尤も一般的で適當なる水源は地下水であるが、之を揚水し且つ給水す可き方法に就いては次の二條件が之を決定するのである。第一の條件は最近刑務所の建物が高くなる傾向にある事從つて可也の高所に給水するの要ある事であり、第二の條件とは使用水量が激增せる事實と殊に起床後洗面及用便に一時に多大の水量を消費するの特殊なる事實である。

第一の條件の爲めには次の問題が生じて來る。

（イ）從來の如く中央に給水「タンク」を築造するとすれば非常に高い者を要するのであるが之れが相當の量を容れる者である時構造上經濟上共に非常に不利である。近來は此故に高所に「タンク」を設けた從來の方法を捨て地下或は半地下に貯水槽を設け一旦地下水を此の中

に貯水し更らに他の「ポンプ」に依りて各建物の屋上に設けられたる「タンク」に給水すると云ふ方法が採られるに至つてをる。



貯水槽は地下或は半地下に設ける場合非常に經濟的で從つて大量の水を貯水する事も極めて容易である刑務所一日の使用量を貯水するを貯水槽の標準としてよい。

(ロ) 第二の條件は次の様な結果に導くのである。

一般に井戸は(靜水面水を汲み上げない場合の井戸水表面)が年と共に下るを常とするのであるが、更らに水を「ポンプ」に依つて多量に汲み上げる場合の動水面(汲み上げ最中の井戸水表面)は著しく靜水面より下るのであつて、普通の淺井戸「ポンプ」では揚水し得ない場合が多く、所謂深井戸「ポンプ」に依らねばならぬのである。深井戸「ポンプ」としては「ポンプ」を深く水中に下げ地上に在る電動機にて動かす「ボアホールポンプ」か或は壓搾空氣を水中に送り水泡と共に揚水する空氣揚水機(エアリフトポンプ)の二種類がある。

揭載した圖面は府中刑務所の「ポンプ室」であるが(1)は井戸である。(2)及(3)は空氣揚水機であつて井戸中に壓搾空氣を送り一分間約七石の割で揚水して(4)なる貯水槽に貯水してをる。(PPM)は普通の淺井戸「ポンプ」で吸水力は少いが、二臺を連用して揚水力は平常七十五尺非常時百五十尺の能力を有する樣設計されて居る。非常時とは消火の際であつて「バルブ」の開閉の組合せに依り平常の倍の揚水力を得るので頗る都合よき方法と云へる。此の「ポンプ」に依つて貯氷槽の水を(5)なる壓力水槽を通じて構內各所の屋上「タンク」其の他に給水するのである。(E)は「ガソリンエンヂン」であつて(2)の空氣揚水機を動し亦(P)(P)の給水「ポンプ」をも動し得るの裝置になつてをる。かくて停電時に際しても一向に差支なく自由に揚水し且つ給水する事が出來る譯である。

○消防器具置場

○洗濯場及燻蒸室。洗濯場は洗濯工場に合併するを便とする場合もあるが收容者の被服を洗濯すると云ふ事には消毒の意味が多分に含まれて居るのであつて一般に此地域に置くのを便として居る。消毒は釜に依る煮沸及燻蒸釜に依る燻蒸で目的を達せられるが未濟部分と既濟部分との區劃を嚴にせねばならぬ。

(ル) 諸倉庫

倉庫には中央事務所の地階を利用した文書倉庫、廳用品倉庫の如き者もあるが獨立して造られる倉庫には大體左の種類がある。

○工場倉庫(製素品倉庫及器具倉庫)。領置品倉庫、被服及日用品倉庫等であるが、倉庫に就いて一般的に注意す可き條項は左の通りである。

(1) 三階乃至二階を適當とする。必要に應じて運搬には機械を用ふ可きである。(第二、三所載圖面參照)

(2) 換氣に特に注意する事であるが、倉庫の中要所要所に內經一尺乃至二尺の換氣筒を設けるのが極めて有效である。品物の持つ臭氣を發散せしめ他の品物に浸潤せしめない事。濕氣を取り去る事、冷涼ならしめる事等の倉庫に必要な條件を悉く滿す。

(3) 窓は日光の射入に依りて室內溫度の上昇する事が倉庫に好ましからぬ理由から成る可く少さい事が要求されて居る。

(4) 外壁及屋根は防熱的考慮を特に必要とする。

(5) 食糧品倉庫に就いては鼠害に對する周到なる考慮を必要とする。

(オ)房　舎

房舎に於て一般的に考慮す可き點を次に述る。

(1) 雜居、夜間獨居、晝夜獨居に夫々收容す可き數の比は司法省の建築準則に定められてあるが、今日の刑務所に於る雜居房の存在には積極的の利點は絶無であると云ふを得べく、寧ろ有害なる者を認めるに至つてをる。雜居房を廢し夜間獨居房を以て代ゆる時在來の工事費には當然に巨額の增額を要する事になり豫算の成立に多大の困難を來す事は豫め考へられるが、刑務所本來の目的達成の爲には飽く迄も困難を押し切らねばならぬ。

(2) 房舎の樣式は併列式とす可く建物の軸は南北或は大體南北であつて南端を少しく西に振るを宜しとする。(第二、一、(ニ)參照)建物間の距離及建物外塀間の距離に就いては既に表に示す處あつた。(第二、三、(ロ)參照)房舎相互間に適當なる遮視裝置を置く事も既に述た處である。一翼の長さは四十間以內とするを戒護上便なりとせられてをる。

(3) 房舎の階數は六百人以上の刑務所では三乃至五階とす可く五百人に一臺の割にて昇降器を設置す可きである。(第二、三、(ロ)參照)

(4) 房舎廊下の幅は左の標準に依らしめたい。

複房式の場合

五階	雜居—二十尺	四階	十八尺　十六尺五寸
	獨居—十九尺		十七尺　三階　十六尺

單房式の場合階數に關せず

雜居房舎	九尺以上
獨居房舎	六尺以上

廻廊は左の標準に依る可きである。

雜居房舎	四尺乃至五尺
獨居房舎	三尺五寸乃至四尺

房舎の階段の幅は廻廊の幅と同じく一翼に二ヶ所以上設く可きである。

(5) 廻廊の手摺は投身を豫防する用意が要る。最近廻廊を廣く用ふる爲めと投身豫防を兼ねて廊下中央の開きを鐵製の大なる面を以て蓋ふ方法が用ひられる傾向にあるが適當の樣である。

(6) 居房の氣積は左の標準に依る可きである。

晝夜獨居	六五〇立方尺以上
夜間獨居	五四〇立方尺以上

雜居(一人當り)　三二〇立方尺以上

然るに「第二、一、(ニ)居房に於ける換氣氣積の問題」の項で調べた如く適當なる換氣裝置を考へざる單なる氣積は意味を爲さぬのであつて、房の內外に設けられたる換氣筒に排氣孔を連絡し廊下の面に吸氣孔を設け共に收容者の自由に委ねざる工夫をし冬期に於ける最も大切なる換氣を完ふせねばならぬ。

(7) 房舎の壁、床、天井、は堅牢にして通謀の恐れなき構造とするは云ふ迄もないが仕上には居室としての感じを考慮す可きである。

腰壁は汚れが付き難い上雜巾で拭ひ取る事が出來る「ペンキ」塗りとし其上部の壁は少しく粗面に仕上げ柔みのある感じを出す。色は「クリーム」色薄い靑或は綠が好い。

床の仕上げは感じの點及足への觸り等から板敷或は木製ブロック敷等を採る。いづれの場合も蚤その他の棲息を許さざる考慮が肝要である。

窓は外部に鐵格子その內側に窓障子であるが窓障子は鋼鐵製が一般に用ひられてをる。房內に蚊帳を吊らない場合此障子に豫め用意をせねばならぬ。

(8) 雜居房。雜居房中の設備は左の如きが必要である。

○便所。便所は何處迄も便所以外の者ではないがせめても其形、仕上げを見て感じ好き樣考慮す可きではなからうか。便所內床及壁は水洗に適する材料を用ひ白色に明るく仕上げる事が肝要である。

○洗面所。適當なる數の給水栓を備へた流しであつて各自の洗面器に依つて洗面をなし或は雜巾の洗濯等にも利用する。

○戶棚。各自の所持品及部屋に屬する共有の品を容る。

○寢臺。之は個々に造る場合卽ち寢臺を持込む場合と一体として造り付けに設けられる場合がある。

(9) 夜間獨居房。此房にも雜居房と同樣便所洗面所戶棚寢臺が必要であるが部屋が雜居房に比して著しく狹い爲め種々の考案が必要とせられてをる。

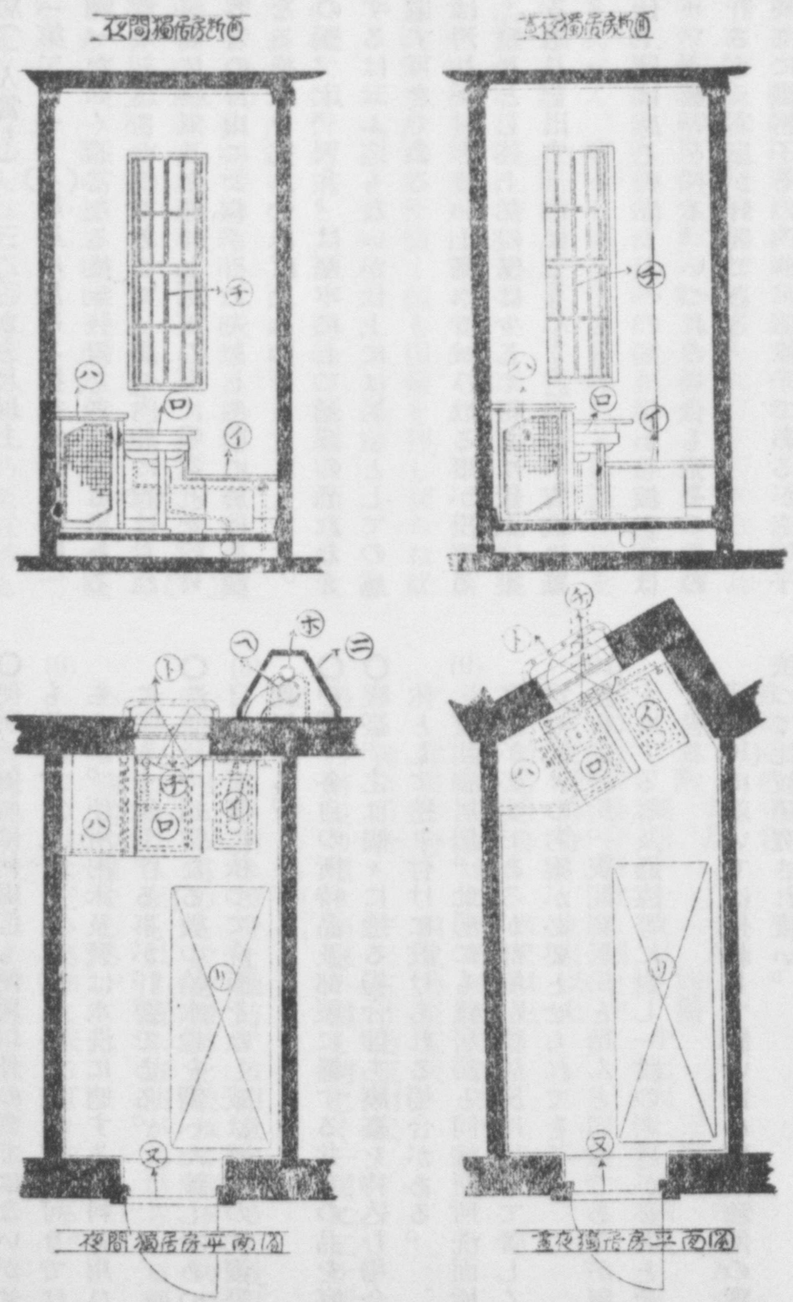
(10) 晝夜獨居房。夜間獨居房と殆んど同樣であるが氣積を大にする事及通謀等に對し一段の考慮が必要とせられて居る。

(8)(9)(10)に就いては揭載して置いた小菅刑務所の實例に依つて比較研究され度い。

(ワ)病　舎

病舍に關する一般的問題は左の如くである。

第一圖



（小菅獨居房圖面）

第一圖

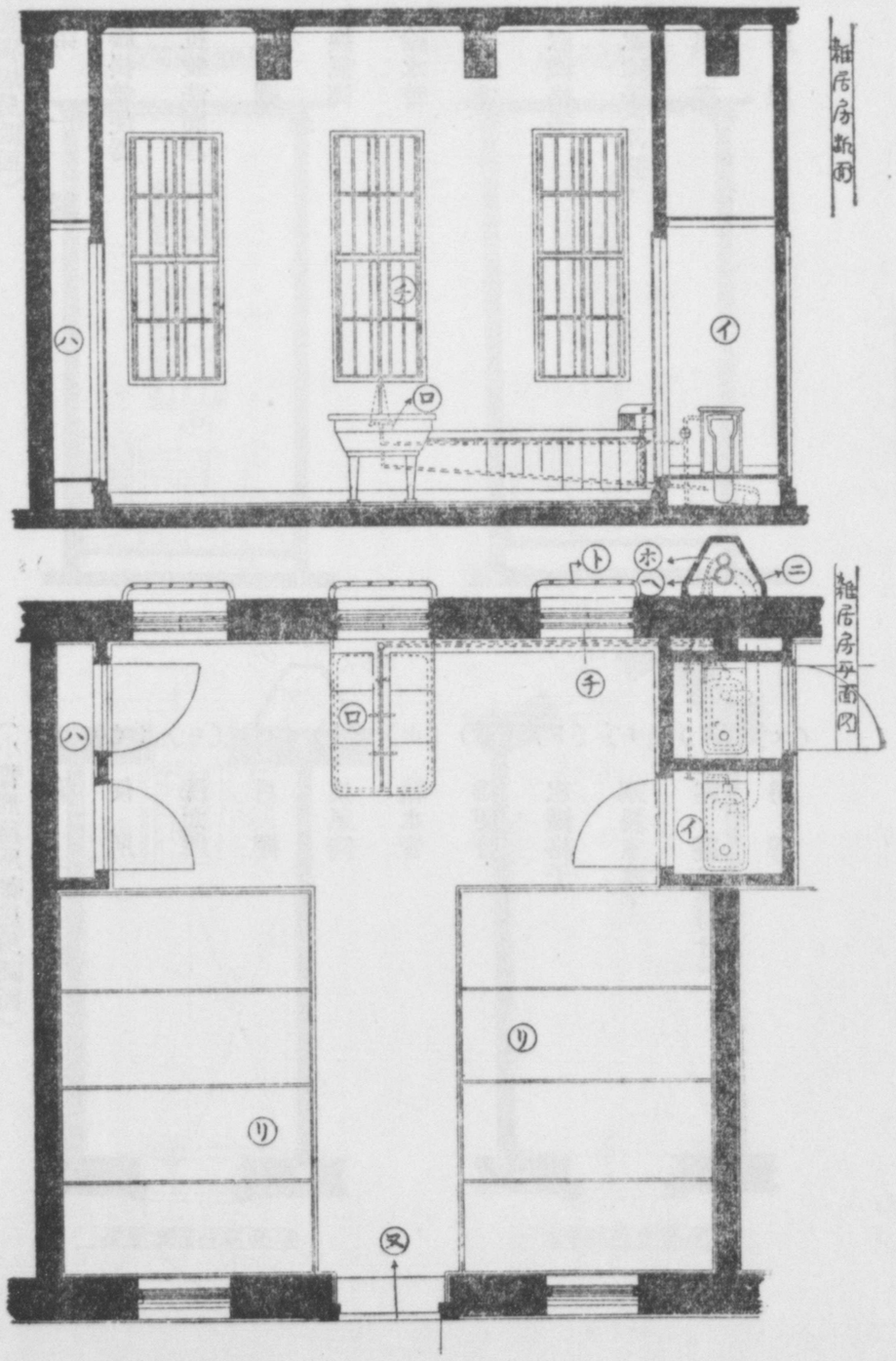
（イ）腰掛兼便器
（ロ）机兼洗面器
（ハ）戸棚
（ニ）換氣筒
（ホ）給水管
（ヘ）排便管
（ト）窓鐵格子
（チ）窓障子（鋼製）
（リ）寢臺
（ヌ）房扉

（小菅刑務所雜居房圖面）

第二圖

（イ）便所
（ロ）洗面所
（ハ）戸棚
（ニ）換氣筒
（ホ）給水管
（ヘ）排便管
（ト）窓鐵格子
（チ）鋼製窓障子
（リ）寢臺（取付け）
（ヌ）房扉

第二圖



(1) 病舍には普通病舍慢性傳染病舍及精神病舍を設け原則として各別棟とする。

(2) 病舍は平屋を便利とするが獨居病舍を多數に擁する場合は昇降器を利用して三階建とするは當を得た者である。

(3) 氣積に就いては左の標準に依る可きである。

雜居病室(一人當り) 五四〇立方尺以上
獨居 (〃) 八六〇〃

右は前に述べたる如く適當なる換氣設備と相待つて有效なるを得るのであるが多期適當なる煖房裝置を採用する事に依つて完全を期するが最も早道である。

(4) 病室內の天井及壁は消毒に便なる材料及仕上げを用ふ可きで腰壁は房舍同樣ペンキ塗りが便利である。色彩仕上げ共に氣の沈まぬ陽氣な柔い氣分を出す事に力む可きである。床の仕上げは「リノリューム」敷きの如く掃除が自由な上に足觸り及音のせぬ者が善い。

一般に病舍內は掃除及消毒に便利であると同時に反響を少く音を立てない考慮が必要である。

次に普通病舍に就いて述べるのであるが此の病舍に必要なる諸室は左の通りである。

○雜居病舍。適當の數の便所、洗面所、寢臺(鐵製)藥臺(之れは藥品所持品を容れる箱で食卓に利用される)等を設備してをる。

○獨居病室。雜居同樣の設備を必要とする。此室では房扉の處迄歩行して報知器を取扱ふ事が困難である場合を考慮し寢臺に押ボタンを附し豆電灯を點じて報知せしめる方法を採るのが親切であらう。

○看護夫室。處置室。處置室は簡單なる診察室。

○物置。浴室。消毒室。洗場。

○準病者室。普通病舍の一部に設け輕い作業に就かしめる。疊及板敷が便利である。

慢性傳染病舍は普通病舍と殆ど同樣である。

精神病舍は他の建物より相當の距離に離して建て狂噪者の音聲を他に洩れざる樣考慮す可く房內は狂噪に際して身體を傷けぬと同時に排泄物その他の汚物を清掃するに便なる構造及仕上げとす可きである。採光換氣共收容者の達し得ない處に設け外部より調節し得る樣考慮す可きである。

屍室は原則として隔離せる建物とし病室等より殊に目に付かざる樣考慮す可く同時に親族等の屍體引取りに際し出入搬出に便なる位置を考慮す可きである。屍室は同時に棺前禮拜讀經等に利用せしめば便利である。

(カ) 工　場

工場に就いて一般的に考慮を要す可き事項は次の通りである。

(1) 作業の業種は地方的の情勢を參酌し之を整理し恒久的に規模を定めて計畫する事が最も肝要で從來の如く容る可き業種とは無關係に工場を建て後から不便を感じ色々と改造し然も遂に不完全であると云ふが如き一般工業界には想像出來ない奇怪なる遣り方を清算せねばならぬ。

(2) 工場は耐久構造とし平屋を必要とする者の外は業種を適當に制理按配して三階程度に立體化す可きである（第二、三、(ハ)工場と立體化參照）

(3) 工場の通風換氣には特に大なる考慮を拂ふ可きである（第二、一、(ニ)工場の通風換氣參照）

工場に必要なる諸室を擧げれば左の如くである。

○更衣室。日光の射入と通風を完全にし自然に衣類を乾燥消毒せしめる事は策を得た者であつて平屋天窓とすれば最もその目的を達するに便である。位置は房舍より工場區域に入り最初に達す可き場所が戒護上便利とせられる。

○浴室。食堂。便所。洗面所。看守所。技術員詰所。理髪室。診察室。物置。職員便所。

(ヨ) 教誨堂

教誨堂の定員は五百人以下とし坐席は椅子式一人の巾一尺三寸前後の距離二尺五寸即ち一人の占用面積は三、二五平方尺を標準とし大体八席毎に通路を採る。通路の巾は兩方に坐席のある時二尺五寸以上。片方のみの時二尺以上（興行場及興行取締規制に依る）とする。

教誨堂には壇を設け中央後壁に神佛を安置し奉る設備をするのであるが莊嚴ならしめ様としてごてごてと飾り立て或は金ピカピカに塗り立てゝ心ある者をして眉をひそめしめる結果に立到る事が往々にして見られる。反つて採光とか換氣とか、音聲の透徹とか教誨或は講演を充分落付いて味はい得る條件の獲得に精進する處に素朴なる近代的の莊嚴さが表し得るのではあるまいか。（第二、四、參照）

活動寫眞の影寫幕及暗幕設備元より忘れられぬ者である。

(タ) 教　場

教誨堂に適當なる移動間仕切を設け區劃して教場に利用するも一策である。定員五〇人以下。

(レ) 官　舍

官舍に就いて一般的に考慮す可き點は左の通りである。

(1) 個々の官舍が住み心地よく見た目に快よき者である可きは勿論であるが全体の官舍街としては實用上の利便に遺憾なく造られると同時に感じの好い美しい街とする事に勉め可きである。寸分は違ぬ家を無趣味に行儀よく併べるが如きは採らぬ處である。

(2) 集團生活をする官舍街は傳染病の發生に對して常に備へる處がなければならぬが、下水便所臺所廻りの構造設備に就き萬全の考慮を拂ひ適當なる取扱と相まつてかゝる脅威から安全でなければならぬ。

(3) 一棟二戸以上の官舍は衞生上面白くない。居室は南面せしめ家族の健康を本位として室の配置をなし虚飾を去り實用的に品位ある仕上げとす可きである。

(ソ) 武術道場。倶樂部。運動場。合宿。共同浴場。

ことわりがき

六月初旬に至り私は病の爲め轉地しなければならぬ事になりました。どうか此區切りで擱筆する事を許して戴き度い。

行刑建築は後に第四、特殊刑務所の建築。第五、刑務所建築の經營、を殘して居ますが次の好き機に完結させて戴き度いものである。



行刑官吏の問題（上）

ブランドステッター

こゝに紹介する論文は Monatsschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, 11 Heft. 1931, S. 663 ff. に掲載せられたる Dr. H. Brandstätter, Ein Beitrag zur Strafvollzugsbeamtenfrage の飜譯である。教育刑の理論に於て行刑官吏の問題が如何なる地位を占むる可きであり、又現に占めつゝありやは、今此處に事新しく贅言を重ねるの要を見ない。我國でも現に本誌上に於て、最近に於ける世界の行刑思潮の一として、正木亮記官の筆に依り此の問題が展望せられる筈に成つて居る（本誌本年六月號以下）ブランドステッターは一にドイツを視角の中に置いて論じたものであり、且つ本論は机上論であると斷はつて居るけれ共、其の所論傾聽す可きものがあり、特に教育官吏としての——戒護官吏に對立する意味に於て——看守の地位と責任とを高く評價し深く尊重した事に共鳴し度い。本論の内容に所々しつくりしない所のあるのは彼此制度に若干の差異ある爲であるが、それは此の内容の理解を妨げるものではないと思ふ。　Z.

行刑改良が教育制度に停止して居ると言ふ事が、最近一部の人から叫ばれるに至つたが、此の停頓狀態の主要原因の一として、人が行刑官吏の問題に對する不完全なる解決に注目するのは正しい。多少共此の問題の滿足なる解決に成功するや否やは、行刑改良の全計畫遂行の能否を決定する。長きに亙つて總べての議論の中心は、受刑者の行刑と言ふ事に立脚して居た。其れは自身正しい事ではあるが然し不充分である。たとひ我々が、未だ受刑者及び監獄教育の方法を殆ど知つて居ないとしても、尙、行刑官吏の合理的な養成を顧慮する事が不要なるの理は無いのであり、斯くては、受刑者を正當に認識し合目的なる行刑教育方法を研究する道が行刑官吏より奪はるゝが故に、明かに失敗である。

行刑の教育事業化に依り行刑官は新しき問題を持つ事と成る。かつては彼は全然戒護官吏 Sicherheitsbeamter であり（教誨師及教師は一先づ除外して）之は行刑の全領域に起る當然の現象であつた。彼は單に唯司法の一部分をなすのみであり、何等の社會教育的作用を營む者ではなく、特に組織的な教育の要求を知る事が無かつた。從つて行刑官は、差當り受刑者が一定の時間確實に監獄の中に拘禁せられる爲に勞するを以て足り、一切の事は之を中心として居り、典獄と其の幕僚とには、此の任務のもたらす管理の事務が、又看守には、之に相應する拘禁と監視とが一切であつた。此の任務は時代の思想に從つて幾分か改められたが、以前には威嚇思想と應報觀念とよりして、受刑者をして出來得る限り苦しましむるの風潮があつた。一九〇三年發令のビュツツオウ Bützow 中央監獄規則の冒頭に曰く「汝ハ刑罰ノ爲ニ來レルモノニシテ日夜此處ニ此ノ刑ヲ受ケザル可カラズ。汝之ヲ汝ガ責任ヲ負フ所ノ惡トシテ受ク可シ」と(1)。當局の此くの如き態度が、行刑官吏、特に其の一部は笞刑の實行——公式的に行つたより多くは非公式的に行つた——に依り甚しく墮落して居た所の看守に對し、如何なる影響を與へずには置かなかつたと言ふ事は、よく了解し得るであらう。其の代表的なるものを「獄吏 Kerkermeister」なる語が國民の間に有して居た感じとする。退職看守と舊受刑者から私の聞いた所に依れば、笞刑は公式よりも非公式の方に度數が多く又殘酷さもひどかつた。私は此の報告——其の一部分は頗る信賴するに足る舊看守の口から出た——を疑ふ根據を有せざるが故に、此の「處遇の方法」が總べての看守を腐敗せしめ、受刑者に對してよりも官吏に對し惡結果を及ぼしたものであると信ずるのである。其後教育思想の力強き出現に稍先立つて、自由主義的思想並びにフロイデンタール的權利保障の思想が完成し始め——それは完成の端緒以上には進んで居ない——るに及び、一の新しい不安定が起つた。

受刑者はよし極めて僅かの範圍にもせよ、一定の權利保護 Rechtsschutz を持つものである。此くの如きは既に早く大部分の監獄規則に依り保障されては居たけれ共それは多くの場合唯一片の破古に過ぎなかつた。今やそれが實際の効力を持つ事と成つて、特に典獄の態度には一定の變化を生じ、此の典獄の「新精神」が、看守の專恣を排除したのである。此の事は、よしや我々が今問題とする所の行刑改良に到達したものではないとしても、時と共に好影響を與へたと言ふ事は認めなければならぬ。

それは最初、全然又は極めて僅かにし事態の滿足な改透を招來しなかつた。看守は尙痛苦の觀念を捨てず「犯罪的意志」の破壞を必要と信ずる事餘りに強く、從つて之からの離脫は思ひもよらぬ事であり、方向を誤まつて發展した職業品位の要求なるものを滿たす可く、異つた方法を探求して居た。此くて受刑者には一の間接的苦痛が加へられる事と成り、笞の代りに針が用ひられた。

一例。廢止監獄から退職した二人の看守の語る所に依れば、最早無制限には笞刑を下し得ぬので、冬期には往々にし同一の受刑者を凍へさせたと言ふ。その無暖房なる事に對し受刑者に不服を唱へさせぬ爲に、ストーヴには燃え殘りの蠟燭が置かれてあり、今日尙多くの監獄に於て然るを見るが如く、ストーヴの位置たるや、小さな圓筒ストーヴが部屋ら離れて居る爲に僅かに入口の所しか溫められず、爲に受刑者は當然其の居室から、ストーヴの中に燃える蠟燭の光を見て居たのであり、それが、ストーヴが「焚かれ」て權利の保護が完うされて居る表徵であつた。之とて官吏は唯々、監獄の火焚きを勤める火夫（給仕）の手を借りてのみ爲すを得たのである。

舊行刑官の態度を特色付けつる更に今一の事があるがそれは一般に裏切者の援助に依つて、初めて判明するものである。監獄事務には公式又は非公式に受刑者が書記 Schreiber に成つて居たが、同樣に看守も、たとひ受刑者を苦しめたり笞打つたりしても、自分には特別の「股肱 Stütze」を持つて居た。此の看守補助者なる者は別に教育學的考慮の下に選出せられたものではないから、それが果して如何なる種類の者であつたかは特に說明を要しないであらう。彼等は看守を眞似て居た。

ウイツヘルン Wichern 及びクローネ Krohne のあらゆる努力も、多く之を變へる事は不可能であり、一八五六年モアビットに於て、ラウエンハウス Rauhen Haus（不良少年感化院——譯者）の兄弟 Brüder（指導者を此く稱した——譯者）が暫し登場はしたけれ共、其れ以上の効果を與へなかつた。監獄に於て教育學的訓練ある者は、唯教誨師と一部の教師たるに止まつたが、辛うじてそれを監獄教育家として數へ得るに過ぎなかつたのである。教誨師は其の唯一のものに非ざる迄も、主要なる任務として宗教々誨を行ふ事を、教師は其の智識を傳達する事を其の目的とし、一般的には兩者は共に固有の行刑——それが看守に於て如何なる風に具現化されたかは今しがた述べた——に從となり、單に其の副現象として行はれるに過ぎなかつた。その副現象も極めて少數の傑出せる人物を除外すれば遂行し得られなかつたと言ふ事、及び其の全職務が大部分錯覺化されて居たと言ふ事は確實である。此の考察に當り看過す可からざるは、それにも拘らず行刑の改良と其の教育化の刺戟は、まさに此の種の人々から來たと言ふ事である。これ、彼等こそは第一線に在つて、行刑の暗黑面をまのあたり見たが故であると解しなければならぬ。一刑罰の應報的量定に對し反抗するの功績を爲し遂げた者は、輿論でもなく法律家でもなく科學者でもなく又教師でもなく、それは實に行刑官であつた」(2) のである。これ其の原因を、舊監獄の壁の裡に存在しつゝ、道義感に鋭く洞察力に優れた人を驅つて改良運動に至らしめた所の暗黑に有する。

以上に私が簡單な回顧を行つた所以のものは、今日の行刑に於ける教育的問題を考慮するに當り、それを必要としたからである。組織的な教育事業は辛うじてつい最近に成つて行刑の中に入り込んだに——少くもプログラムとしては——過ぎぬので、舊時の訓練を受けた看守は未だ無數に存在して居り、加ふるに一部分では古い傳統が非常に强く働いて居るのであるが、此の事は、適當なる教育官吏の創設を考慮するに當り看過するを得ざる障害を與へるものである。教育、特に成熟せる非社會的な者を教育する事が頗る困難なる事業であると言ふ事は、特に此處に高調するを要せぬのであつて、其の價値を知る者には、教育者の重要視す可き事がわかる。實際に此の事を理解し得る爲には、行刑官吏の權力分配を明かにする事が適當である。

受刑者に對しては、看守が最初に、そして最も屢々接觸する。その記號——部長 Wachtmeister、上級部長 Oberwachtmeister 等の——と制服とは、既に傳統に固執して居る。次に經理員 Verwaltungsapparat 及び看守長其他がある。之等の官吏は一般に純粹な行政事務に忙殺されて居る。此る組織の他方に醫師、教誨師教師及びドイツの若干州（ハンブルグ、ザクセン、チューリンゲン）には專任教師（保護師 Fürsorger 社會教育官 Sozialpädagogen）があり、以上の總べてを典獄が統べる。行刑の中に於ては彼等は一人殘らず教育者であり、從つて此處に研究を要する(3)。

看守は直接に受刑者に觸るゝ事最も頻繁なる者であり若し監獄に於て教育が最高位を占めて、組織的な教育事業の遂行要件を支配す可きであるならば、看守が教育的職能を其の手に持ち、一通りの教育學的智識を所有する

と言ふ事は必要である。教育刑に於ては、受刑者に接する者は如何なる官吏と雖も、教育學的智識と能力とに缺くる事があつてはならぬ。看守を純粋なる戒護官吏と見做して、獨り警察的職能をのみ之に與へやうとする事は正當ではないのであり、よろしく監獄に於ける全体の教育に關する責任の一部を負擔する者たる可く、特にも看守は正當なる教育的雰圍氣と環境との現出及び保持に付き任務を負擔しなければならぬものである。更に彼は專門的教育官吏の責任ある指導の下に、一通りの小さな教育事業を遂行す可き必要がある。其の箇々の任務に付ては此處では立入つて述べない。

必要な丈けの教育學的訓練を與へるのは、困難な事である。確かに人の教育的能力は其の修業のみには依存せずして、その可成りの部分が、一定の天分を必要として居る。かるが故に教育看守の創設は合理的な人選の問題と密接に結び付いて來るのであるが、人は之を或部分では等閑視し、又は少くも實際的には看過して居たし、かて〻加へて、教育刑は、舊時の看守を受繼がなければならなかつたのであり。之等の官吏は通常、教育的素質の如何に據つて選定せられたものではないのである。人は何人も優に通常の看守には成り得るのであり、優れた看守にすらなり得たのであるから、よき教育的天分を有するの必要はない。之が要するに、舊時の行刑から引繼がれ今日尙其の一部が勤務しつゝある看守に對する問題である。さり乍ら將來に於ては看守候補者が、嚴重に教育學的見地に從つて選定せられる事を第一要件としなければならぬ。一九三〇年十二月一日の緊急訓令 Notverordnung の命ずる所に依り此の點に制限が出來（第二部第二章第八條）少くも新任者の七十五パーセントは志願せる者 Versorgungsanwärter たる可く、看守は「正當且ツ愼重ニ、教育的態度ヲ以テ人ヲ扱フ性格ト能力トヲ有シ」なければならぬ(4)。此の選任の外に、適切なる專門的訓練を絶對に必要とするが、此の專門的訓練に今後の官吏に對し、如何なる場合に於ても戒護官吏としての職務を形式的且つ技術的に遂行するに必要とする智識を與ふる事があつてはならぬ。その教習の範圍は、彼等が適當なる教育官吏の指導の下に 社會教育的保護の領域に於て、受刑者を合目的に取扱ひ得るに至る迄及ぶ事を要する。

此の教習については、プロイセンは次の如き部門を規定して居る。人生及び市民學、歷史、地球及び民族學の教授、法律學、犯罪學、行刑及監獄學、及び服務規定、

教育學、福祉保護、衞生保護及び体操(5)。その各部分につき如何なる範圍迄進む可きやは此處では論じない。其の標準は被教習者の今後の問題に依り決定される。私は專門家の選任には、心理的方面の要求を完成する事に依り全きを得るものと考へる。學科授業が如何にして行はれるかと言ふ事は重大なる意義を有する。それは難解な智識の賦與に對する何等の豫備智識をも有せず、又其の一部の者は多少の期間に亙り何等の教育をも受けて居ない人達に關係するものである事を知らねばならない。授業の方法に就ては二つのプロイセン官吏服務規律が言及して居る。

「單ナル記臆材料並ニ純然タル理論上ノ智識ヲ增進スル事ハ之ヲ避ク可シ。其ノ授業ハ如何ナル場合ニ於テモ、教官ガ一定ノ教材ヲ教習生ニ與フルニ對シ教習生ガ之ヲ聽取リ置キ、精々教官ノ設問ニ對シテ答フルヲ以テ足ルガ如キ方法ヲ執ル可カラズ。授業ハ教官トノ又ハ教習生ノ間ノ對話ニ依リテ行ハル可ク、教官ノ任務ハ其ノ議論ノ方向ヲ決定シテ要點ニ導キ、教習ノ爲ニ提出セル標準的ノ設問及ビ問題ヲ徹底的且ツ愼重ニ取扱フニ在リ。一定ノ間隔ヲ置キ、教習ノ終リニ監視付キノ筆記試驗ト宿題トヲ課ス可シ。授業ハ朗讀トロ演トニ限ラル、事ナク特ニ對話、口頭及ビ筆記ニ依ル解答視察ト指導、意見ノ開陳、寫眞ノ觀覽ニ依リ、其ノ教材ニ加工スル事ヲ務ム可シ。授業ハ實例ヲ引用スル事ニ依リテ、生氣アル lebendig 眞實 ニ近キモノ wirklichkeitsnahre トセラル可シ。」

此くて教習の組織的構成に對する適當な方針が生じるものと考へられる。最後に引いた事は特に重要な意義を有するものであるが、之を通じて一種の臨床學的教授方法 klinischen Unterrichtsmethode——フオン・ヘンチヒ Von Hentig が大學教育で犯罪學研究生に應用して充分の効果をあげ、尙より以上の成績を期待せしめた如き——に到達するのは當然である(6)。此の方法は不幸な附隨現象として被實驗受刑者の向上を妨害するものとなる虞れがあるから、教育學的見地よりして考慮しなければならぬ部分があるのであり、一部の人はそれが必然的に障害となると迄斷言して居る位いである。危險分子の存在して居る事は今更附言する必要はないが、然しそれとて多少熟練した教育學的素養のある教官には避けられるものである。彼にして若し各危險分子を知悉し、且つ被實驗受刑者の性格に對し正しい觀察を爲すならば、必要なる教育的敏感と氣轉とを以て危險の暗礁を避け得るの

であり、此種の障害が、實驗には必然的に隨伴するが故に不可避なりとするは正當でない。よしや實驗を伴ふ授業が誤りを犯し得るものであるとしても、此の箇々の否定の聲が、本方法の全部を不適當なりと斷定し得る理由には決してならない。同時に我々は絶えず、全体の教習に付き何を賭して居るかを考へなくてはならぬ。行刑官吏を充分目的に副ふ如くに教習する事に成功せざらんか決して我々は行刑の教育的構成を期待する事を得ぬ。純粹にドグマチツシユに行つたのでは、單に行刑官吏の必須智識を頗る困難且つ斷片的に不完全に教へ得るに過ぎない。此處に一考を要するは場合に依つては、各受刑者が、拙劣な教習の爲に不良の感化を受くる事、又は教習不充分なる行刑官の長期の勤務中、其の非教育的な行動に依り多數の受刑者が害せられる事、而して其の害惡の範圍は少くも臨床的實驗に依る危害に當らぬ迄に及び得るものであると言ふ事實に潜む危險が重大であると言ふ事である。

學科の教習と並行して實務の教習が實施せらる可く、それはあらゆる場合に於て緊要である。彼等は行刑に於て既に一般に充分の智識を有するのであるから、其處では其れ以上に深入りする事を必要としない。然し其の完全な教習は、如何なる場所に於て行ふ可きや問題である。アシヤワフエンブルグ Aschaffenburg が既述のドイツ刑務協會 Verein der denttchen Strafanstalts-beamten 會議に於て、教習の完全なる指導に就ては、總べての行刑專門家に其の能力ありとは言ひ得ない事を述べたのは正當である(7)。正しくも彼は要求する。他の職業に於て希望があると同樣、獨特の教習機關を設立し、有能なる行刑專門官吏を充分に教習し尚其他必要なる能力の徹底を計る可き事を。教習は本務に就くに先立つて行はる可く、本務に就いた後では最早それを必要な範圍に迄組織的に行ふ事は出來ないのである。完全な教習終了迄は、如何なる看守をも受刑者の前に放置してはならぬ。本務に就いた後は更に唯一の補習教育の餘地があるが、此の事たる行刑と同樣、不斷に進歩しつゝある監獄にとつては、特に緊要な事である。

教習の問題は看守の考察と關係して述べたが、他の總べての行刑官の教習に對しても同樣の對比を爲し得る。

さて、簡單に經理官吏 Verwaltungsbeamten の事に觸れやう。彼等は各々經理の事務を行ふ故に、先づ第一には其の關係事實に沒頭して居り、教育的な活動は殆ど其の餘地がない。從つて純粹な經理官吏がその机張面な

職務の外に尚、教育に必要なる内心の巧緻を持つ事が必要なりや否や。就中教育的職務が其の主要職務に對し單に從屬的のものと成つて居る時に於ても、尚それが必要なりや否やが問題と成る。私は、出來得る限り經理官吏は教育的職務より免除す可きであると考へる。彼等は唯監獄に於て行はれて居る教育的事業を理解するに就き必要とする智識を有すれば充分である。此の智識は、經理官吏が教育官吏の教育活動を阻止妨害せぬ爲に必要である。前に引用して述べたプロイセン司法省官吏服務規律は、同樣の規定をして居る。即ち經理官吏は組織的教育事業の理解に必要なる事柄につき教習を受くると。極めて至當な事である。然し本教習に於て、教育學初歩の基礎概念以上の事を修め得ぬ此の經理官吏が自ら立つて教育の任に當らうとする時は危險であり、それは極めて僅少のよい方の例外を除き、失敗に導くものである。斯る場合、經理官は、監獄官吏の階級では高い地位を占めて居る爲に危險は大きい。彼等はその經理事務には適するが然し、教育の事業に對しては其の基礎を缺くが故に適任者であるとは言ひ得ないのである。故に其の限界を破つて經理官吏自らが教育者の指導なくして教育に當るに至る事を恐る可く、之はあらゆる場合に於て避けなければならぬ。教育はその任務の重にして大なる事、到底短期の教習後に於て獨立し、その責任を以て行ひ得るが如きものではない。

我々は、横にそれる小路の入り口に目印しを立てることをしないで、其突き當りに絞首臺を立てゝゐるのだ。

ニユウヨーク州シンシン刑務所長
リユウイズ・イー・ローズ

亞米利加合衆國の刑務所を觀て

フランス犯罪防止委員會理事長
アンリ・ヴン・エタン氏述

二、ペンシルヴアニア州 マンシー女子授産ホーム

最も近代的な女子刑務所の一と見做さるゝ有名なこの施設を、詳細に檢分することの出來たのは、私にとつての大なる喜びであつた。ヴアン・エツタン夫人と私は、所長フランクリン・ウイルソン孃の客人となつた。

この授産ホームは、一九二〇年に開設されたものである。こゝに收容されるのは、少く共一年の禁錮刑を受けた（一年乃至三十年の受刑者といふことになつてゐる）十六歳以上の婦人及び少女である。この「刑務所」は、中央屋舍及び五つの別々に分れた屋舍から成り、敷地總面積五百三十五エーカー（卽ち約二百十四ヘクタール）の內半分は丘になつてゐる。敷地の周圍には壁も垣もない。そしてマンシー驛は、門から約千五百米距つたところにある。

所長フランクリン・ウイルソン孃は、一九二一年以來その職にある。この地位に任命される前には彼女は、カンサス及びミズリーの女學校の校長をしてゐた。

彼女の下に副所長が一人と、「心理學者」、看護婦、女教師、裁縫の先生、體操及び音樂の先生、造園師、農婦雇員、及び「母の家」（House of mothers）と呼ばれる屋舍の監督若干名とからなる職員がゐる。

收容人員——吾々が見學した時には、百二十人の受刑者がゐた。（所長のつもりでは、新しい家屋をつくつて五百人迄收容したいのであつた）その時四十六人は始め

ての收容者、七十六人は、多くて二度目の收容者であつた。身柄から言へば六十二人は獨身者、五十八人は既婚者、そして託兒所には三人の赤ん坊がゐた、犯罪類別にすれば、窃盜五十六人、賣淫十九人、傷害四人。年齢は十六才から五十五才迄の間。黑人は、總數の十%を占めてゐた。

類別——棟別制度のために、收容者を愼重に部類分けすることが出來る。更に新しい舍屋を作つて發展するならば、ます〳〵この類別は、重要な因子になるであらう

取締——取締は出來るだけ隱便に行はれ恰も善良なる寄宿舍におけるそれと大差ない。この刑務所は、こゝに送られる婦人若しくは少女の大多數に缺けてゐる家庭生活の味はひを味はせやうと努めてゐる。小さな惡事は、所長と收容者の個人的會見によつて、處理される。時には收容者は、自分の住んでゐる舍屋のサロンに出ることを絕對に禁ぜられ、幾晩かの間自分の部屋に監禁せられることがある。もつと重大な過誤に對しては、特別懲罰房なるものがあつて、そこに二ケ月監禁される。そしてあらゆる特權（註）を奪はれ、一定のユニフォームを着なければならぬ。その間は、所長及び全職員にとつて彼女は、全く「忘れられた者」になつてしまふ。言はゞ「家庭」から引き離された者になつてしまふ。この刑務所が創立されて十年この方、この方法は常にすぐれたる結果を示して來た。

（註）「娛樂」の項參照

檢診・選別——新來者は到着するとすぐ十五日ばかりの間、病院に隔離して置かれその間に、すべての醫學的分析が行はれる。この同じ檢診期間中に、新來者の寫眞經歷等が記錄され、又「心理學者」によつて心理實驗が行はれる。この同じ「試驗」は入所後六ケ月たつてからも一度繰返し行はれる、各收容者は又、月に一度宛やつて來　精神病醫の診察をも受けなければならぬ。そしてこの精神病醫が各人に對し適用すべき最善の取扱法を決定す　。敎師及び「母の家」の監督達は、三月目毎に、報告書を所長に提出する。この報告によつて、各收容者の進歩の狀態か研究され、且つ將來彼女を完全な社會人たらしめるためのプランが、割り出される。

一般に十八ケ月乃至二ケ年も此處で敎育された者は、監視附き釋放を行つても間違はない（と言はれてゐる）。そしてその時には、刑務當局者が、その者のために、適當な地位を探し出してくれる。さてその後十八ケ月間は彼女は尙監視の眼を受けてゐる譯であるが、この監視附

き釋放の期間が事なくすめば、決定的に放免されることになる。

建物・營養・被服——各舍屋はそれ〴〵獨立した單位をなし、各々小さな寢室、料理場、いくつかの居部屋、冬季貯藏所、食堂等を有つてゐる。食堂は、收容人員數に從つて一脚乃至數脚のナプキン附卓子を備へつけ、大抵庭から持つて來た花が飾りつけてあり、小綺麗に道具立てし、裝飾してある。各舍屋の收容人員は、平均十二人乃至二十五人であつて、人數の多い舍屋には、「監督」の外に「ハウスキーパー」と呼ばれる一人の助手が置いてある。

獻立には主に野菜類を用ふる。肉は二日目毎にしか食膳にのぼせられない。

食事は一人前いくらのあてがひ扶持ではない。そして刑務所内の菜園が、多種多様の新鮮な野菜を供給してくれる。各收容者は一日一立の牛乳と二個の卵（農場から來る）を、消費する。

各舍屋は、近代衞生が要求するあらゆる必要に事缺かないやうに（浴室等、、、）準備してある。

舍屋中の主要な部屋サロンに就いては尙後で說明したい。このサロンは、刑務所内の生活に於て、大なる役割を果してゐるのである。

前に述べたやうに、收容者は囚人服を着てゐない。彼女達は自分の好きな着物を、自分自身で作る。尤も撰擇に際して屢々教師に相談することはあるが。其れ故、ユニフォームを着るといふことは、重い罰なのである。

教化・教育——行刑上の指導精神は、精神をふらつかせたり、惡事を考へたりさせない爲に出來得るだけ收容者には暇を與へない、といふことにある。從つて一日の中十時間乃至十二時間は手仕事だとか、教室だとか、健全な娯樂だとかのために、費される。

教室——一年の中七ケ月間は一週に五日の割合で、各各一時間づゝの授業が每朝四クラス各々二時間づゝの授業が每午後毎に二クラス、行はれることになつてゐる。その中最初二クラスに於ては、初步教育（讀み、書き、算術、）が授けられ、他の四クラスにおいては、更に、歷史、地理、衞生及び有名な男女の傳記に關する講義等が、附け加へられる。收容者の七十五％はこの教室に出席してゐる。（それは決して義務的なものではない）。人々は更に、彼女達が此處へ來る迄に受けた教育及びその精神的發育狀態をも、考慮の中に入れる。

最後に、速記及びタイプライター（多くのタイプライターを備へつけて）の教授、が速記者タイピストになるつもりの女達に、與へられる。

一九三〇年に發表された報告が言つてゐるやうに、授業は、「思想を練り、知識の分野を擴め、生活上の利益を增し釋放された時社會に於て職業的地位を得ることが出來るやうに收容者に準備教育する」ことを、目的としてゐる。

唱歌の教授も行はれる。又、最近では、簡單な樂器（トリアングル、バトンネ、拍子木、シムバル）のみによつて構成された小オーケストラが、つくられた。それは非常に多くのいゝ結果をもたらす、と言ふのは、どんなに知能的に遲れた人にでも、リズムの內在感覺は存在するからである。十八人で構成する數個の部に分れた合唱團も存在する。

肉體的教育も、決して等閑視されてはゐない。體操場が一つあつて其處で、吾々が後に言及するであらう戶外遊戲の他に、體操の教授が行はれる。

足の先から頭のテツ邊までとに角自分の手で身仕舞することが出來るやうに、裁縫の完全な教程が授けられる毎日四時間の二クラスがあり、一クラスには平均十五人の生徒かゐる。先づ最初には、簡單な裁ち物（ナフキン羅紗等……）を教へ、次に、仕事着又は簡單なコンビネーションをつくるための裁縫機（二つの電氣器械）の使用法を教へ、最後に、自分自身のための衣服、外套、普段着、禮服、及び刑務所内の大きなお祭りに着る着物等々の裁ち方縫ひ方を教へて、教程を終へる。

一九三〇年度の報告によれば、二ケ年間に作られた着物の數は次の通りである。

衣服	八五六着
祝着	二六五着
刑務所用の各種の品	九、二九七着

緣取り、繡取りの仕方も、教授される。小さな小切れを利用し、小さな道具又は特別な鉤を用ひて、美しい縫ひ合せの敷物を作る方法だとか、舊い絹物の裾切れを利用して、毛又は絹の座蒲團や敷物を作る方法だとか、言つたやうなものが教授される。

家事教室——一日三つのクラスが開かれ、各クラス平均十五人の生徒がゐる。授業は出來るだけ個人教授式に行はれ、各人の過去の經驗及び能力に應じて指導される

冬の間は、專ら、家の手入れ、家事（拭掃除、火熨斗かけ等……）料理等を教へる。

收穫及び貯藏品製造期にあたる五ケ月間は、授業は行は

れない。收容者達は、自由な時間を全部、これらの勞働に費す。一年間に刑務所內で使用されるすべての貯藏品は、敎師の指導の下に、卽座に製造される。

敎育の進んだ者は更に、夜の講義を受ける。其處では育兒衞生上の法則だとか、色々な世帶上の準備敎育だとか、各人の豫算に從つてきめる獻立の作り方だとか、最後に奉行人の仕事、食事上の勤め（召使ひや料理女の使ひ方）或は更に單に家庭の主婦としての仕事等々を敎へる。

每年四月及び九月には、農場に、約三十人ばかりの人手を要する。誰が行くかは志願應募によつてきめることになつてゐるが、所長は屢々、身體の弱い者に、畠仕事をやつてみるやうに、勸告する。私は、一人の「肺患者」が所長の勸めに從つて畠仕事に出掛け、數ケ月間戶外生活を送つた結果見事な健康體になつたのを、實見した。志願者中の四分の三は、畠仕事を知らない都會人である。

廣大な菜園には、雜多の野菜類が芽をふいてゐる。菜園の中の或一個所たけは、丁度果樹園の一隅が苺栽培のために取つてあるやうに、特に、アスパラガス栽培のために取りのけられてある。其處では耕すことだけは勿論別だが、其他の事は播種から收獲に至る迄全部收容者の手で行はれる。

農場の產物は、收容者が運轉するフォード貨物車に載せて、これを運搬する。

牛からは乳を搾る。搾つた乳の一部分は、收容者が飮み、他の部分はバタをつくるためにとつておく。牝鷄も澤山飼つてあつて、內部で食べる卵を十分供給するのみならず、外部に販賣することも可能である。七面鳥、家鴨、雉鳥、食用鷄、（月に一回といふから御祭りの日毎に獻立にのぼる）豚等も飼つてゐる。

娛樂——遊戲場は、夏季には、五時半から日沒迄（土曜、日曜は正午から）開放される。日曜及び祭日には、林間遠足（ピクニツク等……）が、或種の收容者のために行はれる。戶外遊戲（ベースボール、バスケツトボール、ヴアレーボール、ホツケー・テニス、等）は体操敎師及び監督敎師の指導の下に行はれる。遊戲道具は、この刑務所の後援者の寄贈によつて得られる。

娛樂時間の使用は凡て次のやうに行はれる。

春夏秋は、「造園、ベースボール、バスケツトボール等々……及び讀書。土曜日は午後にはあらゆる種類の競技、夜は樣々の陳列展覽。」

冬は、「夜間に時間割の作製、讀書、日除け製作、裁縫

各々好き勝手な御馳走製造、等々が行はれる。土曜の午後には、式場に集るか又は戶外に出て雪の上で遊ぶ。木曜の晩には每日、各宗派（プロテスタント、カトリツク、ユダヤ）の說敎が行はれる。日曜日には宗敎行事（カトリツク彌撒、及び日に一回づゝ懺悔聽問）

圖書館、藏書約六百冊。

赤十字看護婦養成所——舍屋の飾りつけ競爭。優勝した舍屋には、褒美が與へられる。

「ザ・マンスリー・タイムス」といふ謄寫版雜誌が、一「監督」の指導の下に、收容者からなる小委員會の手によつて編纂、發行されてゐる。部數約百二十部。

祝祭日——一九三〇年六月四日には、サリヴアンのオペラコミツク「ヤランテ」の野外上演が、衣裳附きで行はれ、これには、監督委員及びその家族の人達も臨席した。……其他、コンサート、小さな劇の上演等も行はれた。活動寫眞も時々上映され、二三の舍屋には、ラヂオも備へつけてある。

然し私が前にも言つたやうに、各舍屋の中央にあるサロンを使用することが出來るといふこと、それが、行狀よき收容者の大なる特權になつてゐる。

高い大きな煖爐が飾られ、その周圍には肘掛椅子や長椅子が列べてある、壁は彫刻で、卓子は花や面白い雜誌で、飾られてゐる、一隅には蓄音器が、他の隅にはピアノが、靜かな家庭的な空氣、吾々はそうしたものを胸に描かなければならぬ。

「規則的なノルマルな生活に對する理想、恐らくこゝを出てからも尙彼女達が持ちつゞけるであらう理想を、彼女達に抱かせるべく、靜かな暖い家庭がどんなものであるかを、このサロンは、彼女達に示すに違ひない」と所長は言つた。

この簡單な言葉は、前記のすべての事柄を說明する。この刑務所の收容者に與へる大なる利益が何であるかを聞いて驚くかも知れぬその事情を、よく說明する。懲罰といふことだけを主眼とし、決して社會的適應性の助長といふことに思ひ及ばない古い物の考へ方から、何と遠く距つてゐることであらう。

尙私は「マク・コルミツク・ホール」と呼ばれる屋舍に就いては、一言も言及しなかつた。此處には、行狀最良の者のみが入るのである。「マク・コルミツク・ホール」に入ることは、各人の野心の的である。それは、「マンシー」滯留者の月桂冠である。「マク・コルミツク・ホール」收容者に對しては、所長は、絕對的な信用を與へて

ゐる。この屋舍は、一種の小自治共和國である。收容者及び管理員から成る委員會を頭に戴いてゐるのは、此處だけである。それは、釋放へ通ずる控室である。

此處には二つの極端がある。そしてそれは、この刑務所の祕密の一つである。卽ち一方には、善の屋舍「マクコルミツク・ホール」があり、他方には惡と懲罰の屋舍「懲罰房」がある。收容者達は、何處へ行きたいか、深く反省する！

監督附自由——一九二七年、三十二人の未成年又は成年者が（註）監督附自由の立場に置かれた。その中大部分は各々自分の家に歸つたが、尙「身許引受員」（官選の委員）の訪問を受け、每月近狀を報告される立場に置かれてゐる。この刑務所の人事相談委員が、監督附放免を許可し得る權能を有つのである。

（註）フランスには、成年者に對する監視附放免は存在しない。然しながらアメリカでは常にこの方法を用ひてゐる。

經費——かくの如き刑務所は、舊い制度の下に置かれてゐる他の刑務所よりも、より多くの費用を要する。一人當り一日の純經費は二弗で、これを州廳及び犯人出生の縣で負擔してゐる。

要約——健全なる地域、便利な構造、容易な歡談。自分の仕事に深い興味を持つ適當な職員、壓迫ではなく、再敎育の精神、收容者に閑暇を與へないやうに充實した時間使用法、健全な興味ある有益な勞働、すべてが敎育上の目的を持つ活動。

この一刑務所」は、ペンシルヴアニア州が割引きなしに自慢することの出來る施設である。「マンシー女子授産ホーム」は、合衆國における女子のための行刑施設の中、最善なるもの一である。

最後に、結びとして私は、「ノーフオーク行刑殖民地」と呼ばれるマサチユセツツ州の男子刑務所を見學したことを、言ひたい。これも、右と同じ樣な制度の下におかれてゐるが、唯其處に收容されてゐる男子は、選拔された者だ、といふ點が異るだけである。私は更に言ひたい。この「ノーフオーク行刑殖民地」の收容者達は、マンシーの女子達よりも、より多くの自由を享受してゐる。其處では各屋舍は收容者及び管理當局代表から成る委員會によつて、管理されてゐる。

私は又、同じやうな制度の下に確然と組織されてゐる少女（十六歲以下）の刑務所、及び少年の刑務所をも、見學した。ただケンタツキー州の「オームスビイ少年村」だけは、未成年者を罰するに際し、一定數の苔杖を加へるか又は色々な特權剝奪を行かについての選擇を行はしめる。副所長が私に語つた所によれば、彼等は一般に苔杖を受けて事濟みになる方を選ぶといふ。

最後に、私が、ルイスヴイル（ケンタツキー州）に開催された第六十回行刑會議に參列し、アメリカの行刑運動のあらゆる主動者達と親しく語を交へるの機會を得たことも、恐らく諸君の興味をそゝることであらう。現時の大問題は、一方今私が述べて來たやうな大施設の中にも他方、フランスで縣費刑務所と言はれてゐるものに相當する小刑務所の中にも、見出される。これらの小刑務所は、恐らく、吾國のそれよりも劣つてゐるであらう。それらの小施設は、六十年前、八十年前、或は百年も昔に作られたといふやうな時代物である。人々は、それを淸潔にしやうともしなければ、造り替へやうともしない。行刑會議で討論された主要問題の中には、この二つの問題も含まれてゐた。（拍手喝采）

我々は今日、何處の小學校の敎室でもいゝから、づか〳〵と入つて行つて、生徒の中で氣長に面倒を看てやらないと他日かんごくの居房の中に住ふことになるボーイズに、過たずぴたりと指を置くだけの十分な智識を有つてゐるのである、

ニユウヨーク州行刑局長
ウオルター・エン・セーヤー博士

收容者の閲歴に就て（五）

アメリカ國勢調査院（Bureau of Census）發表

就職狀態（つゞき）

次ぎに提出すべき資料は各收容者の犯行前一年間に於ける失業期間に關するものである。これは犯行當時失業中の者に就てのみならず就職者に就ても、如何に彼等の就職が不規則、不安定なものであるかを示す意味に於てさきに揭げた統計の補遺をなす。しかし、こゝで犯行當時失業三ヶ月に及ぶもその前九ヶ月間ずつと就職してゐた者は、犯行當時就職はしてゐても犯行前一年間に合計三ヶ月の失業狀態にあつた者と同じく、失業三ヶ月と計算する。同樣に、犯行前僅かに一ヶ月の失業者でもその外尙ほ二ヶ月の失業を有する者も失業三ヶ月と計算するのである。

この就職狀態に關する報告は年所得が如何に失業によつて影響を受けるかの程度を示すものとして特別の興味を呼ぶものであり、一方、犯行直前の失業に關する資料は犯罪原因としての失業の直接影響を判斷する上に絶好の基礎を與へるものである。

第二十五表は一年間に於ける失業期間に關する資料をまとめたものである。

第二十五表——一九二三年前半六ヶ月間に於て刑務所及び感化院に收容せられたる者の性別及び犯行前一年間に於ける失業期間別による分類

犯行前一年間に於ける失業期間	數			百分比		
	男女合計	男子	女子	男女合計	男子	女子
合計……	19,080	17,882	1,198	……	……	……
就職狀態に就て報告ありたる總數	16,341	15,705	636	100.0	100.0	100.0
失業期間						
三月以下……	11,198	10,848	350	68.5	60.1	55.0
三月乃至六月…	2,636	2,535	101	16.1	16.1	15.9
六月乃至九月…	1,207	1,129	78	7.4	7.2	12.3
九月乃至十二月……	1,300	1,193	107	8.0	7.6	16.8
就職狀態に關し報告なきもの	2,739	2,117	562	……	……	……

第二十五表の數字は此等の犯罪人が大部分不規則な就職狀態にあることを實證する。卽ち就職狀態の報告された男子のうち三〇・九%卽ち約三分の一は三ヶ月以上、換言すれば犯行前一年間の四分の一以上失業の者である。女子に於ても三ヶ月以上の失業者は四五%に達してゐる。又、一年のうち少くとも九ヶ月間失業狀態にあつた者は男子七・六%、女子一六・八%となつてゐる。

第二十五表の資料より抽出される收容者の平均失業期間は一三・七五週、卽ち一年の二六%に達する。かゝる失業、云ひ換へれば就職の不規則性は次ぎの概算が示す一般人間に於けるよりも一層廣汎なものである。

資料の得られたる各州に於ける工業勞働者の失業日數は就業日數の一〇%に當つて居り、これは主として仕事の欠乏による失業及び專ら疾病並に勞働爭議の結果である。けれども、數字の基礎に於ける以上の相違も賃銀勞働者に關する一〇%の失業といふ見積りと受刑者に關する二六%といふ平均との間の著しい相違を說明し得るものではない。數字は大體に於て一般人と較べて犯罪人間に於ける就職の實際に短いことを示してゐると見て差支ない。

第二十六表に於ては有給職業に從事せる者として報告された收容者を罪種及び犯行前一年間に於ける就職期間によつて分類した。

男子收容者にあつては九ヶ月以上——卽ち一年の四分の三以上失業してゐた者は藥種法違犯罪に於て一一・四%といふ最高限に達してゐる。つゞいて夜盜（一一%）、强盜（九・一%）、窃盜及び贓物寄藏（各八・二%）に於ても非常に多い。反對に九ヶ月以上の失業者の少ないのは橫領（二・八%）、殺人（三・七%）、强姦（三・九%）である。

右と全く逆の相違が最も規則的な就職狀態にある者——卽ち三ヶ月以下の失業者の比較に於て見られる。卽ち三ヶ月以下の失業者は橫領に於て八八・五%を占め、又

殺人及び強姦總數に於ても高率を占めてゐるが、夜盜總數に於ては五六・三%に過ぎず、窃盜に於ては六四・一%、强盜に於ては六六・六%である。

女子收容者にあつても對照は同樣に著しい。卽ち九ケ月以上の失業者は姦通及び淫賣の二七・三%を占めてゐるが、窃盜については一三・七%である。反對に三ケ月以下の失業者は窃盜に於て六〇・五%なるに對し淫賣に於ては四〇・九%である。

第二十六表——一九二三年前半六ケ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の犯行前一年間に於ける失業期間別、性別及び罪種別による分類

性別及び罪種別	有給職業從業者總數の失業期間別比率				
	三月以下	三月乃至六月	六月乃至九月	九月乃至十二月	
男女合計	68.5	16.1	7.4	8.0	
男子	69.1	16.1	7.2	7.6	
身體犯					
殺人	80.6	11.7	4.1	3.7	
重罪	79.6	10.9	4.2	5.2	
輕罪	81.0	12.1	4.0	3.0	
傷害	76.0	14.1	5.1	9.4	
財産犯					
强盜	66.6	17.4	6.9	9.1	
夜盜	56.3	21.7	11.0	11.0	
窃盜及び窃盜關係のもの	68.2	16.5	8.1	7.1	
窃盜	64.1	18.3	9.4	8.2	
横領	88.5	7.3	1.4	2.8	
文書僞造	70.6	16.3	7.7	5.5	
詐欺	80.4	9.6	5.4	4.6	
贓物寄藏	74.0	12.8	4.9	8.2	
性道德違犯					
强姦	79.7	12.0	4.3	3.9	
姦通					
その他の性的犯罪	82.7	9.0	3.8	4.5	
藥種法違反	68.3	14.3	6.1	11.4	
禁酒法違反	75.4	12.1	4.6	6.9	
雜	71.2	15.9	5.9	6.9	
女子	55.0	15.9	12.3	16.8	
殺人					
窃盜及窃盜關係のもの	60.5	13.7	12.1	13.7	
姦通及び淫賣	40.9	15.5	16.4	27.3	
藥種法及び禁酒法違反					
其他	50.7	20.1	12.9	16.2	

前科

入所數——累犯者に關する資料は刑事學者にとつて極めて重要なものである。一九二三年の國勢調査に於ては刑務所及び感化院收容者並びに小刑務所及び勞役場收容者について入所數を調べた。第二十七表に揭げたものがそれである。

此等累犯統計は明かに刑務所及び感化院に關するものゝ方が小刑務所及び勞役場に關するものよりも完全である。といふのは、刑務所の記錄は一般に小刑務所のそれよりも正確であり、且つ刑務所に於ては概して個人識別の方法が優れてゐるからである。一年間に數多い收容者を收容する小刑務所に於ては一犯罪人の次ぎ〳〵の收容について正確な繼續的記錄を作ることは非常に困難である。無論刑務所の資料も完全なものではなく、從て可なり累犯數を內輪に勘定してはゐるが。

第二十七表の數字に依れば累犯者は刑務所及感化院收容者の五〇・五%、小刑務所及び勞役場收容者の四六・八%を占める。刑務所及感化院については累犯者の率は男子も女子も殆んど同じであるが、小刑務所及び勞役場については累犯者は女子の方が男子よりも決定的に高率である。

一收容者當り入所報告數によれば第二十七表は三回以上の入所數を有する收容者は小刑務所收容者に於て一八%なるに對し刑務所內收容者に於ては八・八なることを示す。この三回以上の入所數を有する小刑務所收容者の多いことは殊に女子について最も顯著である。

小刑務所及勞役場に於ける累犯者に關する數字が甚だしく不完全なものである以上、もしこれに關し完全な資料が得られたとしたら、三回以上の入所者數は更に〳〵刑務所及び感化院のそれを凌駕すべきことは明白である。

しかし、こゝに注意すべきは、小刑務所收容者に累犯の多いのは主として小刑務所の刑期が刑務所及感化院の刑期よりも一般に短い結果であることである。かくて、重罪犯人が刑務所に於て正規の刑期を勤めあげてゐる間に一方微罪犯人は小刑務所に於て數回服役することが出來る譯である。

第二十七表——一九二三年前半六ヶ月間に於て刑務所及び感化院、小刑務所及び労役場に収容せられたる者の性別及び前科數による分類

前科數	刑務所及び感化院			小刑務所及び労役場		
	男女合計	男子	女子	男女合計	男子	女子
	數					
合計	19,088	17,882	1,198	135,276	135,134	12,142
前科の有無につき報告ありたる總數	14,018	13,340	673	94,093	86,541	7,552
前科者……	7,085	6,741	344	44,022	39,650	4,372
三回以上	1,237	1175	62	16,972	14,937	2,035
二回……	1,470	1,404	66	9,559	8,623	936
一回……	4,278	4,162	216	17,019	15,675	1,344
回數不明のもの	……	……	……	472	415	57
前科なきもの	6,933	6,599	334	50,071	40,891	3,180
前科につき報告なきもの	5,062	4,542	520	53,183	48,593	4,590
	百分比					
前科の有無につき報告ありたる總數	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
前科者……	50.5	50.5	50.7	46.8	45.8	57.9
三回以上…	8.8	8.8	9.1	18.0	17.3	26.9
二回……	10.5	10.5	9.7	10.2	10.0	12.4
一回……	31.2	31.2	31.9	18.1	18.1	17.8
回數不明のもの	……	……	……	0.5	0.5	0.8
前科なきもの…	49.5	49.5	49.3	53.2	54.2	42.1

前科二犯を有する者の率は刑務所收容者についても小刑務所收容者についても大體同じである。しかしながら前科一犯者の率に至つては刑務所の方が決定的に多い。

刑務所及び感化院收容者の累犯に關する資料を罪種別に表示してみた。その結果出來たのが第二十八表である。之れに對應する小刑務所及び勞役場のそれは表に作つてない。

第二十八表は各種犯罪人間に於ける前科數の相違を示してゐる。累犯者は夜盜處犯男子の六四・三%、即ち約三分の二、藥種法違反者の六〇・一%、强盜處犯者の五六・一%、贓物寄藏者の五五・三%を占める。累犯者の率は男子横領處犯者に於て最も少く——二七・四%——又殺人（三一・五%）、强姦（三一・六%）及び詐欺（二三・五%）についても少ない。女子犯罪人にあつては、累犯者の率は窃盜（五〇・九%）よりも淫賣（五九・四%）の方が更に多い。

第二十八表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の前科數による百分比

性別及び罪種別	總數の百分比				
	前科者總數	前科數 三回以上	二回	一回	前科なきもの
男女合計……	50.5	8.8	10.5	31.2	49.5
男子……	50.5	8.8	10.5	31.2	49.5
身體犯					
殺人……	31.5	4.0	5.4	22.1	68.5
重罪……	35.7	4.7	7.8	23.3	64.3
輕罪……	2.97	3.8	4.3	21.6	70.3
傷害……	45.5	6.7	8.2	30.7	54.5
財産犯					
强盜……	56.1	9.1	12.2	34.8	43.9
夜盜……	64.3	13.5	15.6	35.2	35.7
竊盜及竊盜關係のもの	5.05	8.5	10.3	31.6	49.5
竊盜……	52.6	9.8	10.9	32.0	47.4
横領……	27.4	4.2	8.0	20.2	72.6
文書僞造……	51.4	7.0	11.1	33.3	48.6
詐欺……	33.5	3.9	3.5	26.1	66.5
贓物寄藏……	55.3	8.8	13.3	33.2	44.7
性道德違反					
强姦……	31.6	3.5	6.0	22.1	68.4
姦通……	……	……	6.7	……	……
其他の性的犯罪……	31.3	4.4	……	20.3	68.7
藥種法違反……	60.1	10.1	12.1	37.9	39.9
禁酒法違反……	43.0	5.2	5.7	32.1	57.0
雜……	50.0	10.8	10.2	29.0	50.0
女子	50.7	9.1	9.7	31.9	39.3
殺人……	……	……	……	……	……
竊盜及び竊盜關係のもの	50.9	6.0	14.7	30.2	40.1
姦通及び淫賣……	59.4	13.2	11.3	34.9	40.6
藥種法及禁酒法違反	……	……	……	……	……
其他……	4.88	9.6	7.6	31.7	51.2

一般に累犯者率の多い罪種はまた三犯以上の累犯者率も多い。即ち、夜盜犯は三犯以上の累犯率一三・五%を有するが、之と對應するものは藥種法違反者の一〇・一%、窃盜處犯者の九・八%、强盜處犯者の九・一%である。三犯以上の累犯者は强盜處犯者に於て僅か三・五%

にすぎないし、詐欺處犯者に於ても三・九%殺人處犯者に於て四%、横領處犯者に於て四・二%である。

女子收容者にあつては三犯以上の前科を有する者は淫賣に於て一三・二%なるに對し窃盗に於ては六%である。

第二十九表は累犯者を前に收容された行刑施設別に分類したものである。この表について注意しておかねばならぬ事は、刑務所及び感化院の兩方に收容されたことのある者は特別の項として擧げてあるが、二種以上の刑務所に收容された者は「その他」として一ト纏めにしてあることである。

第二十九表——一九二三年前半六ヶ月間に於て刑務所及び感化院に收容せられたる者の性別及び前に收容せられたる行刑施設別による分類

行刑施設別	數			百分比		
	男女合計	男子	女子	男女合計	男子	女子
合計……	19,080	17,882	1,198	……	……	……
前科の有無につき報告ある總數	14,018	13,340	678	100.0	100.0	100.0
各種刑務所に收容せられたる者	7,085	6,741	344	50.5	50.5	50.7
小刑務所及び勞役場	2,689	2,535	154	19.2	19.0	22.7
刑務所 ……	1,504	1,483	21	10.7	11.1	3.1
行刑農場又はキャムプ…	105	100	5	0.7	0.7	0.7
少年感化院……	537	170	67	3.8	3.5	9.9
成年又は少年感化院	808	680	28	5.1	5.1	4.1
刑務所及び感化院……	198	197	1	1.4	1.5	0.1
其の他……	1,344	1,276	68	9.6	9.6	100.0
前科なきもの…	6,933	6,599	334	49.5	49.5	39.3
前科の有無につき報告なきもの	5,062	4,552	520	……	……	……

前科につき報告ありたる收容者總數の內、一九・一%は小刑務所及び勞役場のみに收容せられたる者であり、一〇・七%は刑務所（州立又は國立の）のみに收容せられたる者、五・一%は成年州立感化院のみ、三・八%は少年感化院のみの收容者である。總數の九・六%を占める「其の他」の者は大部分刑務所及び小刑務所の双方に收容されたことのある者である。

男子と比較して女子犯罪人に關しては刑事政策上及び處遇施設上著しき相違の存することは、少年感化院、小刑務所又は勞役場に收容せられたる者の率が女子の方が決定的に多いこと、然るに刑務所、成年及び少年感化院收容者は男子の方が優つてゐることによつて示されてゐる。

第三十表は收容者が嘗て收容せられたる行刑施設の種類別に各罪種の分類を示したものである。

第三十表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の嘗て收容せられたる行刑施設別、性別及び罪種別による分類

性別及び罪種別	百分比						
	前科者						
	各種行刑施設	小刑務所又は勞役場	刑務所行刑農場又はキャムプ	感化院	少年	成年又は少年感化院	刑務所及び感化院の双方
男女合計……	50.5	19.2	11.5	2.8	5.1	1.4	9.6
男子……	50.5	19.0	11.9	2.5	5.1	1.5	9.6
身體犯							
殺人……	31.5	16.3	7.1	0.4	1.9	0.4	5.4
重罪……	35.7	12.4	11.8	0.3	1.6	0.9	8.7
輕罪……	29.7	18.1	5.0	0.4	2.1	0.1	3.9
傷害……	45.5	21.1	11.3	1.8	3.3	1.2	6.8
財産犯							
强盜……	56.1	18.2	10.9	4.7	8.8	1.7	11.9
夜盜……	64.3	18.1	14.8	6.8	7.2	3.0	14.5
竊盜及び竊盜關係のもの	50.5	17.6	12.1	4.1	5.5	1.5	9.7
竊盜……	52.6	18.7	11.0	4.9	5.6	1.6	10.9
橫領……	27.4	16.1	6.5	1.2	1.8	……	1.8
文書僞造…	51.4	16.8	15.5	3.2	5.7	2.0	8.1
詐欺……	33.5	11.3	15.2	0.4	2.6	0.4	3.5
贓物寄藏	55.3	15.0	11.5	4.4	9.3	0.4	14.6
性道德違反							
强姦……	31.6	16.7	5.7	2.0	2.8	0.2	4.2
姦通 ……	……	……	…	…	……	……	……
其他の性的犯罪	31.3	13.6	7.7	1.3	2.1	0.8	5.9
業種法違反…	60.1	26.5	23.7	0.6	1.2	0.6	7.6
禁酒法違反…	42.0	30.3	6.3	0.3	1.3	0.1	4.8
雜……	50.0	19.8	10.9	2.3	5.8	1.4	9.7
女子……	50.7	22.7	3.8	9.9	4.1	0.1	10.0
殺人……	……	……	……	…	0.9	……	……
竊盜及び竊盜關係のもの	50.9	21.6	7.8	6.9	3.8	……	13.8
姦通及淫賣	59.4	20.8	……	22.6	*	……	12.3

業務上過失及は失火	……						
其の他 ……	48.8	19.3	2.3	10.9	5.9	0.3	9.6	51.2

前に小刑務所又は勞役場のみに收容せられたる男子收容者の割合は禁酒法違反者（三〇・三%）及び藥種法違反者（二六・五%）に於て非常に多い。之れに反して詐欺處犯者にあつてはかゝる者は僅か一一・三%にすぎない。その他の男子收容者にあつては、小刑務所及び勞役場のみの收容率に於て大した差違がない。

刑務所、行刑農場又は行刑キヤムプのみに收容された者は藥種法違反者の二三・七%を占め、また文書僞造、詐欺及び夜盜に於ても比較的多い。刑務所に收容されたことのあるものは强姦（五・七%）、禁酒法違反（六・三%）、横領（六・五%）及び殺人に於て比較的少い。

少年感化院のみに收容された者の率は男子夜盜犯に於て六・八%といふ最高限に達し、また窃盜（四・九%）、强盜（四・七%）及び贓物寄藏（四・四%）に於ても比較的高い。之れに反し、著しく低いのは禁酒法違反（〇・三%）、及び詐欺又は殺人（各〇・四%）である。

成年感化院（又は成少年感化院）に收容された者は贓物寄藏（九・三%）、强盜（八・八%）、及び夜盜（七・二%）に於て著しく多く、一方藥種法違反（一・二%）禁酒法違反（一・三%）、横領（一・八%）及び殺人（一・九%）に於ては斷然少い。

女子犯罪の二大主要罪種を比較してみると、淫賣と窃盜は小刑務所及び勞役場收容者の率に於て殆んど變りがない。しかし、窃盜と異り、淫賣には刑務所に收容された者はないが、一方淫賣は感化院に收容された者の率に於て遙かに窃盜を凌駕してゐる。



Training the Prison Staff in Prussia

Thorsten Sellin

プロイセンに於ける刑務官の養成

米國ペンシルバニア大學社會學教授

ソーステン・ゼリン

一九二三年三月のフランクフールト（アム・マイン）の會議で、ドイツの各聯邦政府の委員によつて承認された「刑罰執行の原則」（"Grundsätze des Strafvollzugs"-"Principles of Penel Treatment"）は、刑務官の職を與へらるゝものは學理實務兩つながら共に善く訓練せられた人にのみ限らるべきであるといふことを要求してゐるのであるが、最近に至りて、プロイセン聯邦（プルシア）では、この要求に副はんがために、大規模に刑務官の訓練を開始したのである。これについて。プロイセン政府司法大臣ドクトル・シュミツトはドイツ刑務職員組合の機關雜誌たる「プレツター・ヒユウル・ゲフエングニスクンデ」（行刑智識）（1931, No. 2）に有益なる一文を寄せてゐる。

刑務官の訓練養成は行刑處遇の問題の樞軸を爲すものと曰つて然るべきで、今日世界各國の等しく力を致してゐる所であるが、從來行刑處遇といふことについて比較的に冷淡であつたプルシアが刑務官の訓練養成に當つて如何なる方途に出でたかは、ピーノロヂーに志すものにとつては、興味の多いことゝ思ふのである。

ドクトル・シュミツトの記述する所によると、プルシアでは、刑務所の最高行政官たる所長に關する限り、從來の通り今日も、尙ほ裁判官たる資格を有つてゐるものか、又は刑務所の教師とか醫官とか教誨師とかいふ經驗を積んだ人の間から選まれてゐるのであつて、此等の所長級の人の選擇については嚴重な規則は定まつてゐないのであるが、しかし、戒護の任務にあたる職員の選擇につい

ては決してそうではないのである。一九三一年一月八日の司法省令は、アメリカに於ける副所長（deputy warden）作業主任（superintendent of industry）、用度主任（superintendent of Maintenance）等の如き上級の刑務行政事務を擔任する官吏に相當する監督官（Anstaltinspecktor-prison inspector）並びに上級戒護官吏（higher custodial officers）の任命に關しては嚴重な規定を設けてゐるのである。この省令によると、通例、かゝる職に就かんとするものは、二十歳以上四十歳以下で、精神身體共に健全で、大學卒業程度の教育を持つてゐるものでなければならないのである。而して此等の法定資格に合格したるものは三ケ年の練習課程に服さなければならないのである。この三ケ年の課程は次の三期に分たれる。

第一期は行刑實務練習期とも名づくべきもので、この期間はまた次の如く分たれる。

（イ）最初の四ケ月は檢事局及び刑事（criminal）、檢認（probate）、小年（juvenile）、家庭（domestic relations）等の諸裁判所で働くのである。

（ロ）次の四ケ月は、小刑務所の管理事務を見習ふのである。この四ケ月が終ると、三ケ月の學課の講習がある。

（ハ）次には最も長い十五ケ月の練習で、大刑務所の管理事務を練習するのである。但し、この期間中も、少くも一週四時間學課の講習が行はれるのである。

（ニ）此の期の最後の一ケ月は政府の司法省行刑局で勤務に服するのである。

この二十七ケ月の練習期に在りては、練習生は特別の監督を受け、愼重に選擇された職員が傳役（メンタル）となつて一切の指導を與へるのである。

第二段の練習期は六ケ月で、此の期は警察及び社會事業實務練習期と稱すべきものである。この六ケ月は警察勤務であるが、搜査事務ばかりでなく、社會事業團體、兒童保護協會、職業指導並びに就職案內の兩機關、及び司法保護團體とそれ〴〵聯絡をとつて、防犯並びに衞生保健の事務を練習するのである。

この第二段の練習期は、練習生に犯罪傾向を生せしむべきソーシアル・コンデイション（社會狀態）の性質を察するの機會を與へ、且つ、彼等をして犯罪問題を處置するために社會の創案した凡ゆる機構の性質並びに相互の關係についての理解を得せしめたいといふ目的で立案されてゐるのである。

最後の第三期は三ケ月で、學科の教授に充てられてゐる。これで三ケ年の練習が終了するのである。

この三ケ年の全課程は、單に練習生に彼れの將來の職務について該博な智識を與へるばかりが其目的とする所ではないので、兼てまた、よく彼等をして受刑者を理解せしめようとするのである。而して、人と人との親しい關係を作り上るには、智識だけでは其基礎として極めて不十分なつまらないものである、といふことが解つてゐるので、練習生の性格人物に非常に重きを置かれてゐるのである。

三年間の科程中の異つた時期に教授せらるゝ學科科目は次のようなものである。

一　獨逸國並びにプルシア（ライヒ）に於ける政治組織及び行政の一般原理
二　刑法及び刑事訴訟法
三　裁判所構成法
四　親族法
五　勞働法
六　社會保險法
七　犯罪論
八　教育學
九　心理學
十　社會學
十一　社會政策
十二　經濟學

三年のコースの終りには、右の科目中七科目について筆記試驗が行はれ、次いで、司法大臣によつて任命せられた試驗委員の前で口頭試問が行はれるのである。この二度の試驗に合格した後、初めて「監督官補」（"assistant inspector"）に任命せらるゝのである。

それから、この主任級の高級刑務官の任用規定に次いで、一九三一年四月二十九日には、下級の戒護職員即ち看守（プリズン・ガード）（prison guard）の任用に關する省令が發布されたのである。この省令によると、看守たらんとするものは、二十三歳より三十五歳までの心身健全なもので、公定の小學校の課程を終了したものでなければならないのである。何か或る一つの職業を知つてゐるものとか、普通病院又は精神病院の仕事に經驗を有つてゐるものは優先權を與へらるゝのである。志願者の練習は、期間三ケ月の學課の講習が二回で、この二回の間に六ケ月の實務の練

矯正図書館

習が挟まつてゐるのである。第一回の最初の講習が終了すると先づ看守補（assistant guard）見習（on probation）となるのであつて、次で第二の學課の講習を受くることを許さるゝ前に、嚴正な監督指導の下に、實務を學ばなければならないのである。この練習中、刑務官としての本人の性格の如何に特に注意が拂はれ、受刑者並びに職員仲間との折合の善し惡しが愼重に觀察されるのである。

學課は小學程度以上の教程で、刑法、犯罪學、行刑學、監獄規則、教育原理、社會事業並に公衆衛生に關する一般智識を與ふると同時に、地理、歴史の教授があり、進んでは、社會問題及び政治問題に於ける諸の主義學説についての講義がある。體操とスポーツには特に重きを置かれてゐる。重要な時事問題についての討論も奬勵さるゝ所で、實地の見聞を廣めるために、努めて刑務所其他色々の社會的施設への見學をやらせてゐるのである。第二回の學課が終了すると、司法大臣の任命した試驗委員の前で筆記口頭の試驗が行はれ、合格者は看守補に任ぜられて、勤務を命ぜられるのである。

ドクトル・シュミツトは、刑務官の練習のプログラムの中で、第二に重要なものとして、服務中のトレーニング（練習）を論してゐる。かゝる練習は、プルシヤで受刑者の教育といふ觀念に基いて累進制（progressive system）を採用して處遇上の改良を行つた今日、特に重要なのである、とシュミツトは曰つてゐる。この點で刑務官の職業上の團體から發行せらるゝプリズン・ヂヤーナル（行刑に關する專門雜誌）や、一週一回の職員會議、特に看守（ガード）のために冬期開催せらるゝ四週乃至六週に亘る補習講義、上級職員のため行政學院（Verwaltungs Akademie）によつて組織せらるゝ同前講義、並びに行刑局の命令にて刑務官中の或るものをして社會事業家養成所の講義を聽講せしむる慣例等が刑務官の養成について重大な役目を演じてゐることを、シュミツト氏は述べてゐる。

一九二九年と三〇年に、看守のための前記の學課實務の三課程がベルリンで開催せられて、總計二百五十人の練習生が入所したのである。高級練習は一年に四百人乃至六百人に及んでゐる。

尙ほ、プリズンに勤務する專門の技術官のためにも一定の講習が開かれてゐるのである。今迄に行刑局の命令で、刑務所に於ける病院の一般患者、精神病者、及び結核患者の治療のため優秀の職員を養成するための目的で、ベルリンに開かれた練習科に出ることを命ぜられたものが百五十人に及んでゐる。尙ほ又た、刑務所の作業監督官のための應用心理學の講義もあるのである。

ドクトル・シュミツトは、「智識と練習は是非必要ではあるが、刑務官といふ職務は其以上のものを要求してゐるのであつて、正しい意味でのプリズン・オフイサーたることは、一に性格の問題である」、と曰つて、語を結んでゐる。

Journal of Criminal Law and Criminology, May-June, 1932

ウイルヘルムカールの死

ドイツの刑法改正事業の急先鋒として國の内外に令名嘖々たりしウイルヘルム・カール（Wilhelm Kahl）教授は、去る五月十四日肋膜炎で八十三歳を以て長逝された、ドイツ學界は言ふに及ばず、一般社會も博士の訃を聞いて痛惜の念に勤かされたのである。氏は識見高邁で、狹い專門科學の藩籬に拘はることなく、其思想は世道人心を益すること少なくなかつたのである。彼は國家の大事を齊のデスクの上に投げ出してをくことのできない、極めて少數の大學教授の一人であつたのである。彼の生涯の終りの十五年は、學徒たると同時に政治家であつて、死する日まで議會（ライヒスタグ）の人であつた。「ユリステン・ツアイツング」誌のエディターなるドクトル オツトー・リーブマンは、「カールと共にドイツ國民の仰ぐべき一箇の星は墮ちた」と曰つて悲しんでゐる。

刑政第45巻第8号
矯正図書館

海外時報

ロツクフエラーの
禁酒法撤廢提唱

今や、アメリカ全土の禁酒法（ウエツト）撤廢派（キヤムプ）は、終世の禁酒主義支持者たりしロツクフエラー(John D. Rockfeller, Jr.)が突如として第十八回憲法修正（Eighteeth Amendment）たる禁酒法（Prohibition Law）の撤廢を要求した思ひ掛けない轉身を、歡呼の叫びを揚げて喜び稱へてゐるのである。

首府ワシントンにセンセーションを捲き起し、全國民を聳動せしめたロツクフエラーのステートメントは、一記者の語を借りれば、「禁酒法の適用以來飲酒問題に關する最もドラマテイツクな事件」として認められてゐるのである。

ロツクフエラー家の若主人は、自分も全然禁酒家だが、祖先以來代々の禁酒家で、禁酒主義の屈强なチヤムピオンで、アメリカの一大團體たるアンテイ・サルーン・リーグ（酒場廢止聯盟）の主たる財政上の後援者で、進んでは宗教上並びに社會的の改善運動の顯著なるリーダーである。そのロツクフエラーが、今や「禁酒の利益は禁酒法適用以來發生し彌蔓した害惡によつて壓倒されてしまつたこと」を殘念ながら漸く信ずるやうになつたことを告白してゐるのである。而して、「この害惡にして速かに除かるゝにあらずんば、禁酒法發布以前よりも更に惡化した言ふべからざる狀態に達せずんば已まないだらう」と彼は怖れてゐるのである。

かくして、ロツクフエラーの撤廢の爆彈は投ぜられたのである。

ロツクフエラーの這次のステートメントに對する贊否兩派の評論を紹介する前に、先づステートメント其物を紹介した方が可からうと思ふ。このステートメントは、コロムビア大學の總長にして且つ去る六月十四日の共和黨の大統領指名大會たるナショナル・コンヴエンションに委員として出席したニコラス・マレー・バトラー（Nicholas Murray Butler）に宛てた書簡の形式で爲されたもので、ロツクフエラー氏は、議會は合衆國憲法第五條の規定に從ひ、各州の人民大會の批準を受けた後、禁酒法撤廢案を大統領に提出して裁可を乞ふべしとのバトラー博士の提案にかゝるレパブリカン（共和）黨の政綱に熱心な支持を與へてゐるのである。

バトラー博士のこの決議によれば、撤廢の場合には、共和黨は、飲酒に對する節制の念を增進せしめ、公開にせよ秘密にせよ、克く酒場（サルーン）の發生を防止し、而して、禁止せられてゐなかつたステート（州）では、酒の賣買を政府の監督支配の下に置かしむる酒類賣買の取締規則を各州をして確かに採用せしむることを誓約するのである。

尙別に、この決議は、「禁酒法に關する憲法修正が法文の上に存する限りは、服從されなければならない」、と附言してゐるのである。

ロツクフエラー氏は、バトラー博士に宛てた書簡の中で述べてゐるのである。

「自分はこのレソリユーション（決議）と全く心を同じうするもので、それが共和（レパブリカンス）並びに民主（デモクラツツ）兩黨の等しく採用する所となつて、かくして、禁酒法撤廢の問題を黨派的政畧の領域からきりはなすことを、切に望んんでゐるものである」

「自分の立場は、自分の友人の多くを驚かすであらうように、貴下を驚かすかもしれない」と、ロツクフエラー氏は曰ひ、禁酒についてこれまでロツクフエラー家のやつて來た運動努力を略叙してゐるが、この運動の一例を擧げると、一九〇〇年から禁酒法案の通過までに、彼れの父と彼自身の手から三十五萬ダラが禁酒派の團體たるアンテイサルーン・リーグへ寄附されてゐるのである。扨てそれから、

「エーテイーンス・アメンドメント（第十八回憲法修正―禁酒法）が議會を通過した時には、自分は禁酒派の人々と共に、この修正が一般輿論の支持を受けて、アルコールの害毒に犯されない心身を持つてゐる人間の社會にとつての價値が一般に理解さるゝ日が一日も早く來ることを切に望んでゐたのである。

然るに、其結果は豫期と反して、却て飲酒は一般に增加したのである。スピーク・イージー（speak-easy―秘密の酒場）は昔のサルーン　取つて代つたのみならず、その數もサルーンの三倍とまではならないが、恐らく二倍には十分なつてゐるのである。彼のギヤングは月を追ふて跋扈し、大資本を擁して惡逆到らざるなく、而して

我等の善良なる市民は、自ら認めて以て私人の權利の侵犯なりとなす所の禁酒法に憤りて、公々然として憚る所なくエーテイン・アメンドメントを無視するに至つたのである。是れが避くべからざる結果として、凡ての法律に對する尊重の念は甚しく減殺され、犯罪は前代未聞の程度に增加したのである——自分は殘念ながらかう信じなければならなくなつたのである。

サルーンの絶滅がこの國に齎した大きな福祉、エーテイーンス・アメンドメントの採擇から生じた色々な利益を思はないではないが、しかも、此等の利益も他方に生じた禍害に比べると物の數ではないのである、といふ深い信念を懷くに至つたのである。

禁酒法の撤廢がそれだけで凡て此等の害惡を終熄せしめ、法律に對する一般公衆の尊重の念を恢復せしめることができるとは、固より期待すべきではないが、しかし、自分は、禁酒法の撤廢はこの目的を達成するための所要條件なりと信ずるものである」。

ロツクフエラー氏は、プロヒビション（禁酒法）に代るべきもの丶決定さるゝ以前にすら、撤廢の必要なることを主張し、次の語を以て彼のステートメントを結んでゐる。

「自分の望む所は、これまでエーテイーンス・アメンドメントの擁護のため熱心に努力した幾百萬の人々が、改めて眞箇のテムペランス（節制）の習慣を發達せしむべき實際的な政策を樹立するについて力强い援助を惜まざらんことである。自分もそのためにはいつまでも以前と變らない努力を惜しまないであらう。」

さて、先づ第一に、禁酒派（ドライス）はこのステートメントをどういふ風に受取つたらうか。大體に於て、彼等は、禁酒法の撤廢はサルーンの復活を意味し、ロツクフエラー氏はプロヒビションの功罪についての見方を誤まつて居り、何んと言つても、彼の意見は箇人の意見に過ぎないと主張してゐるのである。

「ロツクフエラー氏はこの問題に關する特殊の智識を缺いてゐることを示してゐる。最近の政府の統計が酒の供給量が以前の供給量の三十五パーセントを出でず、且つ犯罪は增加するよりもむしろ減少してゐることを示してゐる事實を前にして、ロツクフエラーともあらう人が彼のような亂暴なステートメントを出したといふことは實に驚き入つた次第である」と禁酒法維持國民委員のチエアマン（長）たるレー・コルヴイン博士は言明してゐる。

る。

「ロツクフエラー氏は正直に自分の意見を吐露したものである。しかし、自分は、禁酒法の採擇以來以前にも增して甚しく飲酒と犯罪が行はれてゐるといふ彼れの前提には不同意を唱へなければならない」、とは、コロンビア大學總長ニコラス・マレー・バトラー氏と共に一九三一年のノーベル賞を得たシカゴのハル・ハウス（世界的に有名なるセツルメント）のミス・ヂエーン・アダムスの曰ふ所である。

「禁酒法撤廢は却て犯罪を增加せしめるだらう」、とは、ニユーヨーク州のアンテイサルーン・リーグの監督たるフレツド・エー・ヴイクターの意見である。

「ロツクフエラー氏のこのステートメントは、固より世のため人のため善かれと思つて爲されたことだらうが、彼の意見は一箇人の意見である。しかし、また別に、公に發表はされないが、更らに一層實際的に意味の大きな他の意見があるのである。それは、工場町や炭坑地方の無數の女達の意見で、理窟や又聞きでなく、自分の經驗で裏書きせられてゐる意見である。そういふ町や地方に法律上認められた酒がなく、從つて街上にうるさい醉漢の姿も見ず、土曜日の賃金支拂日に、賃金の入つた

狀袋が、バーで其中味の半分がなくなつてしまうようなことがなく、手もつかずに無事に家庭にとゞけられる日の幸福を知つてゐる妻の意見は自ら別でなければならない。」と、クリステイアン・サイエンス・モニター紙は曰つてゐる。

このステートメントから別に何の感銘をも受けない他の新聞紙にローサンゼルスの「タイムス」紙がある。「プロヒビションの實施は困難だからもつと容易く實行のできる方法を見出さなければならぬといふ彼のステートメントの言外の主張は、アメリカ人の奪闘的精神にアツピールするものではない」と言ひ放つてゐる。

さて、今度は、ウエツツ（撤廢派）の歡呼の聲に聞かう。

先つ第一に、このロツクフエラーの宣言のもたらした結果の一つは、ニユーヨーク市に、ピエル・デユ・ポン氏をプレシデント（議長）とする六箇の禁酒反對團體より成る聯合撤廢審議會（United Repeal Council）のできたことである。

「この書簡は、國民をして禁酒法の節制手段としての無效なることを覺らしむるため、禁酒問題の是非の論議中に現はれた如何なる文書よりも有力なものであらう」、と

刑政第45巻第8号
矯正図書館

ユユーヨーク「アメリカン」紙は斷言してゐる。

禁酒法改正期成國民婦人會（Women's Organization for National Prohibition Reform）の會長たるチヤールス・エチ・ザビン夫人は、ロツクフエラーの宣言に喜んで、「自分の信じた法律の失敗に終つたことを承認しなければならなくなつたのは容易なことではない。ロツクフエラー氏の自己の所信を憚る所なく告白する勇氣を有つてゐたことは賀すべきである」、と曰つてゐる。

反禁酒協會（Association against the Prohibition Amendment）の會長たるヘンリー・エチ・カーラン氏は、「このステートメントは、ロツクフエラー一家が、我が國を安泰ならしむるためには、遲疑する所なく禁酒法なるこの恐るべき過誤を改むる必要のあることを知つてゐる思慮あるアメリカの男女の大きな團體に參加したことを意味するのである」、と喜んでゐる。

「これは反禁酒派にとつては注目すべき勝利だ」とテキサス州ハウストン市の「ポスト」紙は曰ひ、コンネツチカツト州のハートホード市の「クーラント」紙は、「禁酒法といふ政府にとつても節制にとつても兩つながら致命的な試みを憲法から削除すべき時が來たことが、卑屈な政治家どもにも分明かるだらう」、と相槌を打つてゐる。

「この著明な基督敎信者にして慈善家たるロツクフエラー氏の取つた立場は非常に大きな影響を及ぼすだらう」、とニューヨーク「サン」紙は曰ひ、ニューヨーク「タイムス」紙も、「深い意義をもつもので、有力な影響を及ぼすものである」ことに同意してゐるのである。

「禁酒派が更らに長くレフアレンダムに反對するのは甚だ困難になつて來た」、とテンネツシー州メムフイス市の「コムマーシヤル・アツピール」紙は考へ、オレゴン州ポートランドの「オレゴニアン」紙は、「ロツクフエラーは只だ益々增えて行く反禁酒派の感情を更らに改めて言ひ表はしたに過ぎないのだ」、と言ひ添へて居る。同じ意見を持つてゐるフイラデルフイアの「パブリツク・レツヂヤー」紙は、「ロツクフエラー氏の思ひ設けなかつたステートメントは、最近「リテラリー・ダイゼスト」誌で行つた全國投票と多くの州に於ける民主共和兩黨所屬の團體の宣言に現はれた一般輿論の傾向と一致してゐるものである。而して。禁酒法の問題は、今日正に兩黨共に之を無視することのできない一箇の爭點となりつゝあるのである」。

と、說いてゐる。

Literary Digest, June 18, 1932

ヒツトラーの 猶太人征伐

殆んど八百年前、英國のノーウイチといふ處で一人の子供が殺されてゐるのが發見されたことがある。そして、其町の猶太人が犯罪を行つたのだと告訴するものがあつた。これはケンブリツヂのセオボールドといふクリスチヤンに改宗した猶太人で、「猶太人は每年パツソバー祭の前に犧とするために一人のクリスチヤンを殺すのだ。殺害の行はれる町は籤で撰ばれるのである」、と曰つたので、ノーウイツチの町の人々は一齊に起つて、幾人かのヂユウを殺し、他のものは町から追ひ出してしまつた。

それから、二十七年經つて、この儀式のためにヂユウがクリスチヤンを殺すといふ流言がフランスのブロアの町に起つて、この時は、この町にゐた四十人のヂユウの一團はステーク（火刑柱）の上で焚き殺されたと曰はれてゐる。

この忌むべき言ひ傳へは世紀を重ねるに從つて漸く一般に信ぜられるやうになつて、ロシヤにも、ボーランドにも、シリヤにも、墺太利にも、ハンガリーにも。更らに世界の他の地方にも、合衆國にさへ、このレーヂエンドはひろまつたのである。パソバー節の直ぐ前に殺人が行はれると、ヂユウがパソバー節の犧牲にするために人間の血が入用なので行つたのだ、といふことになつてヂユウの虐殺が初まるのである。

二十五年前、ロシヤでメンデル・バイリスなるヂユウが、この流言の犧牲になつて殺された時には、ヘルマン・ストラツク敎授以下の重立つた學者達は、一箇のマニフエストー（宣言書）を發表して、バイブルやタルムド（へぶらい法典）や猶太人の諸の法典を調べてみたが、決して儀式のための殺人などとは思ひもよらないことで、そういふ言ひがかりは猶太民族に對する惡意の讒謗であることを陳べたのである。「猶太人は儀式の目的のために決して血を要求するものでなく、食用獸の血を供へることすら猶太人の法律慣習で禁ぜられてゐるのである」と宣言してゐるのである。

それにしても、この言ひ掛かりは現に數年前にニューヨーク州の或る村で起つたのである。一人の子供がゐなくなつたことがあつたが、「それヂユウだ」と口々にさゝやかれて、警察ではヂユウを疑つてゐたのであるが、其處へひよつこり其子供が出て來たのである。

現在、一九三二年に、ドイツのウエストフアリヤ、ボーランドのプラテイスラビヤ、シリヤのアレツポの三ケ處で、この昔しながらの讒謗が聲高く呼ばれてゐるのである。筋書は前きの一一四四年ケンブリツヂのセオボールドによつて語られたものと同じなのである。ドイツでは、この迷信の復活はナチス（ヒツトラーの國民社會黨）のプロパガンダの爲めだと曰はれてゐる。幸にも、この迷信は今は昔程強くはないので、流血の慘は見なかつたのである。

しかしながら、不幸にしてアンテイセミテイズム（排ゆだや主義）はヒツトラー主義の主な一つの特色であつて、最近のヒツトラーのナチスのドイツに於ける大勝利は重大な結果を豫告してゐるのであつて、其餘波はこの合衆國にさへ波及してゐるのである。ヒツトラー細胞がこの國でも已に組織されてゐるとの報告があるのである。

危險を察して、アメリカの聯合教會會議（Federal Cvuncil of Churches）の「猶太人及び基督教徒間の親善に關する委員會」（Committee on Goodwill between Jews and Christians）では、燃え上つた人種的憎惡の火の手を初期の間に消し止める手段を講じてゐるのである。この委員會の長をやつてゐるパークス・キヤドマン博士は、最近一文を發表して、外交政策研究會の調査した事實を公にしてゐるのである。この事實といふのは、ヒツトラーが、「猶太人は、如何に長くドイツ並びにドイツ系オーストリアに住んでゐても、決してドイツ人でないといふ考へを有つてゐて、彼れヒツトラーは、國民の文化的、藝術的、社會的、經濟的並びに政治的生活に於て自分の好まないもの又は認容しないものを一切ヂユウの責めに歸し、而して、彼れの忌み嫌ひ又は認容しない一切のもの〻中に、彼れが世界を征服せんとするヂユウの國際的陰謀と呼ぶ所のもの〻不祥な勢力を認めてゐる。」といふのである。

「彼れ（ヒツトラー）の感情は第一に人種的偏見に基いてゐるもので、宗教上の動機から出てたものとは見えないのである。この彼れのアンテイ・セミテイズム（排ユダヤ主義）は彼の主義上のプログラムを通して根本的な楔

子となつてゐるのである。ヒツトラー主義は重大な社會的疾患をかもす處あるもので、黨派心に於ける神經病とも稱すべきものである」、とキヤドマン博士は述べ、更らに、ヒツトラーの排ユダヤ主義の提唱するプログラムとして、次の七箇の政策を數へ上げてゐる。

一、猶太人のシテイズンシツプ（公民權）を剝奪し、外國人としての身分上の資格を賦與すべきである。

二、猶太人は何人たりとも政府の官吏又は市の職員たることを許可すべきでない。

三、國家は其國民の生計糊口を第一の關心事となすべきであるから、食糧の不足した場合には猶太人は國外に追放せらるべきである。

四、一九一四年以後ドイツに入國したる猶太人は卽時悉く追放せらるべきである（約十萬人）

五、猶太人の新聞紙を發行し又は其編輯にあづかることを禁ずべきである。

六、諸の基督教の信教の自由は保障せらるべきであるが猶太教は其教旨の物質的（マテリアリスチック）なるの故を以て撲滅せらるべきものである。

七、猶太人の地方並びに都市に於ける所有地は沒收さるべきである。

「此等の政策は世界の國民の間に宗教上の諧調をもたらさんとする現在の運動を阻害すること夥しいもので、或る意味で、世界平和の基礎其物を脅かすものである。」とキヤドマン博士は述べ、更らに進んで、現在の世界の危機をかもした原因は凡てヂユウに存してゐるといふことを國民に信ぜしめるために、ヒツトラー一黨が新聞紙、ポスター、歌謠、著述、並びに國民大會等あらゆる手段を用ひてゐる事實を擧げて、博士は終りに英國のマンチエスターの「ガーデイアン」紙の次の語を引用してゐる。

「世界に於ける大國民として、しかも最も文化の進んだ國民としてのドイツ國民は、擧つて一人の野獸的な無賴漢にして野師に等しいヒツトラーの手に引渡されるのだらうか。何人も確言することは出來ない。

しかしながら、今春のブルンシユウイツクに於けるヒツトラー黨の大會は不氣味な豫告といふべきで、前の疑問に對する答へは、一九三二年といふこの宿命的な年の終る前にはきつと與へられるだらう。」

ヒツトラー黨の支部がアメリカの都市に十二ケ處も組織されてゐるとの報告もあるのである。此等の支部ではナシヨナリスト（國民主義者）の目的が强調されてゐてヂユウはインターナシヨナリスト（國際勞働同盟）とし

刑政第45巻第8号
矯正図書館

て指摘されてゐるのである。最近、或る都市での會合に、このナチス（ヒットラーのナチオナールーゾチアリステン）の領袖は、「ヂユウは人類のヴアンパイア（吸血鬼）である」、と叫んだと曰はれてゐる。

Literary Digest, June 18, 1932

ロシヤ農民の新しい勝利

ロシヤ内部に於ける最近の極めて重要な變化發展は、ソヴエト政府の農民に對する新政策だと稱されてゐる。

農場勞働者に對する取扱ひ方についての政策の變化は最近發布せられた四箇の命令の中に包含されてゐるのである。其中の最も多く注意を惹く命令は、今年度の政府の小麥徴收高を約二十パーセントだけ減ずるといふもので、從つて、この命令によつて、以前より多量の小麥が生産者の手に殘されるわけで、生産者が共同農場のメムバーであるにせよ又は獨立の個人農民なるにせよ、いづれにしても、政府の定めた價格でなく自分達の定めた價格で公開市場へ彼等所有の小麥を賣り出すことができるのである。

モスカウからの通信に出てゐる政府の小麥信託吏員の語に從ふと、「農民は以前よりも多量の小麥を自分達で勝手に處分することができて、バザー（市）で自由に自分達の好きな物資と交換することができるから」、彼等は極めて幸福になると期待されてゐるのである。

ロンドンの「オブザーバー」紙のモスカウ通信員の報する所によれば、前の三の命令の中の一つは、共同農場のメムバーたる農民の農場の家畜を個人所有として飼養する權利を確認するものである。

更らに、他の命令では、農民が法定價格で賣ることを要求せられてゐる肉類の數量に一掃的な減額——約五十パーセント——が爲されたことで、且つ、この命令で、或る種の家畜の屠殺に關する以前の禁制が除かれたのである。

農民を利する最後の四番目の命令は、市場で取引する農民に課せられてゐた稅にかなりの輕減をなし、獨立に個人で取引を營んでゐる農民の場合に限り、以前の凡ての價格規定を全部廢止したものである。

ソヴエト派の新聞紙は、この改革を誇り、ひたすらに讃辭を捧げてゐるが、歐洲各處に發行せられてゐる、反ソヴエト派のロシヤ新聞は、この新しい政策を全く別な方面から看てゐるのである。パリで發行せらるゝ民主主義の反ソヴエト派の新聞紙である「ポスリエードニア・ノボスティ」（Posliedtnia Novosti）にはかゝる意見が發見さるゝのである。曰く、

「農場の生産物に於ける自由取引に關する新法律は、スターリンの農業政策の全く失敗に終つたことを證するものである。

農民を驅つて强制的に共同農場へ參加せしむる亂暴な政策は、農村からの小麥の搾取と伴つて、ロシヤの農場を衰微せしめ、小麥の生産額を著しく減少し、甚しくロシヤの畜産業を損ねたといふ結果を生したのである。

これは、箇人所有の農場並びに共同農場に於けるのみならず、等しく亦たソヴエト政府直營の製粉工場に於ける狀態でもあるのである。」

この非難に對するソヴエト政府の公の應答は、モスカウのソヴエト政府の機關紙なる「イズヴエスティア」紙上に出たのである。この新聞紙は、小麥の徴收に二十パーセントの減額をなしたことを述べ、次のように新政策を辯護してゐるのである。

「この政策は都市と農村との間の取引を現在よりも一層活潑にし、且つ都市への農産物の供給を更らに一層增加せしむるために實施せられたのである。しかのみならず、この政策は、獨立農民並びに共同農場に屬するもの何れもの活動力を促進せしむるの功があらうと思ふ。この命令の發せられたため、爾後農民はかゝる取引より生ずる利潤を全部己れの有とすることができるのである。」

Literary Digest, July 2, 1932

矯正図書館

監獄むかし物語り

杉野喜祐

刑政の五月號に明治初年の監獄を語る座談會の記事を見て、老人仲間の僕も記憶を辿ると色々面白いこともあるから偶には談片的にでも書いて見たいと思ふのであるが、餘りに古臭いこと計であるから編輯部で御檢閲の上然るべく御取捨を願ひたいのである。

僕は元新潟縣の警部で監獄官となつたのは明治の十八年であつたが其以前東京で下級の警察官吏で居た頃關係した事件が監獄に關聯し監獄としては聞いても心が寒くなる位のことであるが、今では世人も遺忘！現刑務官としては恐らく知る人はあるまいと思ふ。

しかし其事件が餘りに大きく他日監獄史でも編纂する場合には見逃してならないことゝ思ふから僕の關係した事實を述べて參考に供したいと思ふのであるが、若し此事件を僕以上知る人があるか又は確なる記錄があつて之を抹殺することが出來れば幸ひである。

事は明治十年の初夏のことで西南の役の眞最中で僕が小石川の警察署（其頃は第四方面）で最下級の巡査（第四分署と稱した）をして居た時であつた、雜司ヶ谷の或る鍛の中に或夜當時有名なる博徒加藤長吉關口親五郎等が集合謀議する苦（何等理由を示さず）であるから彼等を捕獲のため僕外四名に張込を命せられた但し彼等は勿論兇器を持つて居るから、油斷するなと附加へられた。

僕始め他の同僚も二十歳前後の少壯血氣の者共殊に西南の役で、警視廳の巡査は非常に興奮し居たる際であるから、來たならば一擊の下に打のめしてくれんと手具脛引いて待構へて居たが到頭來なかつたので前夜の勢どこへやらですご〳〵と引揚げたことであつたが。

來ないも道理其夜は三十餘里も隔つた、群馬縣前橋に到り仝所の未決監（懲役場は岩鼻にあつたのである）を襲ひ看守等を脅迫し未決在監者を解放し此者共等を引卒して、西鄕等の義軍を應援すると豪語し、堂々市街に押出したが事成らずして捕獲せられたと後日に聞かされたが、下級巡査のことであり過ぎ去つたことでもあり唯だ聞流しにしたのであつた。

然るに不可思議とも言ふか夫より二十一年餘を經て、明治三十一年八月僕は群馬縣の典獄となり赴任したのであつたが、偶と前記のことを思ひ起し古き職員に話して見たが、殆んど知る者はなかつたが、看守長に笹沼勢太郎（今は故人）なる人が居て其人は勿論自身關係したのではないが、古き人より聞傳へて居るとのことであつたが、詳しいことは更に分らず唯だ加藤長吉は滿期後死亡したが、關口親五郎は再度の犯罪で今尙受刑在監中であること丈けは解つた。

早速彼即ち關口親五郎に面會して二十一年前の昔物語をした所、彼は意外の感に打たれたる面持ちで實に惡いことは出來ませんと、懺悔して當時のことを物語つたのである。

彼曰く維新後は仲間の者等も離散し取締も嚴しくなり上州に居ても面白いこともないため、加藤長吉等と共に東京に出て、流浪して居たがあの夜は雜司ヶ谷の鍛の中に集り賭場を開くか又は他に面白い仕事を爲さんかと思つたが、迚も尋常のことでは駄目である何か大仕事をして世間を驚かしてやらんと、協議したのであつた。

加藤長吉が言ふには昔水戸の耕雲齋の騷ぎの時彼等が上州方面へ押寄せて來ると言ふので、上州の各藩では其防禦に大騷ぎであつた、其時某藩では我領地内を防禦するため大前田の大親分（榮五郎）に一方を防禦せしめたことがあつた、我等も相當人數を集めたら之を率いて、西鄕の義軍を應援するも面白いではないかと、搜索をしたのであつたが何物も見出し得なかつたのである尤も其事件のあつた頃は監獄は警察の所屬で、記錄等も完備せず殊に明治二十一年に現在の所へ建築し岩鼻の本監と共に移轉合併したので記錄等も自然紛亂したものと思つたのであつた。

其夜は眞夜中に長吉と兩人で拔刀を提げて塀を乘り越へて押入つたのであつたが、案外手薄で看守等の狼狽は實に氣の毒な樣であつたが、早速鍵を奪ひ監房を開き拘禁者を解放し彼等に前述の理由を申聞け一同を引連れ市中に押出したが、早くも警察の手が廻り事成らずして取押へられたが今に至り考へれば淺墓であつたと思ふのである、尤も其時は死刑は覺悟であつたが生き長らへて恥さらしをして居ます云々。

以上は僕が關係した生きた事實であるが何か之に關係した記錄がないかと、搜索をしたのであつたが何物も見出し得なかつたのである尤も其事件のあつた頃は監獄は警察の所屬で、記錄等も完備せず殊に明治二十一年に現在の所へ建築し岩鼻の本監と共に移轉合併したので記錄等も自然紛亂したものと思つたのであつた。

刑政第45巻第8号
矯正図書館

椎名君の海外だより（其の二）

一九三二年五月廿二日

雨のインターラーケンにて

椎名生

正木學兄

今日は日曜、教會の鐘が鳴る、明朝ミユンヘンに去らん、デウンケルの味に多大の期待を持して。

× × ×

四面環海であつて見れば國境の識示も問題にならぬ。

床屋の紅白ダンダラ飴坊よろしき體のものが波露國境の標識であつた境を接し相對して稍高き哨塔に「オイ晝飯は甘カツタカ」と云ふ様な調子で歩哨が鐵砲を以て相互無言の挨拶を交付して居る。兩方とも服裝は相當立派だ。

「照らす夕日は色寒く……」云々の文句が中學四年時分の教科書にあつた。確かボーランド懐古の歌と云ふ一課に收められてあつたと思ふ。Oと云ふツムジ曲りの級友が居つて「色に寒暖の別ありや」と先生に質問したのを記憶して居る。今見る甦生のボーランド。萬事整調の趣を見せてくれる。一本の線を劃して鐵路には鮮かにバラスが奇麗に敷かれて居る。恰も日本の線路の様に。

C·C·C·Pには一握りのバラスも敷いてなかつた。アンドレーフ君確かり頼む。alles ist ordnung. 獨逸に入つて愈々心憎くきばかりに諸般の事々物々が明瞭に表示されて整頓されて見るからに心持よい。

九日九時廿分ベルリンシユレージヒ停車場に着く。十日振りの一風呂を浴びて廿二時十分アンハルター停車場よりベルリンに向ふ。何はともあれ車は喫烟車を選ぶ。

× × ×

Raucher が何時か Nichtraucher に變りけり。

是も局長よりの御注意であつた。烟に親しむ者は喫烟車に注意せよと藥鑵問題の故もありたらん萬事卒なき様にアンハルターにて特に喫烟車のマークに注意して乘つた事であつた。朝二時半フランクフルトに着く新らしきオゾンを吸ふべくプラットホームの散歩宜敷あつてフト見れば禁烟車のマークに變つて居るではないか。箱を更へるもよいが棚上の荷物餘りに重しでマヽよとばかりゲルベを吹く。同室の者は一組の夫婦二人であつた。妻なる人稍ゲルベに御難の容子なりけるも彼の夫些事捨て措けとばかり移り行く窓外の風物に見入る。獨逸人は話せる。

シユワルツワルドにかゝりし頃夫婦の人に代はりて二人の女學生乘り込みたり。禁烟車を知りて後程經てのことなれば一應の挨拶を試む。御隨意にとばかり、その代り妾達も御免よとサンドキツチをついばみ始められたり。佛國にては母なる人其の子女に鶯の如く食事せよと教へ英國にては狼の如く喰へよと勸むる由、知らず獨逸の母性如何に其の子の食事を指導するや。サンドキツチも御了ひとなりければコンパクトのあしらひは更なりお互に香水をその胸のあたりにかけ合はされぬ。仲のよきことよと黄面の遊子稍破顏す。バーゼルにて同じくパスポートを示めしたれば何れアルプスあたりに旅行を志さす乙女ならんか。若き現代の獨逸女性よ、烟を滿喫せよ而して烟に捲け、お身等祖國の將來、たとへそれがヒツトラーであるにしてもないにしても。

× × ×

會議に不參のもの、ブルガリア。チリ。スペイン。フインランド。フランス。ギリシヤ。ハンガリー。英領印度。瑞典。チエツコスロヴアキア。南アフリカ聯邦。にして新たに御見得せしはリトワニアなり。同國委員頭五分刈身体頑健態度謹嚴實直を極め好感に滿ちたる紳士なり。彼の握手最も力强かりき。

十三日十時半國會議事堂第三號室に議長たる獨逸大審院長ブムケ博士の木槌一撃によりて會議が始められた。歡迎の意を其の面にたゝへてスヰス國會議長ヘバーリン氏一場の挨拶を述べられ如何にも頭腦明晰そのものであるが如きブムケ博士會議を司宰しつゝプログラムを進む。ブムケ博士何處となく晝に見る故ウヰルスン大統領の面持ちに似て居る。容姿態度詢に精練を經たものであるが是種タイプの人は帝國司法界の大官に數多く見出し得る。只一つ見出し得ざるものに副議長たる英國委員ボルワート卿を擧げたい。長軀六尺豐か左肩の吊り上りたる到底余輩の及ぶべからざるところ、頭髪敢て櫛けづらず、ズボンの折目など更に介意するところなく上衣の兩カクシに膨れ上る程何物をかを藏し赭顏大聲。時到つて萬事を笑殺す。さりとて毫末の嫌味なく胸襟をむき出しに對者

の信を收む。生地エヂンバラと云ふ成程と首肯せらる。前十二日常任委員シモンヴアンデルア氏より午餐の饗應を受けたことであつた。明日開會當日の服裝に就き聞き合はしたところ黒衣とのこと來て見れば誰様も皆黒の上衣と縞ズボンでキチンとして居らるゝに獨り吾がスコツト氏は誰が眼に見ても四、五年は着用に及べりと思はるゝカクシの膨れたる盲縞の呑廣で無碍自在である。一目一同を見渡すともなく「Black Coat でないのは己れ一人か」と叫び後は例の爆笑——大ブリテンの匂なしでない。敢て奇を衒ふにあらざるも裸体としての人間は先きで服裝は後だ裸こそ尊い。梨花研麗の五月而も整齊配備に五分の隙もない國際都市ベルンにこの老紳士を知ることは何と云ふ心強いことであらう。亦同時に偉大なる内觀の機緣を得たことであらう。赤字に惱むもの獨り英國のみでない今日特に其の感を深ふする。

英國行刑局長ペターソン氏とて卿に劣らぬ。同氏は一日後れて十四日より出席、俺と席を隣つてくれと云ふたら快諾せられ早速頭丈な躰軀を横べられた。スキス委員デラツキ教授は人參大の葉巻を手離なさず會議第一日ボーイに命じて灰皿を卓上に列べさしたのも同氏である。ペターソン局長も中々の愛烟家であるが品物が聊か違ふ。見れば二十本五〇サンチームの Gold dollar である。朝日に離れバツトを失ひ且つ常用せざるものに對する衛生上の警戒から煙草を何にすべきかは小なりと雖も一つの惱であつた。眼前同氏のゴールドグラーを見て遲疑無用爾來今日まで彼はゴールドダラー黨として旅行して居る。委員に只一人の女性は米國代表のウキツトパン夫人である六十歳以上にもならんか如何にもしとやかな婦人である。老孃なりや否や吾知らず。ホテルを同じうせる爲め會場以外度々面語の機會を得た。ペターソン氏も同宿、一日不圖三人相會した時私が米國を訪れて歸國する旨をペターソン氏に老婦人が告げたら「自分の國に早く來るんだよ」とペ氏答ふ。無造作の裡に藏する世辭の機微。蕪雜なるが如くにして然らず。請ふ帝國の青年よ、人間裸こそ尊し。頭髪に服裝に持物に心勞する勿れ。

十七日の朝である。ブムケ氏新聞を持ち犬養首相暗殺の報を示めされ會議に先ち一讀の後總委員起立の上予に對し深甚なる同情弔意を表せらる。思はざりき眞に夢想だにしなかつた。雲山相隔つる幾千里。この場所この時に於て斯如き情景に接せんとはである。直に深厚なる御禮を述

べたことであつた。吾が敬慕するボルワート卿前後通譯の勞を取つて呉れた。同日午後は刑務所視察を兼ねた遠足である。ガツシリしたDaimler二臺に分乘して日射し強き午後一時會場前廣場を出發した。窓はあるが屋根はオープンである。妻君帶同の諸氏は禁烟黨と共に一臺を占め、ゴールドダラー黨は他の一臺を占據して居る。如何にも頗丈な而も氣の利いた車、コンナ圖体のものがスキスの田舍道を通り得るや否や、先づザウエルが瑞西製なりや否やをドクトルシユワイツア氏に聞いたら、得意氣に然りと答へられた。玆にも認識不足ありである。成る程 the very heart of Europe だけあつて道路脈管は實に立派だ。たとへ後の車に乘ればとて後塵を拜する様なことがなく二噸のトラツクを弟分にするザウエルが滑かに馳る。圖体は大きいが其の警笛たるや實にメロジカルだ。アルプスの角笛に調子を採つたのであらう。三時間程もドライブした頃見學せんとするテツセンベルグ少年刑務所に着いた。二時間も是處で休んだ。

五時のお茶を御馳走になり其の間收容者オーケストラ園がオーケストラにコンサートに片時も歡待を怠らぬ。感謝の念を越して氣の毒の感が湧いた。外塀のない十六歳以上二十歳未滿者の收容所で窓格子のある室もあればない室もある。色々學ぶべき所もないでもないが何より百頭以上も優秀なる牛を飼つてあるのが羨ましい。何事もやるならバランスシートの取れるまでやらなければと思はれた。同行されたベルン州知事ムツチ氏(moutet)の挨拶があり一同を代表してブムチ氏が御禮を述べられた。パンを嚙りながら先刻のオーケストラ園が玄關正門の廣場に三々伍々集まつて居る。異國の若き罪人よ、オーケストラも結構であるがお前達を預つて居る人々は

Werzu mir kommt der weg
ich nicht hinaustossen

「私の處に來た人は素通りはさせない」

と力むで居るではないか。心せよ、さらば心神共に健在なれ。云ひ知れぬ袂別の念に滿ち帽を振りながら別れを告げたのであつた。

ビールにして然らず果汁の如くにしてビールの如きものを御馳走になり且つ心持よき自動車の動きも手傳つて何時とはなしに淡き夢路に入るベルンに入る前約六キロの處で吾曹の夢を破つたのは例のボルワーレ卿の大聲である。落ちんとする赤き陽を眞向ふに受けてアルプスの連山が行手を高く領して居るではないか。

メンクを中心に左にアイガー右にユングフラウと。是の大自然の美を最も眞純に稱へて居るのがポルワート氏であつた。先き行く車には狐の皮が見える。北歐某國委員の夫人であり毛皮本來の持主の樣な面持ちの婦人で先刻デツセンベルグのお茶の時紀念に貰つた繪葉書に署名を求めて來た婦の肩にまかれたものである。序に生國も書いてくれと來た。然し中華來たらず印度參せざる是の會合に顏の色一目で知れるお里ではないか。と思ひしかど乞はるゝまゝにものしたこともあつた。まさかスキスの片田舍で鈴ケ森の權八も氣取れまい。

こん關係からでもないが今日出發の際から毛皮がいやでならない。五月には珍らしいと云はるゝ程の暑い日に何の因果でコンナものを引つかけるのだらう。御本人の暑さ寒さは自業自得とするも他所の目にも何となく暑さを覺えさするものだのに。國境稅關を通る時はこれでも Personal effects で通るだらう。然らば成るべくその effects をパーソナルにして貰ひ度いものである。見えも坊の爲めならそれは正しく effects for others である。ユングフラウもこの狐の皮を見て居るに違ひないが彼默々として一語を語らず。只莞爾としてポルワート卿の賛美に委して居る。

× × ×

雨罷みぬ。手近の山に雪降る。昨日ユングフラウに登りしことの幸運を謝す。冷氣加へ來る。暖きコーヒーの一杯も取らんか。

敍任辭令

書記　田村定五（熊本地檢）
任典獄補（熊本）六等三級
（六月卅日願免）

保健技手　塀尾秀之助（神戸）
任保健技師（神戸）七月五日願免
（七月四日）

看守長　鈴木深史（豐多摩）
願免　窪田幸記

任保健技師（市谷）
保健技師　松岡修一（市谷）
巢鴨轉勤
（七月七日）

警部補　小川太郎
任看守長（豐多摩）
（七月十五日）

保健技師　石橋無事（新潟）
願免
（七月廿五日）

全國刑務所長會同

全國刑務所長會同は、七月七日より九日まで三日間、左記ノプログラムにより開催された。

【七日】午前九時より司法大臣訓示、次官注意、局長指示、午後一時より會議、同五時半より日本工業倶樂部に於て司法大臣招待。

【八日】午前八時半より午後にわたり會議、午後三時より總理大臣官邸に於て總理大臣の訓示、同四時三十分より輔成會の所長招待觀劇、又五時より東洋軒に於て司法次官の隨行員招待。

【九日】午前八時より會議、午後一時より豐多摩刑務所に於ける行刑作業品評會參列、午後六時より目黒雅敍園に於て刑務協會の所長招待、五時より日比谷山本樓に於て隨行員招待。

尙、十日は午前十時より築地本願寺追弔會、引續き東京會館に於て兩本願寺の所長招待があつた。

諮問事項

一、作業統制區域ハ何區ニ分ツテ可トスルヤ。
二、作業統制ヲ受負業ニ迄及ボスノ可否。
三、不況時ニ於ケル作業對策如何。
四、刑務作業ヲ特別會計トスルノ可否。
五、戒護勤務者執務規準制定ノ可否。
六、行刑醫務改善ニ關スル對策如何。

協議事項

一、思想犯人ノ敎化對策ニ資スル爲思想研究ニ關スル機關特設ノ件。
二、未決思想犯人ニ對スル看讀書籍ハ全國的ニ統一ノ件。
三、精神病者及結核患者特定刑務所ニ集禁ノ件。

司法大臣の訓示は卷頭に登載した如くである。總理大臣の挨拶、司法次官の注意、鹽野局長の指示並に注意事項は次の如くである。

齋藤總理大臣訓示

（昭和七年七月八日於總理大臣招待席上）

今回各位の會同に際し玆に各位と會見するの機會を得ましたことは私の欣幸とするところであります。

惟ふに、今時わが國は外、外交關係複雜なると同時に內には經濟界の不況に加ふるに思想界は愈々混沌として國民の不安は日に加はるの狀態を呈して居りますが此の間に處して各位が妥當なる行刑を實施せられ犯人を改善して再犯撲滅の效果を擧げられますならは依つて以て國家の治安は維持せられるのであります。

各位の使命はかやうな意味に於て誠に重大でありまするから何卒熱誠その職に當りよく部下を統御し犯人を指導して所期の目的を達成せられんことを切望する次第であります。

皆川司法次官注意事項

（七月七日刑務所長會同席上に於ける）

一、只今司法大臣より御訓示のありましたやうに行刑の目的は隔離の完全を期しつつ犯人改善の實を擧けれはならぬのであつて誠に至難な事業でありますかその至難な事業に處するか爲めには諸君は特に平生周到なる用意を有する事を必要とする。もしその用意に缺くる所あるに於ては自然犯人改善の目的を達成する能はさるのみならす部下の緊張力をも失ひ延ひては行刑の信用を失墜することにもなるのであります。近頃新聞紙上に於ても時々報道せられました如く收容者の計畫的逃走行はれ甚しきに至つては刑務所吏員の之に關與するか如きに至りましては稀なる事なりとは云なから行刑に對する責任上到底堪ゆる能はさる所である。諸君はかかる事例に鑑みられて平素部下職員を薰陶し心事を高く保つ樣一段の努力を致されん事切望に堪へさる次第であります。

二、最近經濟界か益々不況に陷りたる結果として刑務作業にも影響を來したことは甚大なることは諸君の既に御承知の通りであります。殊に受負業者の中には作業の中止を申出つる向きも頻繁てあり又その事業を繼續するものにあつても工錢の著しき値下けを申出て居る狀態て僻地の刑務所に於いては作業經營上一方ならぬ困却を感する由てありますか此場合刑務所と致しましては其立場上能ふへき限り有利なる作業を發見することに努め收容者の一日の給養費の半額にも達せない樣な作業は寧ろ之を排除するやう致したいのであります。御承知置を願ひます。

三、曩に日支事變が勃發致しました際當局はかかる困却せる作業狀態を打開し同時に受刑者に忠報國の精神を向上せしむるか爲めに軍當局と協議の結果軍需品製作を刑務所の主要作業と致しましたところその成績極めて見るへきものかありましてその結果當局は作業統制上全國を三區に區分して總ての官用品製作に意を用ふることに致しましたところ諸君の協調宣布を得て今日に於きましては特別の地方を除きましては受負業中止に代るに官用作業を以てすることを得るに至りましたか此方面には今後とも尙一層の努力を致され一面には納期その他の點に於て需要者側の意圖に添ひ他面趣味の增長能率の向上に付き受刑者をして作業意慾を增加せしめ釋放後の生活に資する所あらしむる樣特に御注意をわつらはし度い次第であります。

四、刑務教誨か信仰を基調として收容者の精神を善化する任務を有することは今更申す迄もないことであります。しかし彼等を善化するにはとうしても彼等の現實の生活を陶冶することから始めねはならぬのでありまするから諸君は刑務教誨か教誨師の獨占事業てあるとの偏見を取ることなく教誨師を始め總ての刑務官か日常座臥の間にも其實際の行ひに於て收容者の精神生活を陶冶することに努力せられなけれはならぬのであります。手近の例を以て申せはさきに申しました日支事變に際しその熱誠なる作業に從事して居りました際各部の刑務官か愛國の精神より期せすして一致して相共に彼等を激勵されたことの如きは彼等の精神に頗る好影響を與へたことは諸君の既に御承知の通りてありまするか願くは此種の行動を普偏化して常に教誨師と共に日々の生活の中教化改善の實を擧けられんこと此上なから切望の至りてあります。

五、昨年假釋放審査規定を制定致しまして以來その成績は極めて良好てありますか、しかし、この審査規程の眞の成績を擧けるにはその個性を徹底的に調査し得たる場合にあるのてありまして之か爲めに諸君に特に保健技師技手をして充分なる醫學的觀察を爲さしめらるる必要のある事をも閑却してはならないのてあります。從來動もすれは保健技師技手の型而下學的見解を忽緒に付し醫師はまた個性調査の如何に重要なるかを認識しない態度かあるのてありまするか、諸君は向後この點にも充分なる注意を拂はれ行刑有終の美をなされんことを希望致します。

六、思想犯人の處遇の目標は彼等に人類の天性を正視せしめ因つて以て鬪爭破壞の思想を秩序と建設和合に轉向せしむることにありますることは申すまてもないのであります。從つてその第一步の方法としては特に彼等とその家庭との間を顧念せしめ殊に親子の愛の切なる點を念思せしむることの如きは極めて當然の事てあります。

しかるところ之等の思想犯人中には動もすれば刑務所當局の意圖を逆用して眞に思想を轉向せさるにかかはらす轉向したるか如く裝ひ之を信書の上に表示し或は口頭によつてあらはし、よつて刑務官吏の同情により保釋又は假釋放に浴さんとするか如き手段に出つることか憂慮さるるに至つた由てあります。說く者の力の如何にも因る事てありますか識別上御留

意相煩し度い所であります。

七、最後に一言釋放者の犯罪が漸く增加致しましたことに付て御一考を煩はし度い。御承知の如く目下財界が極めて不況でありまする結果釋放者保護事業も亦其の影響を受けて收容保護の擴張の如きは到底望み難いことではありませうか、しかし諸君は諸君の行刑を受けた者等に對し彼等の後見人である如き心事を以て保護事業團體と連絡協調を計り直接間接に之を保護監督せられまするならは再犯を未然に防止し得らるる幾多の場合のあり得ることを留意せらるへきであります。惟ふに行刑は特に保護事業と一體不可分の關係にあるものでありまして保護の安全でない行刑は結局に於て九仞の功を一簣に缺くの恨みなしとしないのでありまするから諸君は特に保護事業の爲めに最善の努力を致されんことを希ふ次第であります。

鹽野行刑局長指示事項

（七月七日刑務所長會同席上に於ける）

一、私は今回の會同に際して喜ふべき數個の行刑成績に付いて各位に御報告するの光榮を有するものであります。即ち昨年の會同に於きましては當局は大略三箇の注文を各位に提示致したのでありますか各位はその各々に付き極めて良好なる成績を示されたのであります。

その一は昨年五月末より開始致しました假釋放審査規程の實施に關しまして各位が最善の努力を拂はれた結果實施後十一ケ月間に於ける假釋放者の數は實施以前の同期に比し實に八二三人の增加となり而かもその取消人員は僅々一八人に過きぬといふ成績を示して居るのであります。

その二は昨年七月以來實施致しました少年受刑者の假釋放協議會に關しては能く判事檢事と圓滿なる協調を保たれ是亦別に配付するか如き極めて良好なる成績を示したのであります。

その三は昨年の會同に於て當局はこの不況時に於て特に刑務作業の經營指導に關する詳細なる要望を致しましたところ各位に於かれましては財界益々惡化するにも拘らず奮勵努力よく受刑者の能率向上に成功せられ殊に官用主義の徹底を期せられた結果昨年度は豫定收入超過することと實に四十六萬餘圓の好成績を擧げられたのであります。

この三點に付頗る好成績を納め得ましたことは要するに收容者感化の實を著々として進めつつあることを明かにするものでありますから各位の努力を感謝すると共に今後も一層この成績を維持せられんことを切望する次第であります。

一、かく全般的から見ますると極めて良好なる成績を擧げて居るのでありますか之を個々に觀察致しまするとに各位の御注意を喚起せねはならぬことかあるのであります。即ち最近

特に職員の統制を失し或は戒護上に重大なる欠陷を曝露したる三四の事例を數えねはならぬことは私の甚た遺憾とするところであります。殊に甚しきに至りましては職員間の反目怨嗟の結果或る重大なる罪を犯す職員を出しましたことと或は請負人より派遣したる授業手と受刑者とか通謀の結果逃走事故を生せしめましたことと或は又戒護上の懈怠に乘し受刑者か看守に扮裝して逃走しましたことと等の事例か相次いて生しました事は一面に於て收容者を管理し社會の安泰を圖らんとする行刑當局としては誠に申譯もない次第でありまして各位は如斯事件に對しまして充分に責任を感するところがなければならぬのであります。然るにかかる場合に於て徒らに部下の非違を責むることに急にして自己の責任に關して省みさるの風かあらはれる樣なことかあつては言語同斷であります。又昨年來財政上の都合によりまして多數の退官者を出しました結果廣範圍に各位の異動を見ましたところ、意外にも諸所に甚しき事務の不整理、職員の不良行爲等の曝露せしもの二三に止りませんで當局をして頗る困憊せしめたのであります。彼是考て見まするとに要は部下の統制宜しきを得さる結果でありますから各位は机上の書類を檢閱するに止らす自ら率先して事務に當り時には教誨に立會ひ時には工場を巡視し或は病舍を訪ね或は倉庫に臨み會計用度は申すに及はす万般に亘り眼を注きまして親しく部下職員に接してその性行を知りその能否を甄別し懇切に指導監督する等部下の薫督に一段の努力と一層の工夫とを盡して以て前車の轍を踏まさらんことを切望する次第であります。

一、刑務所事務か極めて煩雜多端であることは各位の御承知の通てありますか時代の進運に伴ひ施設の改善を要する事柄も亦尠くないのでありまして之か實施に依り一層事務の繁激を來しますことは免れないところであります。然るに財界の不況に加へ內外多事にして財政の膨脹を許さざる現今に於きましては職員の增員は不可能てあります許りてなく本年度の如きは豫算定員數十人の減員を餘儀なくされたのでありまして既に各所に對して減員を行ひ且從來本省に留置してありました定員も之を削減するの已むなきに至り定員配置上頗る困難の狀態となりましたことを甚た遺憾とするのであります。從つて今後各所から要求せらるる定員の增加に付きましても主として各所相互間を彼是塩梅する外增員の餘地なきことになつた譯てありますから各位にありてもこの事情を篤と御洞察の上職員の定員增加に代ゆるその素質の向上を企圖せられ事務の繁激に處すると共に一面事務の合法的簡易化に留意され職員の勤勞緩和を圖り協力一致この難關を打開し行刑の成果を收められんことを望む次第であります。

一、當局は本年五月初官用主義徹底の爲めに全國の作業區域を東京、大阪、廣島の三區に分つたのでありますか之は御承知の如く日支事變に於ける軍需品製作の經驗上陸軍被服本廠の統制に倣ひまして軍部と行刑當局との連絡殊に製品企劃の統

一、價格の平等、納期の適確各刑務所間の不當なる競業の排除等の爲めに定めたものでありましてその各區に代表刑務所を設けましたことは敍上の統制の便宜に資するが爲めてありますから各位は特に當局の意のあるところを推しこの制度を廣く官用品全般に及ぼし互に連絡協助を以て現下の作業經營難に對せられんことを熱望して止まないのであります。

一、次に當局は本年五月末全國久留米絣業者の要求を容れて全國的に工錢の二割値下を斷行したのでありますか之は當局と久留米絣業者との長い間の交涉の結果認め得たる最大の讓歩てあつたのであります。然るに右交涉の間各地刑務所よりは頻々として四割乃至五割値下の上申を致され恰も是等の率の値下か妥當てあるかの如き報告を爲されたのであります。然るに當局と右業者との折衝によりまして二割値下を以て滿足せしめ得ましたことは要するに刑務所の作業上の折衝か軟弱なるの觀を示したのでありまして之か最大原因は各刑務所間に連絡なきの弊を示して餘りあるものでありますから各位は常に是等の點に關し深甚なる考慮を拂ひ爾今は各區代表刑務所と緊密なる連絡をとられんことを望みます。

一、右に述へました如く財界不況の影響は獨り織工のみならず總ての請負業に波及致しました結果遠地の刑務所に於ては作業欠乏の爲め甚しきは一日の工錢六、七錢の作業に從事せしめられて居る有樣てありますか、かかる作業に就かしむることか行刑經濟上又職業訓練上誠に不合理てあることは申すまでもないことて各位は常に之か對策を圖られ作業經營上充分なる研究を遂けられる必要あるのみならす、既に行刑當局は之か對策として充分なる仕事の供給を考慮して居るのてありますからかかる場合に於かれては怠らす當局に報告されることを望みます。

一、從來行刑教誨は刑事被告人に對しては殆んと顧みるところなかつたのてあります。然し元來犯罪人か最も悔悟の心情に燃え、信仰に目覺める時機は未決拘禁の時期てあることは何人も否定すへからさるところてありましてこの時期を空過することは禍を將來に殘すこととなるのてあります。依つて當局は本年五月末特に刑事被告人に對する教誨勵行の通牒を發した次第てありますから各位は宜しく教誨師を督勵してその效果を擧けられんことを切望致します。然し刑事被告人に對する教誨は被告事件審理の適正とその進行とに重要なる關係かありますから事件の性質、審理進行の狀態等に充分なる注意を拂ひ審理に支障を來さざることに注意せらるへきは勿論てあります。

一、治安維持法違反事件收容者は把持すへからさる思想をその生活の指導原理と爲してゐる者てありますから行刑上彼等のかくの如き思想よりの轉向か要求されますることは言を俟たさるところであります。從つてこの種收容者に對する行刑教化の實踐に於てはその心境の推移に不斷の目を注き思想轉向を可能又は容易ならしむる機會を逸せす彼等をして復活の一

歩を踏出さしむる爲充分なる考慮か拂はるへき事も亦當然のことてあるのてあります。之れ迄の行刑經過に就て見ますと各位御努力の結果幸にその成績良好てありまして彼等の中思想轉向し再犯の虞れなきものとして假釋放の恩典に浴せしめたる者既に六十名に及ひ現在受刑中の者に於きましても思想轉向し又は之を期待し得るものか相當あるのてありますかその原由を探求して見ますと、年齡の增加に因る現實的傾向、身體虛弱にして鬪爭生活に堪へすしての反省、意志薄弱にして人の勸誘に會ひ盲目的に運動の渦中に捲き込まるるに至りし自らの性格の非自立性に對する悔悟、孤零寂寞たる拘禁生活に因る家庭愛の復活その他生活上の責任感の覺醒等凡そ是等のものか機緣となりまして彼等をして行動的に、理論的に方向を轉換するに至らしめてゐることは疑ふへからさる事實てありますから各位は此上とも部下職員を薰督せられこの種受刑者の主觀客觀の諸事情を考察して適切なる處遇を期すると共にその思想轉向の機緣となるへき原因條件に留意し之を敎化の實踐に於て活かす等思想轉向に付格別の工夫と努力とを致されんことを切望する次第であります。

一、職員共同會に關しては屢々御注意を喚起致しましたか最近各所から報告せられました現況を見ますると各位の御配慮に依り著しくその面目を改められたことは洵に悅ひに堪へないところてあります。由來この共同會なるものは職員相互の友愛を旨とし共助の美德を養ひ共にその福祉を增進せんとするにあるのてありますから決して之を排除しその存在を批難すへきものではありませぬ、只之か運用拙劣にして充分なる管理か行はれない爲動もすれは設立の趣意に反する事態を惹起し遂に職員間の不和を招き共同の利益を妨け甚しきは犯罪的事實の發生をすら見るに至るのてあります。爲に社會一般の疑惑を受け刑務官の信用を失墜するのみならす收容者に對しても非常なる惡感化を與ふることになるのを衷心から遺憾に思ふのてあります。各位は過去に於ける是等の不評に鑑られまして今後之か管理及運用に一段の考慮を拂はれ苟も惡評を生することなからしむるは勿論眞に職員間に於ける友愛公助の實を擧けらるるやう深く希望致すのてあります。

一、最後に聞くところによりますと本省より送付致しまする訓令通牒に關して動もすればその趣旨か部下職員に徹底を欠くといふことてあります。御承知の如く訓令通牒の如きは二三特殊のものを除きましては速に之を部下職員に傳へその趣旨を體して行刑事務の改廢に當らしむるの必要あるものてありますから向後はかかる訓令通牒は能ふ限り速に廣く徹底するやう特に處置せられんことを切望する次第てあります。

以上申述へました外に猶幾多の問題につき申述へたい點かあるのてありますか之は時間の關係かありますので詳細印刷に付して配付致したいと思ひますからこの點御諒承を願つて置きます。

刑政第45巻第8号
矯正図書館

鹽野行刑局長注意事項

（七月七日刑務所長會同席上ニ於ケル）

一　庶　務

一、刑務所ニ於テ事務ノ擔任者ヲ定ムルニ當リテハ本人ノ性格、技能、經驗等ヲ調査シ成ルヘク各人ニ適スル事務ヲ選ヒ其ノ長所ヲ發揮セシムヘキハ論ヲ俟タサル所ナルカ各種ノ事務ニ從事スヘキ看守長ヲシテ永年間同一ノ事務ヲ處理セシムルトキハ自ラ其ノ思考觀察一方ニ偏倚シ他ノ事務ニ對スル理解ヲ失ヒ延テハ各機關ノ協調聯絡ヲ缺キ種々ノ情實ヲ生シ收容者處遇上ニモ惡影響ヲ及ホス虞アリ又本人カ他日支所長トシテ一般監督ノ地位ニ立ツ場合ニ於テ各機關ヲ統一指揮シ其ノ職責ヲ全フスル上ニ付テモ不充分ヲ免レサルニ至ルヘシ。故ニ各位ハ平素克ク事務ノ性質、繁閑、職員ノ個人的關係等ヲ考覈セラレ事務上支障ナキ限リ之ヲ交替勤務セシメ且充分指導監督ニ努メ事務ノ刷新ヲ圖ラレンコトヲ望ム。

一、本所刑務支所間ニ涉ル判任官（支所長ヲ除ク）ノ轉勤ヲ刑務所ニ於テ發令シタル場合往々考績調書ニ記載シテ報告スルヲ以テ足ルモノノ如ク解スル向アルモ右ハ大正二年十一月職參第八六七號訓令ニ依リ其都度別ニ報告ヲ要スルモノニ付爾今遺漏ナキ樣注意セラレタシ。

一、異動計畫上必要ニ付判任官以上ノ者及判任官候補者ニシテ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ一ケ月以上缺勤ヲ要スルトキ及其ノ事故止ミ出勤スルニ至リタルトキハ其ノ都度事情ヲ具シ報告セラレタシ。

一、刑務事故其ノ他不祥事件發生ノ場合ニ於テ關係職員ニ對スル職責書類ヲ提出セサル向アリ右ハ職責ニ缺クル所ナキモノト思惟セラレタルニ因ルヘシト雖本來其ノ事件カ職責上懲戒ニ値スルヤ否ヤハ當該機關ノ審査ヲ經ルニ非サレハ決定シ難キモノナレハ各所ニ於テ職責ノ有無ヲ豫斷スルコトナク成ルヘク速ニ書類ヲ取纏メ提出スルコトニ取計ハレタシ。

一、管外出張認可申請書ニ所要旅費ノ支出方ニ關シ記載ナキモノアリ手續上必要ニ付必ス自辨支辨ナルカ又ハ豫算ノ增額ヲ請フモノナルカヲ明記セラレタシ。

一、判任官候補者トシテ報告濟ノモノニシテ未タ考績調書ノ表紙ヲ提出セサル向ハ此ノ際悉ク提出セラレタシ。但シ右表紙中官等及俸給欄ノ記載ハ之ヲ省略スルモ妨ケナシ。

二　統　計

統計調査報告ノ迅速精確ヲ要スヘキコトハ今更言ヲ俟タサル處ナリ。然ルニ其ノ報告ヲ觀ルニ往々杜撰ニシテ遺漏又ハ誤謬夥シキモノアリ。甚シキハ全然訓令通牒ノ記載例ヲ無視シ任意ノ記載ヲ爲スモノ稀ナラス殆ント統計資料トシテノ價値ナキモノアリ甚タ遺憾ノ次第ナリ。其ノ原因ニ付テ想察スルニ或ハ統計

事務ヲ輕視シ其ノ當務者ノ人選ニ意ヲ用キス漫然之カ配置ヲ爲シ加フルニ監督者ニ於テ何等監督及指導ヲ爲サス放任シアルニ非スヤト疑ハルル向アリ。又他ノ事務ノ傍ラ統計事務ヲ執ラシメ而シテ統計事務ヲ從物扱ト爲サシムルモノニ非スヤトノ疑ヲ抱カシムルモノアリ。是等ハ職員定員ノ減少其ノ他ノ關係上已ムヲ得サルコトモアラン。然リト雖局ニ當ル者ニ於テ統計ノ重要性ヲ認識シ之カ監督指導ヲ怠ラサルニ於テハ所期ノ效果ヲ擧クルコトモ難事ニ非サルヘシト信ス。宜シク各位ハ堪能ナル職員ヲシテ之ニ當ラシメ調査ノ杜撰ヲ革メ報告ノ精確ヲ期セラレ統計ノ進步發達ニ貢獻セラレンコトヲ切望ス。

尙左ノ點ニ付御注意ヲ煩シ度シ。

一、小票ニハ收監番號ヲ記載シ氏名ヲ記載セサル樣式ナル處往々收監番號ノ記載ヲ缺漏又ハ重複セルモノアルヲ以テ正確ヲ期スル爲收監番號ノ外小票右端ニ氏名ヲ記載スルコト。

二、受刑者入監小票最近前科欄刑期ハ減刑ニ因リ變更セラレタルモノト雖減刑前即チ裁判言渡ノ刑期ヲ記載スルモノトス。

三、受刑者出監小票中禁錮刑拘留刑ニ該ルモノハ體重欄ノ記載ヲ要セサルモノナル處單ニ其ノ記載ナキノミニテハ果シテ禁錮刑拘留刑ノモノナリヤ或ハ記載漏ナリヤ不明ニ付體重欄ニ禁錮刑或ハ拘留刑ト記載スルコト。

四、刑事被告事件及被疑事件ノ入監者ニ付キ數罪名アルトキハ法定刑ノ重キモノノ順序ニ從ヒ記載スルコト。

五、勞役場留置者ニ付テハ罰金額及留置日數ハ現實ノ留置日數及金額ヲ記載スルモノニ非スシテ裁判言渡ノ金額及留置日數ヲ記載スルモノトス。

三　指　紋

一、指紋押捺未濟者アルトキハ指紋原紙製表ノ欄外ニ其ノ氏名及押捺未濟ノ事由ヲ附記スヘキ筈ナルニ之ヲ脫漏スル爲處理上支障尠カラサルニ付大正十五年行甲第一、二五五號通牒ヲ勵行セシメラレタシ。

一、指紋押捺ニ際シテハ其ノ印象カ分類上支障アルヤ否ヤニ注意シ回轉不十分又ハ印象不鮮明ノ場合ハ更ニ押捺セラレタシ。

一、指紋原紙ノ記載事項ニ付テハ左ノ諸點ニ留意セラレタシ。

イ、判決氏名ト自署氏名相違スルモ其ノ事由ノ記載ナシ。

ロ、未決勾留日數ノ記入漏レアル爲刑期計算符合セス。

ハ、出所ノ事由及其ノ年月日ノ欄ニハ釋放日ヲ記入スヘキ筈ナルニ刑期終了日ヲ記載スル向アリ。

一、受刑追加小票記載ノ最近前科ヲ原紙ト照査スルニ符合セサル爲之ヲ照復スルモノ多シ右ハ擔任者ノ前科身分帳調査ノ粗漏ニ依ルモノト思料セラルルニ付注意セラレタシ。

一、指紋原紙及受刑追加小票ノ作製分類番號氏名表ハ最正確ナルヘキ筈ナルニ㊙原紙及短期受刑者原紙ノ記入漏レアルニ付特ニ注意セラレタシ。

一、以上列記ノ注意事項ハ擔任者カ指紋取扱規程及之ニ關スル訓令通牒竝所長會議ノ指示事項等ニ精通セサルニ基因スルモノナルヘキニ付自今該擔任者ハ平素指紋ニ關スル諸法規ヲ熟讀ノ上執務セラルル樣致シ度シ。

四　經　理

一、事務費豫算ハ前年度ニ比シ更ニ削減サレタルモ各所夫々特種事情ヲ參酌シ相當ノ標準ニ基キ分賦セルモノニ付豫算ノ施行ニ當リテハ常ニ愼重ナル考慮ヲ拂ヒ各其ノ定額内ニ於テ處辨ノ方法ヲ講シ豫算處理上過誤ナキ樣留意セラレタシ。

一、年度後半期ニ入リ收容費豫算增額ヲ申請セラルルモノノ中要求ノ日以外ノ費目ニ於テ相當多額ノ過剩アリテ不用額ニ立ツヘキモノアルニ拘ラス何等之ニ言及セサル向アリ、斯ノ如キハ一廳内用度、作業、會計各係ノ豫算分擔處理ノ連絡協調ヲ缺クモノト謂フヘク豫算運用上至大ノ支障ヲ生スルヲ以テ斯ル場合ニ於テハ全豫算ノ現況ニ付精査ヲ遂ケ彼此流用ノ途アルモノニ付テハ其ノ事由竝金額ヲ附記セラレタシ。

一、收容費下半季過不足見込額調ニ付テハ屢注意スル處ナルニ拘ラス今尙給與、留置人費等ノ費用ニ於テ過大ノ歳出見積ヲ爲シ年度末ニ於テ同費目ヨリ他ノ目ヘ多額ニ流用セラルル向アリ、斯クテハ本省豫算編成ノ本旨ニ反シ或ル費目ニ付テ著シク膨脹ヲ來タス結果トナルヘキヲ以テ爾今十分精査ノ上計上シ指定額ノ超過支出ニ付テハ必ス内議ヲ勵行セラレタシ。

一、歳入徵收報告書、歳出支出濟額報告書、支出計算書其ノ他經理關係提出書類ノ計數ニ於テ彼此符合セサル點多々アリテ照復ニ時日ト手數ヲ要シ事務處理上差支アルヲ以テ書類ノ遲達ニ當リテハ十分ニ内容ヲ精査シ淨書ノ上ハ尙檢算ヲ遂クル等遣算ナキ樣注意セラレタシ。

一、倉庫藏置ノ物品中其ノ配列整頓ヲ缺キ廳用品、收容者用品、不用品等ノ區劃明瞭ナラス又ハ交付ノ爲拂出シタル物品ヲ混同シ或ハ同一品ニシテ數箇所ニ分置シ一見其ノ總數ヲ知ルコトヲ得サルモノアリ、物品ノ所在ニハ受拂票ヲ揭ケ置キ受拂ヲ記入スヘキ旨注意シアルモ今尙此注意ヲ實行セサル向アリ右ハ倉庫ノ構造、容積ノ如何ニ基因スルモノノ之レ無シトセサルモ主トシテ物品保管及取扱上ノ注意ヲ怠リ、檢査監督ノ嚴密ナラサル結果ト思料スルヲ以テ物品ノ整理ニ付テハ今一層ノ注意ヲ拂ハレタシ。

一、職員現員現給調ヲ見ルニ定員ニ相違ノ廉不尠此ノ際各位ニ配賦セシ刑務所職員配賦定員表ニ依リ整理ヲ爲シ將來定員改正ニ際リテハ必ス整理ヲ怠ラサル樣篤ニ留意アリタシ。

一、刑務所職員現員現給調ハ人事豫算ノ運用關係ニ付統制管理上最モ重要ナル資料ナルヲ以テ之カ調製ニ際リテハ愼重ナル注意ヲ拂ヒ違算ナキヲ期シ尙左記事項ニ留意セラレタシ。

イ、一人平均月額ハ錢位ニ止メ以下切捨ツルコト。

ロ、官職名區分欄中看守ノ次ニアル計ノ行ハ保健技師ヨリ

看守ニ至ル迄ノ合計ヲ揭上セラルル向アルモ右ハ看守（男）ノ計（即チ部長、看守、教習生）ヲ揭上スルコトニ改メラレタシ。

ハ、女雇傭人ノ再揭ヲ洩ササルコト。

ニ、自動車運轉手、助手ノ行ハ將來就業費支辨ニ屬スルモノト護送費支辨ニ屬スルモノト各別行ニ區分揭上スルコト。

一、支出官日本銀行（小切手ノ支拂店）ヨリ歳出金月計突合表ノ送付ヲ受ケ調査證明ヲ爲シタルトキハ所長（刑務支所ニアリテハ支所長）ヲ經由シ日本銀行ニ返付スルコトトシ出納上過誤ナキ樣留意セラレタシ。

一、俸給其ノ他ニ於テ戻入ヲ要スル場合ハ遲滯ナク其ノ手續ヲ履行セラレタシ。

一、諸謝金ノ支出證憑書ニハ可成正當領收證ヲ添付セラレタシ。

一、自動車ノ修理料支出證憑書ニハ其ノ自動車番號及修理内譯ヲ明記セラレタシ。

一、判任官以下ニ對シ旅費ノ定額ヲ減給セントスル場合日額旅費トシテ認可稟請スル向アルモ月額又ハ日額旅費ハ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料ノ性質ヲ變シ其ノ二種以上ヲ一括支給スル場合適用アルモノニシテ單ニ定額ヲ減スルモノトハ趣ヲ異ニスルヲ以テ混同セサル樣注意セラレタシ。

一、内國旅費豫算增額申請ニ際リテハ豫算增額請求計算書ヲ添付スヘキハ勿論尙大正十二年會甲第一八六七號通牒ニ基キ旅行日記ノ寫ヲモ添付スヘキモノナル處之カ添付ヲ洩ラシ又ハ旅行日記ノ記載粗略ニ失シ若ハ違式ニシテ處理上不便尠カラサルモノアリ將來特ニ注意セラレタク而シテ右旅行日記ハ刑務所會計事務章程第十三號書式乙ヲ以テシ記載内容ニ付經由線數箇ニ亙ルトキハ各區間ニ於ケル發着地名竝粁數ヲ記入シ以テ一見シテ經路ヲ判然タラシムル樣作製セラレタシ。

一、赴任ノ場合ニ於ケル十二歳未滿ニ對スル家族移轉料ノ計算方法ハ各所區々ニ渉レルヲ以テ右ハ將來左記ニ例示セシ算出方法ニ依リ取扱ハレタシ。

例

イ、舊任地又ハ本人ノ居住地ヨリ新任地ニ至ル本人相當ノ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料ノ全額ヲ算出シ。

ロ、赴任手當ノ三分ノ二ノ二分ノ一額ヲ算出シ。

ハ、右（イ）（ロ）ノ合計金額ヲ二分セシ額ヲ以テ十二歳未滿者一人分ノ移轉料トシ區以下切捨ツ但シ十二歳未滿者二名以上ナル場合ハ區位ヲ合計シテ錢位ニ充ツル場合アリ注意ヲ要ス。

一、死亡賜金ノ請書ハ必ス刑務所長ヲ經由スルコトトシ尙所長ノ支出方上申書ヲ提出セラレタク且同請求書ニハ官氏名、死亡當時ノ俸給、死亡年月日、請求者ノ現住所、請求者ト死亡者トノ續柄ヲ記載シ署名捺印セシメ大臣宛トシ戸籍ノ謄本及

印鑑證明書ヲ添付スル樣留意セラレタシ。

一、建造物ノ修理保存ニ付テハ自然ノ腐朽又ハ新築改增築等ニ依リ修繕費ノ增當ハ己ムヲ得スト雖財政ノ現況ニ照シ容易ニ其ノ增額ヲ求メ難キ事情アリ有限ノ費額ヲ以テ無限ノ要求ニ應セサルヘカラサル實況ニシテ其ノ取捨斟酌ニ就テハ頗ル苦心スル所ナルヲ以テ維持保存上ニ付テハ一層留意セラレ大破ニ至ラサルニ先タチ朽損ノ箇所修補等常ニ愼重ナル注意ヲ拂ハレタシ。

一、在來ノ建造物ニ對シテハ既定ノ豫算ヲ以テ緩急ヲ計リ能フ限リ處理シ來リタルカ今ヤ改築又ハ大修繕ヲ加フヘキ時期ニ到達セルモノアリト雖前項ノ如ク容易ニ行ハレサル事情アルヲ以テ常ニ建造物ノ狀態ニ留意シ不時ノ災害ヲ招クコトナキ樣注意セラレタシ。

一、國有財產會計事務ハ金錢物品會計ト等シク會計檢查院ノ檢查ヲ經テ帝國議會ニ提出セラルルモノナレハ每會計年度間ニ於ケル國有財產增減計算書同報告書ノ調製ニ付テハ違式脫洩等ナキ樣充分注意セラレタシ。

五　刑　務

一、刑務ノ事故防止ニ付テハ從來屢々通牒又ハ會同席上ニ於テ注意ノ次第モ有之各位ニ於テモ常ニ深甚ノ努力ヲ拂ハレ居ルコトト思料セラルルモ未タ事故ノ根絕ヲ期スル能ハサルノミナラス却テ逃走事故ノ如キハ增加ノ傾向ヲ示シ殊ニ逃走ノ方法ニ付テハ極メテ計畫的ニ行ハレ而カモ其ノ大多數ハ既遂ノ狀態ニアリ是レ畢竟所內ニ於ケル紀律ノ弛緩職員ノ不緊張戒護上ニ於ケル用意ノ不周到ニ基因スルモノト思料セラル各位ハ今後一層之カ監督、指導及訓練ニ力ヲ致シ事故ヲ未然ニ防止セラレンコトヲ望ム。然レ共玆ニ注意スヘキハ逃走、自殺其ノ他ノ犯則行爲ヲ防止セントスルニ急ナル餘リ或ハ懲罰ノ執行、戒具ノ使用、戒護上ノ獨居拘禁等ヲ濫用シ、或ハ徒ラニ疑ノ目ヲ以テ收容者ニ臨ミ必要ノ程度ヲ超エテ戒護檢束ヲ加ヘ人道ノ精神ヲ沒却スルカ如キ處遇ヲナスコトハ、爲ニ收容者ノ心情ヲ害シ行刑敎化上面白カラサル結果ヲ齎スモノナルヲ以テ絕對ニ斯ノ如キ行動ヲ戒メ、一面收容者慰安ノ方法ヲ講スル等處遇ノ改善ニ努力セラルルト共ニ他面收容者ノ個性ヲ洞察セラレ、有賞表者累進處遇ノ上級者等行刑成績優秀ナルモノニハ可及的ニ信用ヲ與ヘ本人ノ責任觀念ニ訴ヘテ處遇スルコトニ特ニ留意セラレンコトヲ望ム。

一、戒護權ヲ有セサル職員カ收容者ト同席同行スル場合ニ於テ直接戒護者ヲ付セサルコトヲ得ヘキ件ニ付テハ既ニ通牒アリタル次第ナルニ未タ徹底シテ行ハレサル向アリ今後ハ指定職員ノ範圍ヲ相當擴張シ看守ノ休養ヲ圖ルト共ニ他ノ職員ヲシテ收容者ニ接觸シ直接指導スルノ機會ヲ與フルコトニ留意アランコトヲ望ム。然レトモ、授業手ノ如キ職員ニアラサル者ニ漫然戒護ヲ依頼スルカ如キコトナキヤヲ注意ヲ要セラレタシ。

一、假釋放上申書ノ記載方ニ付テハ動モスレハ形式的ニ流レ又ハ上申書ノ記載例ヲ閑却シ或ハ調查粗漏ニ渉ル向アリ之カ爲メ詮議上支障ヲ生シ徒ラニ照復ノ手數ヲ要スルノミナラス事務ノ遲滯ヲ招ク虞アルヲ以テ左ノ諸點ニ付充分注意ヲ拂ハレタシ。

イ、犯罪ノ性質、動機及情狀等ノ記載事項ニ付テハ單ニ犯罪事實ヲ記述スルニ止メ之カ動機、原因又ハ偶發的ナルヤ習慣性ノ者ナルヤ犯罪ノ近因緣由等ノ事項ヲ閑却スル向アリ尙犯情憫諒スヘキモノ慘酷若クハ巧妙ニ渉ルカ如キモノニ付テハ其ノ事由ヲ簡明ニ記入スルコト。

ロ、犯罪關係ノ項犯罪後ノ情況欄ノ記載事項ト身上關係ノ項收容後ノ行狀欄ト混同記載セル向アリ右ハ上申記載例ニ基キ誤解ナキヲ要ス。

ハ、判決抄本ニテハ犯罪事實簡ニ失シ其ノ內容ヲ詳カニ知ル能ハサルモノニ付テハ判決謄本ヲ添付スルコトト相成居ル義ニ付勵行スルコト。

ニ、前科ニ對スル犯罪ノ內容、執行刑務所名、出所年月日及事由ハ相當欄ニ洩レナク記入スルコト。

ホ、確定日ト刑ノ起算日ト一致セスシテ指揮書備考欄ニ其ノ關係ノ記載ナキモノハ必ラス其ノ事由ヲ上申書ニ記載スルコト。

ヘ、勞働能力欄ノ記載方簡ニ過キ單ニ勞働能力アリトノ如キ抽象的ニ渉ル向アリ可成具體的作業種目ニ就キ能力ノ程度ヲ明カニシ且ツ釋放後ノ正業ニ付テハ受刑前ノ職業ニ付特技ヲ有スル者ハ其ノ旨詳記シ又受刑中轉業數回ニ渉ル者ハ其ノ事由ヲモ記入スルコト。

ト、行刑ノ成績改悛ノ動機等ハ形式ニ流レス事實アリノ儘ヲ具體的ニ記載スルコト。

チ、支所收容者ハ其ノ旨必ラス記載シ尙受刑後移送關係アルモノニ付テハ其ノ事由年月日ヲモ適當欄ニ記載スルコト。

リ、賞表ノ付與及懲罰事犯ニ付テハ單ニ賞表何個付與又ハ處罰事犯回數ノミニ止ムル向アルモ右ハ詮議上必要アルニ依リ必ラス其ノ年月日ヲモ記入スルト共ニ、執行濟刑期相當長キニ拘ラス賞遇シオラサル者ニ付テハ其ノ事由ヲ記載スルコト。

ヌ、保護ノ當事者カ何人ナルヤ一見明瞭ヲ缺ク向アリ相當欄ニ氏名、職業、年齡及被保護者トノ關係ヲ明記シ又主タル保護者ニ付テハ接見及信書ノ關係等ハ重要事項ナルヲ以テ特ニ詳記シ尙爵位勳等ナキ者ニ付テハ其ノ旨記入ヲ要セス。

ル、直接保護ニ當ル當事者カ偶々前科ヲ有スルカ如キ者ニ付テハ其ノ前科ノ內容ヲ明カニシ且ツ釋放ノ別及年月日等ヲモ記入スルコト。

ヲ、被害者ノ居住スル府縣ニ近接セル場所ニ歸住ヲ定ムル

者ニ付テハ其ノ距離等ヲモ記入スルコト。

ワ、上申書ノ提出本人釋放前一ケ月餘ノモノ多シ、本省ニ於テ愼重審査スルノ期間ヲ考慮シ止ムヲ得サルモノヲ除クノ外相當ノ殘期ヲ存シテ提出スルコト。

カ、上訴ニ係ル判決ニ付テハ控訴判決ニハ第一審、上告判決ニハ第一審及第二審ニ於テ言渡サレタル刑期顚末ヲ犯罪關係其他參考事項欄ニ記載スルコト。

六　作　業

一、今回日支事變ニ際シ本省當局ノ實施シタル作業動員竝作業分賦ニ就テハ關係軍部當局ヨリ多大ノ賞賛ヲ博シ從來ニ於ケル刑務所相互ノ詮文品ノ爭奪、賃金ノ不統一、納期ノ不確實等ノ弊害除去ニ努メ作業ノ統制ヲ期スルコト。

一、近時官用主義ノ實行ニ伴ヒ作業事務ハ益々繁忙ヲ極ムルノ實況ニ在リ。作業職員ノ事務分擔竝人員配置ニ付テハ深甚ノ注意ヲ拂ハレ苟モ一ノ詮文品ニ對シ數人ノ係員相互ニ之カ事務ヲ分擔セシムルカ如キ複雜多岐ニ亙ル事務分擔ハ絶對ニ之ヲ廢シ努メテ事務ノ簡易化ヲ圖リ能率增進ノ方法ヲ講セラレタシ。

一、作業事務ノ監督整理ニ付テハ曩ニ作業事務檢閱設置方通牒ニ關及タルモ其ノ運用ニ當リテハ形式ニ失セサル樣格段ノ注意ヲ拂ハレ苟モ作業事務不整理ノ譏ナキ樣注意セラレタシ。

一、作業共助ノ目的ヲ以テ他所ヨリ作業分賦セラレタルモノノ製作品ニ對スル納品檢査ノ實況ヲ見ルニ往々仕樣書ニ背反スルモノ、納期ヲ遲延セルモノ、製作上ニ極メテ不親切ナルモノアリ他所ヨリノ分賦作業ニ對シテハ特ニ注意ヲ拂ヒ再製、返還等無用ノ費用ヲ避ケ以テ刑務作業一體ノ實ヲ擧ケラシタシ。

一、各地刑務所ノ特製品委託製品販賣ニ付テハ可及的販賣委託ニ應セラレ以テ特殊製品ノ販路擴張ニ努メラレタシ。尙刑務所自給自足主義ノ徹底ヲ期スルタメ各種石鹼類、印刷、和洋紙類ハ努メテ刑務所製品ヲ利用セラレタシ。

三、區內刑務所相互ノ連絡協調ヲ圖リ從來ニ於ケル刑務所相互ノ詮文品ノ爭奪、賃金ノ不統一、納期ノ不確實等ノ弊害除去ニ努メ作業ノ統制ヲ期スルコト。

一、近時官用主義ノ實行ニ伴ヒ作業事務ハ益々繁忙ヲ極ムルノ實況ニ在リ。作業職員ノ事務分擔竝人員配置ニ付テハ深甚ノ注意ヲ拂ハレ苟モ一ノ詮文品ニ對シ數人ノ係員相互ニ之カ事務ヲ分擔セシムルカ如キ複雜多岐ニ亙ル事務分擔ハ絶對ニ之ヲ廢シ努メテ事務ノ簡易化ヲ圖リ能率增進ノ方法ヲ講セラレタシ。

一、作業事務ノ監督整理ニ付テハ曩ニ作業事務檢閱設置方通牒ニ關及タルモ其ノ運用ニ當リテハ形式ニ失セサル樣格段ノ注意ヲ拂ハレ苟モ作業事務不整理ノ譏ナキ樣注意セラレタシ。

一、作業共助ノ目的ヲ以テ他所ヨリ作業分賦セラレタルモノノ製作品ニ對スル納品檢査ノ實況ヲ見ルニ往々仕樣書ニ背反スルモノ、納期ヲ遲延セルモノ、製作上ニ極メテ不親切ナルモノアリ他所ヨリノ分賦作業ニ對シテハ特ニ注意ヲ拂ヒ再製、返還等無用ノ費用ヲ避ケ以テ刑務作業一體ノ實ヲ擧ケラシタシ。

一、各地刑務所ノ特製品委託製品販賣ニ付テハ可及的販賣委託ニ應セラレ以テ特殊製品ノ販路擴張ニ努メラレタシ。尙刑務所自給自足主義ノ徹底ヲ期スルタメ各種石鹼類、印刷、和洋紙類ハ努メテ刑務所製品ヲ利用セラレタシ。

一、最近經濟界ノ不況ハ刑務所作業ニ影響シ各種受負作業賃金値下要求續出スルノ狀態ニアリ。賃金値下ノ要求ニ就テハ嚴正ナル調査ヲ遂ケ且一刑務所ノ獨斷專行ヲ戒シメ刑務所相互ノ連絡協調ヲ圖リ可及的値下防止策ヲ講セラレタシ。

一、刑務所作業收入ノ成績ニ關シテハ從來各所ノ實收額ノミニ重キヲ置キタルモ當局ニ於テハ本年度ヨリ各所ノ作業成功高ニ據リ之ヲ判定スルノ方針ニ改メタルヲ以テ他所ヨリノ分賦作業ト雖自所引受作業同樣進ンテ作業共助ニ努メラレタシ。尙他所ヨリノ分賦作業ノ成功高ハ每月報歲入金調定額欄上位ニ朱書セラレ他所ニ於テ調定ノ事實ヲ明確ニセラレタシ。

七　教　化

一、受刑者ノ書籍ノ看讀ハ其ノ教養上ニ重要ナル價値ヲ有スルコトハ言ヲ俟タサル所ナルカ現在受刑者中書籍看讀人員ハ凡九四%以上ニ達シ其ノ程度ノ高低ハアレ收容者ノ大部分ハ讀書力ヲ有スルコトカ洵ニ喜フヘキ現象ナリトス。從テ之カ看讀ニ付テハ努メテ教化上有效ナルモノヲ撰擇シテ奬勵スルト共ニ私本ノ看讀ニ付テモ適當ト認ムルモノハ可及的之カ希望ヲ容レ教化作用ニ效果アラシムル樣努メラレタシ。尙私本ニ關シテハ時々本省ヨリ審査濟書目ノ通知ヲ發スルモ刑務所ニ於テ他ニ適當ト認ムルモノアルトキハ其ノ都度審査ヲ求メ適當ニ處置セラレタシ。

一、家庭又ハ保護者トノ信書接見少キ儘數年ヲ經過スル者アリ甚シキハ本人ノ發信十數回ニ及フモ受信一回モ無キカ如キモノアリ、家庭保護者トノ連絡ハ最モ密接ナルコトヲ要スルヲ以テ之等ノ者トノ不和反目ヲ其ノ儘放置スルコトナク教務ノ職員ヲシテ終始家庭保護者トノ交涉ノ有無、融和ノ程度ヲ注意セシメ兩者ノ間ヲ斡旋シ本人ノ教化釋放後ノ保護ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ。

一、懲罰ニ付セラレタル者ニ對シテハ特ニ教誨師ヲシテ視察教誨セシメ監獄法第六十二條第二項ヲ適用スルノ機會多カラシムル樣致サレタシ。

一、「ラヂオ」教材ニ付テハ各刑務所夫々相當注意ヲ拂ヒテ之ヲ利用セラレ居ル狀況ナルモ右教材ノ選定ニ關シテハ昭和五年十二月行甲第一、七二六號通牒ニ據リテ教化的價値アルモノヲ採用シ又其ノ度數ニ關シテモ適度ニ考慮シ可及的利用ノ效果大ナラシムルコトニ留意セラレタシ。尙ホ之カ狀況報告ハ每月指定ノ期日ヲ誤ラサル樣提出相成タシ。

一、教化月表ノ提出期日ヲ遲レ又ハ內容ノ數字ニ誤謬アルモノヲ其ノ儘提出セラルル向アリ。就中支所ニ於ケルモノニ此等ノ事故多ク處理上支障不尠ニ付作成上十分ノ注意セラルルト共ニ期日ヲ誤ラサル樣留意相成タシ。

八　醫　　務

一、行刑醫務上保健助手ノ職務ノ重要ナルコトハ論ヲ俟タサル所ニシテ其ノ機能ヲシテ充分ニ發揮セシメンニハ當然之カ人選ニ愼重ノ注意ヲ拂ヒ可成看護學ノ心得アル成績優秀ナル者ヲ選拔任命スヘキコトハ曩ニ本制度施行ニ際シ通牒スル所アリ又病舍擔當若ハ看病夫ノ適否ハ直接患者ノ療養上ニ至大ナル關係ヲ及ホスモノナレハ之カ選任ニ當リテモ亦愼重ノ用意アルヘキモノトス。然ルニ其ノ後ニ於ケル實績ニ徵スルニ往々ニシテ之等醫務關係職員若ハ收容者ノ人選當ヲ得サルノミカ之カ任免就業ニ際シ各其ノ職務上ノ責任ヲ負フヘキ醫務主任ノ意見ヲ徵スルコトナク單ニ戒護又ハ作業方面ニ偏重スル如ク思料セラルル向アリ。

斯クテハ眞ノ行刑醫務ノ改善ヲ望ムコト困難ナルヲ以テ將來ハ保健助手及病舍擔當若ハ看病夫ノ任免選擇ニ際シテハ愼重ナル注意ヲ爲スヘキハ勿論刑務所長ニ於テ必ス醫務主任ノ意見ヲ徵スルコトニ勵行セラレタシ。

一、收容人員少キ刑務支所ニ於テハ往々醫務職員ノ配置ヲ缺ク所アリ。斯クテハ行刑衞生上ノ完備ヲ全フシ得サルモノアルヲ以テ豫メ無給ノ醫師ヲ囑託シ置キ收容者ノ診療其ノ他ニ遺憾ナキヲ期セラレタク尤モ之カ爲メ豫算增額ノ義ハ詮議セラレサルヲ以テ診療度數等ニ應シ年末等ニ慰勞スルナト適宜其ノ所配賦豫算內ヲ以テ施行セラレタシ。

尙本所ヨリ備藥ノ配給ヲ受ケ之カ投與ヲ爲ス所ニ在リテハ看守部長ヲ以テ保健助手ヲ兼務セシメ投藥ノ正鵠ト備藥投與簿ノ整理等ニ當ラシメラレタシ。

一、保健助手ノ職務竝備藥箱ノ運用取扱方ニ就テハ旣ニ再三注意ヲ促ス處アルモ每月各刑務所ヨリ進達ニ係ル衞生月表中備藥投與人員ハ近時著ク其ノ數ヲ增加スルノ傾向アルノミカ其ノ人員ニ於テモ各所間ニ著キ差異アリテ中ニハ尨大ノ比率ヲ示セルモノ少シトセス。

右ハ一般ニ收容者ノ增加等ニモ幾分原因スル所アルヘキモ其ノ主ナルモノト認ムヘキハ保健助手カ動モスレハ備藥箱設置ノ趣旨ヲ誤リ往々家庭醫療ノ範圍ヲモ超ヘテ應急ノ處置ヲ執リ又ハ其ノ職務規程ニ依リ命スル所ノ職務ノ領域ヲ超ヘテ多ク自ラ處置シ醫師ヘノ受診ノ手續ヲ履マス或ハ保健助手ニ於テ醫師ニ對スル診察人員ノ多キヲ獨リ自ラ杞憂シテ保健助手ニ於テ單獨ニ其ノ數ヲ制限シ或ハ又三日以上備藥ノ投與ヲ爲シタルモノニ對シテハ醫師ノ診察ヲ受ケシムヘキ定ナルニ之カ申告ヲ怠ルモノアル等ニ起因スルモノト認メラルルヲ以テ保健助手ニ對スル醫師ノ監督指導竝關係訓令通牒ノ勵行ヲ期シ以テ備藥投與制度本來ノ趣旨ニ背馳セサル樣注意セラレタシ。

參照、（大正十二年六月訓令第八號保健助手職務規程、同年同月行甲第八三三號訓令備藥箱設置竝其ノ內容及取扱手續、同月行甲第八三三號保健助手及備藥箱設

置ニ關シ醫師其ノ他ニ對シ注意ノ件通牒、同號保健助手竝備藥箱設置ニ關スル件通牒、大正十五年九月行甲第一、三四四號保健助手ノ診療補助ニ關シ注意ノ件通牒）。

一、醫藥以外ノ用ニ供スル毒物劇物ノ取扱方ニ就テハ本年三月行甲第五四三號ヲ以テ訓令セラルル所アリ而シテ該取扱規程制定ノ趣旨ニ就テハ同日同號ヲ以テ通牒セル所ナルモ抑毒物劇物ノ販賣讓渡ニ關シテハ明治四十五年五月內務省令第五號毒物劇物營業取締規則ニ於テ規定セラルルモ該規則ハ單ニ毒物劇物ヲ販賣スル者ニ對スル取締規定ニシテ實際之ヲ使用スル者ニ對スル保管取扱方ニ就テハ從來別段ノ規定ナク刑務所ニ於テモ購入シタル毒物劇物ノ保管竝取扱上ノ注意ニ就キ各所ニ於テ適宜之ヲ定ムルノ狀況ナリシヲ統一シ之カ取扱規程ヲ定メラレタル次第ニ付克ク該規程制定ノ趣旨ヲ體シ其ノ取扱上ニ遺算ナキヲ期セラレタシ。

一、醫藥用藥物中麻藥類ノ取扱方ニ就テハ本年二月行甲第一四九號ヲ以テ訓令セラルル所ノ如ク而シテ右取扱制定ノ趣旨ニ就テハ同日付通牒セルモ麻藥類ノ使用ニ就テハ單ニ國內關係ノミニ止ラス廣ク國際關係ニモ及フモノナルヲ以テ之カ購入竝使用ニ際シテハ特ニ愼重ナル注意ヲ拂ヒ保管及受拂ヲ嚴ニ監督シ該訓令ノ精神ニ副フ樣努メラレタシ。

尙昭和六年中ニ於ケル麻藥類ノ購入及使用數量等ノ報告ヲ見ルニ單ニ同取扱規程第二條ニ示セル內務省令第十七號麻藥取

締規則第一條ニ揭記ノ本文ノミニ據リ調査シ同條第七號ノ「內務大臣ニ於テ指定スル物」ニ就テハ之ヲ報告セサルモノアルヤニ見受ケラルルモ麻藥類ノ指定ニ就テハ關係法令竝衞生材料取扱規則ニ關スル依命通牒別表中ノ備考欄記載ノ符號ヲ熟讀セラレ脫漏等ナキ樣注意セラレタシ。

（昭和六年九月內務省告示第二一〇號、昭和七年二月行甲第一五〇號ノ二通牒參照）。

一、衞生材料中器械ニ就テハ每年三月末日現在ニ於ケル調書ニ依リ又藥品ニ就テハ各期間中ニ於ケル所要見込數量報告書ニ基キ當局ニ於テ審議ノ上夫々配給スル處アルモ偶豫想セサリシ不時ノ疾患發生ニ依リ藥品ノ臨時購入ヲ必要トシ或ハ器械ニテ毀損等ニヨリ使用ニ堪ヘス俄ニ之カ補充ヲ必要トスル場合其ノ價格高價ナラス緊急ヲ要スルモノニ付テハ保健技師ノ要求ニ基キ適宜其ノ所配賦豫算ヲ以テ購入シ以テ行刑醫務上遺憾ナキヲ期セラルルヘシ。

一、當局ニ於テ衞生材料殊ニ醫療器械ノ充實ヲ計ル所以ハ之ヲ以テ收容者ノ診療上ニ遺憾ナキヲ期シ以テ行刑衞生ノ完璧ヲ期セントスル趣旨ニ外ナラス。而シテ配給スル諸器械類ハ先ツ刑務所ニ於ケル醫療上必要ト認ムル最少限度ノモノナルモ亦豫算等ノ關係ヨリシテ已ムヲ得サル次第ナリ。然ルニ從來往々配給ノ器械類ニシテ之ヲ醫務掛ヘ交付ノ手續ヲ執ルコトナク其ノ儘物品會計官吏主管ノ倉庫內ニ藏置シ甚シキニ至リテハ配給後久シキニ亙ルモ荷造ヲ解クコトナク梱包ノ儘倉庫

又ハ醫務室ノ一隅ニ積ミ重ヌルモノアルヤニ聞クハ甚タ遺憾トスル所ナリ注意セラレンコトヲ望ム。

一、藥品ノ保管取扱方ニ就テハ從來屢々注意スル所アルモ未タ之カ勵行ヲ缺ノモノアルハ遺憾トス。即チ其ノ所ニ於ケル使用數量以上　多量ノ藥品ヲ購入保管シ又ハ殆ト使用セサルモノヲハ多量ニ藏スルモノアリ注意セラレンコトヲ望ム。

一、診療報告書ノ作成進達方ニ就テハ昭和六年四月行甲第六一五號訓令該取扱規程ニ指示シタル各號ニ該當スルトキハ遲滯ナク之ヲ報告スヘキモノナルニ各月ニ於ケル報告ノ實狀ヲ見ルニ其ノ數ニ於テ著ク差異アルノミカ甚シキ所ニ在リテハ相當患者ノ現在セルニモ拘ラス之カ報告ヲ怠ルモノアルヲ疑フモノアリ診療報告ニ就テハ該訓令ノ遵守勵行ハ勿論之カ作成進達ニ際シ脫漏ナキヲ期セラレタシ。

一、定期若ハ臨時ノ報告書進達期日ノ勵行方ニ就テハ從來屢々繰返シ注意スル所アルモ未タ之カ徹底ヲ缺クモノアルハ甚タ遺憾トスル所ナリ例ヘハ、

一、診療報告書作成ノ日ト進達日時トノ間ニ著キ隔リアリ。

二、昭和四年四月行甲第三九一號通牒ニ基ク衞生材料中器械ニ就キ三月末日現在品ニ對スル定期報告。

三、醫療藥品等ノ所要數量報告等ニ於テ指示シタル期日ニ進達ナク爲メニ當局ニ於ケル計畫ニ齟齬ヲ來シ事務上不渉支障ヲ生スルニ至ルヲ以テ進達ノ期日ヲ格守セラルル樣注意セラレタシ。

第五次特別練習所開所式

第五次特別練習所開所式は、七月十一日午後十一時から、刑務協會樓上に於て開催、鹽野練習所長始め、大原保護課長、正木、岡、東の司法書記官、芥川衞生官、岡部、佐藤、吉田の刑務所長、森口典獄補、伊藤大原刑務協會主事等參列、伊藤主事の開會の辭に次ぎ、鹽野所長より左の訓示を與へ、十一時半閉式した。

第五次特別練習生の講習を開始するに際し、諸子に對し、一言講習の趣旨を御話しいたします。

今回の特別練習生は甲種と乙種との二組に分たれ、前者は、すでに刑務所に於て職務を執つてゐられた人々であり、後者は、今回始めて刑務所勤務を志願せられ、昨日採用になつたばかりの人々であります。かやうに二組に分れてはゐても、諸子は何れも、高等教育を終えられた方々であり、しかもその中、高文に合格された人が半數以上を占めてゐるといふわけで、誠に前途多望な人々のみであります。諸子の如き高等の教育を受けた人々を一堂の下に集めて講習を開始すると いふのは、當練習所としては、今回が始めてのことで、從つて非常なる滿足を以て諸子をお迎えすると同時に、この特別講習が、將來我刑務界の首腦部たるべき人々を、孵化し養成して、刑務官としての首途の第一歩をお世話するものであるといふことに多大の期待をかけてゐるものであります。それにしても諸子自身としても、すでに刑務官としての第一歩を踏み出したる以上、將來、刑務界の中心人物として、行刑の改良進歩に貢獻しやうとの、確乎たる識見と決心とを有つて進まるゝでなければ、到底豫期の效果を見ることが出來ないのであります。

明治時代にあつては、社會一般にいはゆる新智識を要求すること急であつたゝめ、大學でも出てゐれば、世間から相當歡迎を受け、就職も容易でありました。實際の能力は第二で、唯新智識であるといふことのために、望外の幸運が待ちうけてゐたのでありました。元來、大學の制度は、學術の研究といふことを主眼においてをり、直にこれを社會の實際方面に應用するといふ準備に於ては非常に缺けてゐたのでありますが、その後時勢の推移と共に、學生たちも就職のことを重大視するやうになり、從つて大學の教授方法も、自然もやうをかへて、後には一つの高等專門學校としての教採方法に調子を變へてしまつたのであります。

しかし、さうはしても、學校の智識は未だ社會の實際の要求にぴつたり適合しないのであります。大學卒業生は、或程度、專門的智識の技師たることは出來ても、それが直に、社會の實際活動に於ても良き技術者たることにはならないので

あります。學校で學んだ智識を、實際社會に應用するためには、社會の實情をよく研究し、これに通曉することが必要であります。專門的の智識たけは得ても、たゞそれだけでは、社會はかれ等を餘り歡迎しないのであります。

何れの方面からいつても現在の大學卒業生は、勿論明治時代の如き歡迎や待遇を受くることなく、一旦校門を出て、社會へ投り出さるゝや、單なる一個の徒弟にすぎないのであもます。これが動かすことの出來ぬ現實なのであります。

しかし考へて見ると、これが本則なのであります。明治時代はむしろ變則であります。大學卒業生は、先づ社會の一徒弟として、實地の修業をなし、その間、よく社會の實情を考へ、學校で獲得した智識を漸次に活用して行く途を自ら講ずべきであります。諸子も、恐らくこの點を考へられてゞありませう、刑務界を志望さるゝについても、實務中の實務である第一線の任務から始めて行かうとさるゝのは、頗る結構なことであります。しかし行刑の事務は、頗る多岐繁瑣なるが上に、又一見、至つて乾燥無味なものであります。言はゞ俗務中の俗務とも申すべきものであります。とはいふても、かりに行刑の使命、行刑の主目的といふものを、よく頭に入れて、その事務に當るときは、又自ら言ふべからざる味ひも出て來て、仕事の奥行の深さをもさとるのであります。

諸子が、先づ刑務所最下級の仕事からお始めになるといふ御決心は誠に喜ぶへきことであるが、それにつけても、仕事を乾燥無味といふ風にのみ考へるのは、根本的の謬想であるといふことを、念を授けることになつてをります。諸子は、何れも、相當法律の智識を有つてゐらるゝ方々であるが、しかし諸子の學ばれたものは、言はゞ法律の本筋であつて、六大法典が一通り頭に入つたといふだけのものにすぎません。刑務官として立つには、それたけではダメであります。監獄法その他の特別法、附屬法、更に進んでは、行刑事務運用のための訓令、通牒等に關しても、出來るだけ詳しくその經緯を心得ておく必要がありますので、それ等の講習をいたすことになつてをるのであります。

次に、將來刑務界の中心人物たるためには、學科もさることだが、第一に、實地の經驗といふことが最も大切であります。行刑の事務は、人に對するの事務であるが故に、直接人に接するところの第一線の事務が、一番重要なのであります。

それで、講習期間中及期間後に亘つて今後諸子に實務の練習をして貰ふのでありますが、しかし甲種の講習生は、すでに一、二年、實務の經驗を有つてゐるのでありますから、これは除外して、たゞ乙種講習生のみにつき、東京四大刑務所につき、二、三ケ月の期間をきめて、實地の見學、練習をいたさせます。四大刑

務所は、各それ〳〵の特色があつて、その邊のことをも、實際について深く体驗研究されたならは、將來の職務遂行上得るところ大なるものがあらうと思ひます。

學科、實務の講習が終れば諸子は、それ〳〵の職務を與へられて、刑務所職員として、各地の刑務所に配置勤務することになるのでありますが、願くは諸子何れも、當局がこの特別講習を開始したその期待を裏切らぬたけの成績を將來共持續して、出來るたけの短日月の間に、看守長、典獄補、典獄といふ風に昇進して、一人の落伍者もなく、打揃つて、將來刑務界の中心幹部とならるゝやうに、練習所長として特に希望いたします。

終りに臨み一言御注意申上ぐべきは、刑務官の人格といふことであります。行刑のことは、人か人を感化するといふ精神的な仕事でありますから、刑務官の人格といふことが、他の場合に比し、特に要求されるのであります。從つて、當局が、諸子を採用し、及擢用するについても、亦人格を以て第一の標準とし、次には智識並に勤勉の度合ひといふやうなことを標準として決定するのであります。例へば諸子は講習の期間、市ケ谷刑務所内で合宿の生活をするのであるが、それは日常の生活に現れたる諸子の人格如何を觀察せんがためであります。刑務官としての講習は普通の學校の如く、教場へちやん〳〵と出席して、良い成績さへとればそれでいゝといふわけには行かないのであります。刑務官に注がれる當局及び世間の眼は、その人格にあるといふことをよく〳〵覺悟ありたいのであります。

又これは言ふまでもないことであるが、刑務官としての勤務は、晝夜にわたり、肉体的よりもむしろ精神的に疲勞を感ずる仕事でありますから、健康を十分に注意されたいのであります。諸子の健康を診査したところに依ると、全然申分ないといふのは僅に四名のみ、その他は、健康的には二流、三流、殊に三流の人が可なり多いのであります。しかしこれは、各自の注意と攝生によつて、健康增進の途を講ずることも出來、執務上に別に差支へることもなしと思ひ、一應諸子の志望を採用いたしたのであります。健康を失つたゝめ、有望の人が落伍者となつた實例もありますから、十分御注意を御願ひいたします。

諸子の、刑務所に於ける實務練習については、その刑務所の長官から、諸子の人物、素行、勤勉ぶり等につき私の許へ一々報告がある筈になつてをりますし、又講習の終了した際には、主要な科目については一應の試驗をすることになつてをります。で、何卒、諸子としても將來の理想と希望とを心に指しつゝ、そして又、當面の責任と責務の重大さを考へてしつかり御勉强ありたいのであります。諸子は何れも、教養の高き人々であり、殊に高文に合格した人なと、現在刑務官の高等官中にも僅に十數人を數へる位のもので、諸子の前途は誠に洋々たるものでありますし、そしてさやうに有望な人々を當練習所が育て上げて行くといふのは、現在の刑務官にとつて一つの驚異でありますが、しかし、それもこれも、諸子將來の人格と成績いかんに依ることであつて、その點諸子は、刑務界全体に對して責任を負ふてゐるものといはなければならぬのであります。

第五回全國刑務所製作品々評會竝即賣會概況

七月九日より三日間豐多摩刑務所に於て品評會竝即賣會を開催、恰も初夏の快晴に惠まれ招待來賓は素より附近町民、近鄕其他より來集するもの無慮三萬人、頗る殷賑を極め、大盛況裡に無事終了した。左にその概況を記述すれば、

一、七月九日（招待日）午後一時開場

一、來賓

各省官衙、全國各刑務所長同隨行員及司法保護事業竝社會事業其他各關係者等合計約一千名

一、會場案內

一、品評會審査表彰式

午後三時敎誨場に於て全國刑務所長、同隨行員、作業職員其他刑務官參集

1. 開會
2. 司法省行刑局長代理正木書記官挨拶
3. 審査委員長皆川司法次官挨拶
4. 審査員講評

（イ）白井陸軍被服本廠長

（ロ）本橋東京高等工藝學校敎授

（ハ）安田東京高等工藝學校長

5. 皆川司法次官より優良出品刑務所に對し賞狀授與、次いで優良出品刑務所職員に對し賞狀竝賞品授與

（左記審査成績表參照）

6. 閉會

一、事務所樓上休憩室に於て茶菓竝記念品を贈り散會

一、品評會入場者數

七月九日	一、〇〇〇名
十日	一八、〇〇〇名
十一日	七、〇〇〇名
計	二六、〇〇〇名

豫約註文金額二萬餘圓の巨額に達せり。

（左記出品一覽竝豫約註文數及價格調參照）

一、即賣會

七月九日より三日間每日午前八時より午後五時まで開會

特種製品の出品は人口に膾炙せられ不景氣の折柄にも拘らず總計約一萬圓の賣上ありたり。

（左記即賣會賣上高調參照）

第五回全國刑務所製品評會審査成績表

品目	等級	出品刑務所
靴	優良	小菅
印刷	同	同
卓子及椅子	同	豐多摩
劍術防具	同	同
印刷	同	巢鴨
印刷	同	岐阜
唐机	同	川越少年
ケーブ	同	北海少年
書棚	同	臺南
卓子及椅子	佳良	小菅
文机	同	豐多摩
印刷	同	同
書棚	同	浦和
トランク	同	横濱
手元箪笥	同	千葉
ポスター	同	京都
銃劍術防具	同	德島
和箪笥	同	名古屋
オフセット	同	同
卓子及椅子	同	廣島
唐机	同	岡山
靴	同	福島
火鉢	同	網走
モーニング	同	川越少年
卓子及椅子（鋼鐵）	良	小菅
鏡臺	同	同
飾棚	同	豐多摩
深護謨靴	同	同
印刷	同	同
洋箪笥	同	浦和
鏡臺	同	巢鴨
銃劍術防具	同	同
洋箪笥	同	横濱
海軍將校冬服	同	同
印刷	同	同
登山靴	同	千葉
上質紙	同	靜岡
壁掛棚	同	大阪
彙（インキ入）	同	同
應接セット	同	同
和箪笥	同	神戸
劍術防具	同	德島
花臺	同	高松
和紙	同	高知
印刷	同	廣島

角火鉢	同	岡山	登山杖可
長火鉢	同	福岡	犬（置物） 同
椅子付卓子	同	小田原少年	巣鴨 同
印刷	同	同	花瓶 同
桐箪笥	同	川越少年	粉末石鹸 同
印刷	同	同	茶キット短靴 同
雪見燈籠	同	岡崎少年	和紙 同
籐卓子及椅子	同	臺北	課山人形 同
電氣スタンド	同	同	
衝立	同	臺中	
銀製筬	同	清津	
硯	同	清津	
文庫	同	大門西	
花瓶	同	京城	

衝立	同	新潟	ボート 同
馬（玩具）	同	大阪	藁細工巻鱒 同
魔法瓶	同	同	パイプ 同
印刷	同	同	飯櫃 同
印刷	同	同	茶棚入 同
書棚	同	長崎	石版 同
花籠	同	松山	紙撚ステッキ 同
印刷	同	岐阜	和紙 同
印刷	同	名古屋	書棚 同
蜂蜜	同	滋賀	衝立 同
印刷	同	奈良	印刷 同
印刷	同	同	印刷 同
魔法瓶	同	同	馬（玩具） 同
衝立	同	同	

第五回全國刑務所品評會作業職員製作品審査成績表

品目	等級	官職	出品者氏名	刑務所
電氣蓄音機	一等	作業技手	大津功	豐多摩
	同	同	堤雅由	
訪問服	二等	作業技手	宮川義光	同
焦画版	同	作業技師	小山博	横濱
訪問服	同	作業技手	仁禮修一	同
半月筥	同	作業技師	岸野春一	川越
煉乳	同	作業技手	大津功	豐多摩
脫脂綿	四	光州	岡	
敷布	同	太田	關	
衣裳箱及料紙入	同	新義州	花	
杓子	同	大邱	圖	
トランク	同	同	短	
筆入	同	平壤	圖	
久留米少年	同	豐田作次郎	同	
盛岡少年	同	牛島重夫	神戸	
優良	九	吉岡英夫	奈良	
佳良	一五	西野良雄	富山	
良	三五	好地武浦	和	
可	三八	山洞德三郎	巢鴨	
總計	九七	小山博	横濱	
		飯島長次郎	前橋	
		青柳孝太郎	千葉	
		日野照治	松山	
		湯川左右	大阪	
		吉川正信	同	
		宮崎芳太郎	同	
		大津功	豐多摩	
		岸野春一	川越	
		西野良雄	富山	
		吉岡英夫	奈良	
		牛島重夫	神戸	
		豐田作次郎	同	
コロタイプ印刷	同	稻福盛松	同	
短靴	同	林英太郎	川越	
案	同	國吉眞義	沖縄	
間	同	日野照治	松山	
瓶	同	作業技師	湯川左右	大阪
案	三等	作業技手	大津功	豐多摩
短靴	同	宮崎芳太郎	同	
案	同	好地武浦	和	
入	同	山洞德三郎	巢鴨	
照明付和洋兩用卓子	同	作業技師	小山博	横濱
具（木馬）	同	作業技手	青柳孝太郎	千葉
夏	同	飯島長次郎	前橋	
玩	同	吉川正信	同	
背	同	作業技師	湯川左右	大阪
廣	同	作業技手	日野照治	松山
卷	同	作業技手	仁禮修一	同
莫	同	作業技師	小山博	横濱
入箱	同	作業技手	宮川義光	同
電氣スタンド	同	作業技師	小山博	横濱
同	同	作業技手	日野照治	松山
莫	同	稻福盛松	同	
棚	同	林英太郎	川越	
一等	一			
二等	八			
三等	一三			
總計	二二			

第五回刑務所製品品評會出品一覽

刑務所	品評會出品	即賣品						計				備考
		數量	價格		數量	價格		數量	價格			
内地刑務所	二四九	三、九三三二〇	円	八八三	二、五一九		二、五二〇〇〇	円	一一三一	六、四三二〇	円	
同	三三〇	一、八四四一七〇					六、一六一〇〇〇		二、八四九	八、〇〇五一七〇		木工品
同	一三三	—	—	—	—	—	—		一三三	—	—	其他ノ製品
計	七一一	五、七七七三八〇		三、四〇二			八、六八一〇〇〇		四、一一四	一四、四五八三八〇		印刷物
朝鮮刑務所	二〇九	七三五一九〇		—			—		二〇九	七三五一九〇		木工品其他
臺灣刑務所	三三	三一九三〇〇		—			—		三三	三一九三〇〇		同
計	二三一	一、〇五四三九〇		—			—		二三一	一、〇五四三九〇		
作業職員	六五	九三一七〇〇		—			—		六五	九三一七〇〇		木工品其他（内非賣品十七點）
同	一三	—	—	—	—	—	—		一三	—	—	設計圖案類
計	七	九三一七〇〇		—			—		七	九三一七〇〇		
合計	一、〇一一	七、七六三四七〇		三、四〇二			八、六八一〇〇〇		四、四一三	一六、四四四四七〇		

備考　木表ニハ豊多摩刑務所ニ於テ直接取扱ヒタルモノヲ計上セリ

品評會出品物豫約註文數及價格調

出品刑務所名	品目	單價	豫約點數	價格	備考
光州	スリッパ	円 一〇〇	五七三	円 五七三〇〇	
太田敷布		七七〇	三七〇	二八四九〇〇	
公州桐下駄		一二〇〇	二三三	二六七六〇〇	
松山花籠（松笠型）		一一〇〇	二二五	二三六五〇〇	
釜山スリッパ		一二〇	一七六	二一二〇	
名古屋食卓		八〇〇〇	九七	七七六〇〇〇	
前橋玩具（馬）		三〇〇〇	八六	二五八〇〇〇	職員出品
公州桐下駄		一五〇〇	八四	一二六〇〇〇	
滋賀蜂蜜		四〇〇	七二	二八八〇〇	
高知美濃版障子紙		二五〇	七〇	一七五〇〇	
松山花籠（挿立松笠型）		一〇〇〇	六六	六六〇〇〇	
松本支深山人形（三人影）		八〇〇	六五	五二〇〇〇	
奈良フエルト草履		八〇〇	五九	四七二〇〇	
新潟飯櫃		一〇〇〇	五三	五三〇〇〇	
名古屋書架		七六〇〇	四八	三六四八〇〇	
松山花籠（六ツ目掛分銅型）		一五〇〇	四五	六七五〇〇	
松本支深山人形（登山姿）		三五〇	四一	一四三五〇	
松山花籠		三五〇	四一	一四三五〇	
宇都宮座敷用箒		一二〇〇	三三	三九六〇〇 職員出品	
松山花籠（環一輪挿）		四〇〇	二九	一一六〇〇	
盛岡少年蜂蜜		三五〇	二九	一〇一五〇	
奈良二月堂食卓		三五〇〇	二八	九八〇〇〇	
浦和洋箪笥		三六〇〇〇	二七	九七二〇〇〇	
松山花籠（枝編柘榴型）		二八〇〇	二七	七五六〇〇	
長野腰掛兼用脚立		二一〇〇	二六	五四六〇〇	
名古屋片袖机		一〇四〇〇	二五	二六〇〇〇	
高知庖丁		四五〇	二五	一一三五〇	
長野花籠		一八〇〇	二五	四五〇〇〇	
姫路少年ボート		八〇〇	二四	一九二〇〇	
新潟腰掛		二八〇〇	二三	六四四〇〇	
仝飯櫃		一七〇〇	二三	三九一〇〇	
小田原ソース		一五〇	二三	三四五〇	
大邱蘭草夏帽子		三五〇	二三	八〇五〇	

即賣會賣上高調

刑務所名	七月九日	十日	十一日	計	備考
小菅	円 四〇	円 三一〇	円 五五	円 三二五	保管轉換ヲ受ケタル各所分ヲモ賣却セリ
豊多摩	九〇〇	一、八〇〇	一、一〇〇	三、八〇〇	
浦和支	二一〇	三三〇	九〇	五三〇	

甲府	盟	二五〇〇	二三	五五〇〇	
盛岡少年	佩	二五〇〇	二三	五五〇〇	
網走	箱	一四〇〇	二二	二九四〇〇	
靜岡	芙蓉半紙	二〇〇	二一	四二〇〇	
長野	深山人形（五人影）籠	一五〇〇	二二	三二五〇〇	
松山	花（柘榴型）	二八〇〇	二〇	五六〇〇〇	
小計		二、九〇一	四、六九二九〇		
其他各種		一、六二八	一六、三六四〇〇	三七點（二〇三、四五〇）ヲ含ム	職員出品
計		四、三二九	二一、〇九八二一〇		

巣鴨	八五	一一〇	七〇	二六五	
横濱	一四〇	三六五	一〇〇	七〇五	
千葉	五〇	六五	一〇〇	二一五	
宇都宮	三五	一二〇	四〇	一九五	
前橋	一二〇	二三〇	一〇〇	四五〇	
靜岡	三六	一〇〇	七〇	二〇六	
甲府	二四〇	三二〇	一五〇	七一〇	
小田原少年	三二〇	五五〇	一七〇	九四〇	
川越少年	一〇〇	二一〇	四〇	三五〇	
小計	二、〇七六	四、四二〇	二、一八五	八、六八一	
受負人花籠	六五	一二五	一二五	二九五	
同 篠細工	一五〇	二八〇	一一〇	五五〇	
同 風船	二三	五〇	二〇	九三	
小計	二三八	四四五	二五五	九三八	
總計	二、三一四	四、八六五	二、四四〇	九、六二九	

備考 木表ニ掲ケタル刑務所ニ於テハ即賣品販賣ノ爲係員出張セリ

大阪刑務所内
同好會日曜學校の開校式

教育行刑の成績をより一層效果的にするにはどうしても宗教的信念に基いて職員一般が活動しなくては、その十全を期待することが困難であり、職員の教養は先づその家庭より始めなくてはならぬとの辻所長の主旨により、比較的に宗教的雰圍氣に浸る機會の少ない職員子弟の爲めに日曜學校を開設し、兒童に宗教的な情操教育を施すと共に、我が堺が反正天皇御陵、仁德天皇御陵其他大楠公の舊蹟地等鄉土史實の豐富なるに鑑み、之等の史實を教材として健實なる國民精神を鼓吹し、在來の日校とは自ら其の趣を異にした特色あるものとする計畫の下に辻所長が自ら校長となつて幹部職員の協力を得、經營費を職員會で負擔し、實務は教誨師が擔當し尚女教師二名を招聘して着々準備中であつたが、いよ〳〵六月十九日之が開校式を見た。先づ生徒百參拾餘名は佛間に於て佛前禮拜の後、左記式次によつて盛大裡に開催された。

式次

一、生徒着席
一、學式の辭　司會者　佐々本先生
一、國歌齊唱　職員生徒一同
一、校旗授與　校長　辻先生
一、式辭　校長　辻先生
一、讃佛歌　信証日校生徒
一、童話　講師　寺田先生
一、閉式の辭　木村先生

來賓總代として職員子弟と最も關係の深い堺市錦綾小學校長の祝辭、父兄總代當所宮下會計主任森田看守長の祝辭、來賓日校生徒の讃佛歌の合唱の後、大阪兒童協會寺田省吾氏の童話があり、兒童に深き感動を與へた。閉式後辻校長の音頭にて萬歳を三唱し、一同庭前に於て記念寫眞を撮り、記念品や茶菓の饗應を受けた兒童は、ニコ〳〵して散會したが頗る盛大であつた。尚當日午後七時半より兒童映畫の夕を催し當所職員會備付の十六ミリ映寫機で實寫網、漫畫「おいらのスキー」教育映畫「幸吉と國旗」などを映寫したが之又成功裡に終つた。

因に辻所長の寄贈にかゝる校旗は所長の意を揣み湯川作業技師が之を圖案化したもので、菊水と二葉とを巧に配置し、大楠公を師表とする意を表はすと同時に「栴檀は二葉より芳し」の古諺を表象せる頗る美麗なものである。

刑政第45巻第8号
矯正図書館

榮養の合理化〔下〕

醫學博士　佐伯矩氏談

第四に、經濟的榮養を行ふに當つて更に必要な問題は、嗜好の教育といふことである。食物のことや、榮養のことが隨分問題とされてゐる今日でも、とかく味覺のことについては餘り問題にしてないやうである。世間では動もすると榮養食といへば不味いものゝやうに心得てゐる。少くとも、味には頓着せず、榮養價本位でやつてゐるものゝやうに心得てゐる。これは大へんな間違ひで、榮養學は、味覺を非常に問題にするのである。唯記憶すべきことは、味覺といふものは、教育次第でどうでもなるものであり、從つて是非教育を必要とすべきものであるといふことである。味覺は、一般に考へられてゐるやうに、先天的なものでなく、不變なものでもない。つまり絶對的美味といふものもなければ、又絶對的嗜好といふものもないのである。教育と訓練とによつて、嬉ひなものを好きにし、不味いと思つたものを、おいしくすることも、自由に出來るのである。しかも短期間内にそれが出來るのである。例へば、小供ならば僅に一二週間の林間學校に於て、優に種々な習慣や嗜好を變へてしまふことが事實上に證明されてゐる。かやうに味覺を教育によつて正しい方面へ指導して行くといふことが、經濟的榮養に於ては非常に必要なことで、これがうまく行かないと、經濟的榮養も、完全には成立しないことになる。從來の如く、味覺に對する教育も訓練も全く無視して、唯好きなものは好きだ、嬉ひなものは嬉ひだといふのは、予はこれを「野育ちの嗜好」と名けてゐるが、それでいゝと思つてゐては無茶である。

味覺の訓練といふことを等閑視して、野育ちの嗜好にのみ任しておくと、とかく偏食といふやうなことになつて、榮養の方面に缺陷を來すやうになる。それゆゑ、苟も榮養問題に注意するならば、常に榮養の見地から、自分の利益となるやうに、正しき方面へと味覺を指導して行くことに心がけねばならぬ。予は、かくして正しく指導されたる味覺を、自主的味覺と呼んでゐる。味覺に對して、從來の考方は、餘りに客觀的であつたが、將來は、出來るだけこれを主觀的なものに方向轉換させる必要がある。一口でいへば、榮養と味覺とを、分離から一致へと促すのである。これは、學問上に根據のあることであるばかりでなく、實際上にも、うまく行はれることである。

要するに以上の如く、榮養的經濟は、第一に理財的經濟、第二に生理的經濟、第三にラヂカル、メタボリツクに對する

態度、第四に味覺並に嗜好の教育、とこの四つの條件を具備することによつて始めて完全に成立するのである。しかしさう言つたのでは、何やら理窟めいて大さう六ケしく聞えるが、それだけのことを念頭に入れておいて、さて實行問題に移ると、要するに完全な献立を作ることゝ調理をあんばいよく行ふことゝ、この二つの問題に歸着するのである。

△

先づ献立を作るといふことについていへば、これも、最近の研究に依ると、從來考へられてゐたこととは大へんに違つてゐる。予は、献立の歷史を大体三つの時期に分けてゐる。第一の時期は、献立をその日〳〵の都合次第、材料次第又は氣分次第で取りきめてゐた、言はゞ一種の放任時代である。この時代には、勿論献立の作成に對し、何等學問的根據のあるわけではない。唯病氣その他身体に異狀のある場合に限り、經驗上、それに對し食物の撰擇をしてゐたにすぎぬ。それならば、各國共隨分古くからあつたことで西洋ではヒポクリタスの時代から、支那では周の時代から行はれてゐた。わが國でも、食養生とか、食禁とかいつて、熱のある時とか、下痢をした場合とかには食物にも特別の注意をしたものであるが平生は、食物の成分などいふことには頓着なしに、出たとこ勝負の献立を作つたものであつた。

ところが、生理學の發達につれて、この食物の献立といふことも、漸次科學の脚光を浴びはじめた。そしてその最初の光りを點じた人は、有名な獨逸のフォイト氏である。氏は榮養を攝るのに一定の標準を置いた。即ち榮養の中、蛋白質は何程、抱水炭素は何程、カロリーは何程と一定の標準をきめて、その程度は是非供給しなければならぬとした。そこで從來は出鱈目であつた榮養素の割合と程度が、自ら基準が立つて來たのである。即ち、蛋白質、抱水炭素、脂肪の三大榮養素（當時の榮養學の智識としては、この三つしかなかつた）と、それから出るカロリーの總和といふものを標準として、こゝに始めて標準食料若くは保健食料といふものが出來たのである。これが食品献立史の第二期に屬するものであるが、しかしその時期の始まつたのは、日本の年月になほすと明治九年頃で、今から五十年前の昔のことである。榮養學の研究といつても今日のやうに發達したものではなく、從つて標準といつた所で、唯漠然と保健を目指すといふ位のもので、今日から見ると甚だ幼稚なものである。チツテンデン先生が、少食論を發表されたのは、日露戰爭頃であるが、その時代とても、今日の如き發達した榮養學は、未だ考へられなかつたのである。しかし幼稚とはいへ、第一の時期から見れば確に一進歩で、それ以來榮養の問題は法律の規定とさへなつて現れた。例へば、船舶には、乘組員の榮養不良を豫防するため必要程度の食品材料は必ず搭載しなけれ

ばならぬ、といつたやうな規定がそれである。陸海軍で榮養標準に則つて、兵糧の準備をするやうになつたのも、この第二期の時代に始まつたのである。

△

献立の歴史の第三期は即ち今日の時代で、榮養學の進歩と共に、フォイトの時代とは、たいぶ方針がかはつてゐる。どういふ點が變つて來たかといふと、フォイトの時代には、一人一日分の食糧を標準として献立を作つた。だがこれは今日ではもう陳いのである。當時は榮養素といへば、前述の三大榮養素及びカロリー位のことしか考へてなかつたが、その後榮養素の種類もふえてをり、且つその各々の成分が身体の中で作用をするにも、自分單獨にするのではなくして、他の成分と協同して作用するのである事が判つた。それが一番よく分るのは、カルシウムである。カルシウムには、榮養が多量に含有されてゐると考へられ、藥用として販賣されてゐる位であるが、最近の研究によると、カルシウムが榮養素としての有效の作用をするには、ビターミンDと一緒でないといけないといふことが分つた。しかも兩者の分量に一定の釣合ひを保つことが必要である。もしカルシウムDとても、多すぎていけず、少なすぎていけないのである。殊に禍粉の中には、カルシウムを主成分とするものがあつて、非常に危險である。腎臟病、膀胱炎等の結石はそれが原因である場合が多い。又時としては胃腸を傷ねる。又、カルシウムの相棒であるビターミンDとても、多すぎると、神經系統を冒され、少なすぎると、佝僂の病氣にかゝる。だから、なすぎると骨の病氣にかゝる。だから、カルシウムもビターミンDも、過不足ないやうにしなければならぬ。のみならずカルシウムは又、ビターミンDの外に、燐とも、一定の釣合ひを保ちつゝ、協同作用をなす必要があるといふことが判つた。要するに、カルシウム、ビターミンD、燐、とこの三角關係の、釣合ひを得たる作用によつて、完全なる效果が期待されるのである。

△

榮養分の作用は、以上の如く、ひとりぼつちでは出來ず、人間と同しく共同生活をなすことによつて始めて有效なものであるが、その他成分の作用に對する研究は、今日では餘程進歩して、昔の考へ方をくつがへすものが多い。一例をいふと玄米食である。わが國でも一時、玄米食が高唱された。今でもその論者は可なりある。精白にすると、米の有つ榮養分が消失してしまうから、きのまゝの米即ち玄米を食ふのが一番良いといふのである。それも反面の道理ではあるが、しかし最近の研究によると、玄米の中には、「抗ビターミン性物質」と稱する、ビターミンに反抗する物質即ちビターミンをして、ビターミンのはたらきをなさしめぬところの物質が多量に含まれてゐて、しかも精白するに從つてそれがだん〳〵減つて來るといふことが判つた。抗ビターミン性物質が活躍すると、ビターミンの作用を殺ぎ、身体にいろ〳〵の害をする。小供ならば、骨を堅くし、又齒を丈夫にする作用が妨げられるといふことになる。その有害程度が、玄米に於て最も强く精白するに從つて漸次緩和されて來るのである。それゆゑ、主食物として、玄米はあまり感心したものでなく、七分搗が理想的である。

かやうに榮養學が進歩して、榮養素の數もふえ、又その作用の複雜さが判つて見ると、その割合と作用とが最も合理的に行はれて、榮養素としての效果を完全に擧げしむるためには、食品の献立も從來の如く大ざつぱなことではダメで、十分、成分の調和が取れたものにしなければならぬ。即ち出來るだけ、數多くの食品を出來るだけ適當に組合して、出來るだけ人体に對して、害少く利益多く作用するやうに考慮按配することが必要である。

△

右の考へを推して行くと、前述のフォイトの主張したやうに、一人一日の食量を單位として、献立を作り保健のことを考へてゐたのではとても間に合はない。三度々々の食事、つまり毎回食を單位として、献立を作らねばならぬといふことになる。毎回食について、成分の組合せと作用とを考へその献立を作製する——第二期に比して、第三期の進歩はこの點に存するのである。三大榮養素、カロリー以外にも、ビターミン、無機質等の榮養素があり、しかもその各榮養素間には非常に複雜微妙な關係があることが判つた結果が、献立の作製上にも、當然このことになつたのである。

尤もこれについては、次のやうな説も出るであらう。たとへ毎回食については榮養の取合せ上多少の缺點があるにしても、人間の身体の中には、前に言つた財產——即ち榮養の貯藏があるのであるから、その方で何とか融通してくれるだらう。だから何も毎回食について献立を作るにも當るまいじやないかと。ところが實際上は、それがさうは行かないのである。例へば、心臟が活潑に活動するには、葡萄糖といふものが必要である。所でその葡萄糖といふのは何かといふと、平素筋肉及肝臟の中に貯へられてゐるグリコゲーンが、分解されて葡萄糖となりそれが血管を通じて、少しづゝ心臟へ送り込まれるのである。しかるに、心臟が極度に疲勞して、極度に葡萄糖を必要とする場合でも、グリコゲーンその儘の形では決して心臟へ行かぬ。必ずや一旦葡萄糖に變化して行くのであるが、血管を通つて心臟へ行くその葡萄糖の分量には又自ら一定の制限があつて、心臟がいかに要求すればとて、一度に多量にこれに應ずるものではない。それゆゑに、横隔膜を隔てゝ、隣室の肝臟には、葡萄糖となるべきグリコゲーンが豐富に貯藏されてあるにも拘らず、心臟は、葡萄糖の飢

鑵に喘がねばならぬ。といふやうな譯合ひで、その間まことに融通の利かぬものである。だから、身体の中に、よし財産は貯へられてあるにしても、急場の間に合はず、從つて實際の役には立たぬ場合も多いのである。一つの成分は、他の成分のために、足ぶみをして待つてはゐないのである。そこで、榮養の完全を期するためには、どうしても、毎回食について、手落ちなく成分の組合せを研究考慮することが最も合理的である。

實際問題としても毎回食について、成分の取合せを合理的にすると、食後の感じがよく、いかにも物足りたといふ滿悦の感がある。予等は、この感じを稱して「飽和の食感」と呼んでゐる。成分に缺陷があると、腹は一ぱいになつても、何となしに一種の物足りぬ感じが殘る。それでは飽和ではない。偏食の結果である。一日食を標準にして、献立を作ると、動もすればこの傾向がある。それが、毎回食單位式にすると、完全に救はれて、常に快適なる飽和食感に見舞はれることになるのである。

△

のみならず、毎回食を合理的に行ふと食物の分量を減らすことが可能である。即ち前述の腹八分目主義にも合致するのである。例へば、今まで、茶椀に四五杯食つてゐたものなら、三杯もしくは二杯でも足りることになる。これは理窟ではなくして、數多くの實驗がそれを證明してゐる。

飽和食感　つまり、從來の習慣から割り入れたといふ感じで、腹が滿足すれば必ずしも分量の多きを要しないといつたわけで、畢竟、その滿足感が、不必要な分量を排斥するのである。かやうに、毎回食單位式は、榮養的效果を擧げ、併せて少食主義を勵行せしめるといふ一擧兩得の效果がある。といつた次第だが、事實は、兩得でなくして、三得である。即ち毎回食單位式は、他の特徴として、腹が減らないのである。例へば、農家や寄宿舍等で、これを實行すればおやつなどは要らなくなるのである。要するに、献立の單位を毎回食に置けば、身體の要求する成分は全部揃つて、しかも不必要の成分がないといふことになるから、先づ第一に、健康增進のみちに副ひ、次で食感に於て滿足な上に、更に非常に經濟的なものとなるのである。つまり一番完全な食物が、一番經濟的な食物である、といふことになるのである。そしてこの事は決して單なる理窟ではなく、實驗と實例が證明してゐる。その實例を一二述べて見やう。

△

島根縣の或工場では、改食後僅か四ケ月目に效果が現れて、病人がずんと減つた。呼吸器病は、一六三人が六一人に減り、貧血症は、二〇人のが二人となり、胃腸病は、一一一人が六〇人に減つてしまつた。又警視廳には、榮養技術官がゐて、管下の全工場に對して、一樣に改食を施すのは六ケしいが、試みに二三の工場にこれを實施して成績を見やうといふので、二ケ所の紡績會社について試驗をした。所がその結果はどうかといふに、一會社では昭和二年三〇人、三年二〇人四年二〇人と毎年平均二五人づゝの病人を出してゐたのが、毎回食單位式に改めた後は、僅かに五分の一に減つてしまつた。しかもカロリーの比較からいふと、改食前は二、九七八カロリー、改食後は二、五七二カロリーといふわけで、以前のカロリーを標準としていへば、却つて減つてゐる。カロリーは少いのに病人はぐつと減つてゐるといつた次第で、以て毎回食單位式の效果がどんなものであるかゞ伺はれるであらう。

又宮城縣の師範學校で實施した結果に依ると、この學校では、當初學生一人につき七合五勺もの米が要つて、しかも腹こはし續出毎日二〇人分づゝ位のお粥を作らねばならぬといふさわぎであつた。それが改食後は、米は一人宛四合三勺に減り、從つて腹こはしがなくなり、お粥を作る必要もなくなつた。おまけに間食の必要もなくなつたので、向ひにあつたそば屋がはやらなくなり、閉店してしまつたさうである。又群馬縣下の一農村では本年三月二日から、全村を擧げて、榮養改良を行つたところ、僅か二ケ月を出ずして、成績が非常によい。内務省から榮養技術官が出張して觀察したところによると、この村には病人といふものが一人もなくなつた。のみならず、副産物として、全村悉く酒をやめ、煙草をやめてしまつたとのことである。榮養が完全に行けば、酒煙草といふやうな嗜好物に對しても、自ら慾求がかくなつて來るのである。又同村には、女工一三〇人をもつる製絲工場があるが、改食後の結果を見ると、經費が少くなつて二〇、五九%方能率の增進を來したとのことである。

△

誤解してはいけない。改食即ち榮養改良といふことは、美味しい御馳走を食べるといふ事ではないのである。飽くまでも從來の習慣を尊重し、贅澤どころか、むしろ經費を少くするのである。繰り返していへば、榮養の組合せと作用とを出來るだけ合理化せしむるやうに献立を作ることが、即ち改良食なのである。農村でも普通の家庭でも、日本人の習慣に從つて、朝は味噌汁を吸ふ、非常に結構である。唯一日一回は、食慾の滿足するものを與へるやうにしたい。生理上からいふと、夕食に御馳走を出すのが一番合理的である。これも大體日本人の習慣に合致してゐる。刑務所では、お晝に御馳走をする習慣らしいが、これはどうかと思ふ。やはり一日の總決算たる夕食をおいしくした方がよくはないかと思ふが、刑務所には又刑務所の事情があるとすれば試みに、お晝と夕食との二回に分けてや

つて見るのも一策かと思ふ。こんなことは理屈ではないから、成るべく自然の習慣に從ふがよいと思ふ。

唯從來考へてゐたやうに、日曜にうんと御馳走をするから、平生はせずとも、それで優に補ひが取れるといふ風な考へ方ではいけない。外觀上、趣味上の御馳走として、家庭の團らんといふやうなことに利用する意味ならば、勿論それも結構であるが、榮養上の問題としては、それではいけない。例へば、同じ船員でも機關部に働くものは、時として大へん御馳走に預るが、この連中から、却つて病人が多く出る。野育ち的に、たま〳〵うまいものにありつけば、うんと腹に詰め込むといふやうなやり方は、無益有害である。

△

以上の意味で、合理的の獻立を作ることは、一つの技術で、從つて特別の熟練と技倆とが要る。それを獲得するためには、前述のやうに、一年乃至二ケ年の修業を必要とする。一例をいふと、海草類は、分析的に見ると、榮養分が多く、從つてカロリーが多い。しかしながら海草類は概して不消化である。だから分析表通りの成分が、そのまゝに身體の榮養とはならない。つまり分析表のみを標準として獻立を作つたのでは、勝手が違ふのである。その邊の關係は、前にいつた成分と成分との間の相互關係の如くに頗る複雜微妙なものであつて、それをうまくこなして行くには、どうしても特別の技術が要るのである。

この觀點からいふと、刑務所關係の榮養問題も、考慮の餘地は十分にあるやうに思はれる。第一に、現在刑務所の獻立は、フオイト時代の、一日食單位の作り方であるが、これなども、モ少し何とか工夫はあるまいかと思はれるのである。勿論さう申すのは、慾をいへばの話で、刑務所のやり方は、それが普通なのである。榮養學の要求から、毎回食單位を主張するのは、言はゞ理想であつて、標的を掲げたるものにすぎぬ。刑務所にかぎらず、各工場、寄宿舍等でも、將來、事情の許すかぎりは、この標的に向つて進むことに心がけられたい、といふのが趣旨であつて、決して刑務所現在のやり方を批難するのではないが、しかし、刑務所の如く、比較的經費をかけず、且つ餘り豐富な御馳走の許されないところでこそ、學問的根據の下に、榮養の合理化を圖つて、比較的少き經費で、比較的良き效果を擧ぐることを考ふべきであるとも思はれるのである。

△

予は、當局の御世話で、一二ケ所の刑務所を參觀し、獻立の工合も拜見したが大體に於て、よく出來てゐると思ふ。その點、世界各國の刑務所と較べても決してヒケを取らない。むしろ日本が第一かと思ふ。しかし、その間にも、一二、予の氣附いた點を申すと、例へば、小菅で

は、こゝの當局もさう言つてをられたが生物が少く、煮たものが多すぎる。又巢鴨では、お晝にアジが二疋ついてゐた。たしかに御馳走である。しかしそのアジは、臟腑が取去つてあつて、ビターミンの點で缺點がある。それを補ふために大根の葉ひとつばでも一緒に添へてあれば完全である。その注意が缺けてゐたのは一寸遺憾に思つた。

いかなる食品でも、一種類のみで、完全に榮養を有つてゐるものはない。牛乳は比較的榮養の釣合ひを得てゐるものだが、それでも大人が毎日飲んでゐると貧血を起す。刑務所にかぎらず、どこの工場でも、寄宿舍でも、主食物、即ち米を多く食ひすぎ、おかずが單一すぎる傾向がある。榮養の方からいふと、それでは感心しない。おかずをモ少し複雜にして主食物の分量を減らすことが望ましいのである。一寸考へると、刑務所などでは今日ですら滿腹する程の食物が與へられてないのに、これ以上主食物を減らされてはかなはぬ、とも思はれるかもしらぬが、事實は、おかずの方を複雜にすれば主食物の方は少くてもすむことに必ずなるのである。おかずを複雜にするには、多少費用も增すであらうが、その費用は全體の食物の分量がずつと減つて來る。それは食物がよく飽和してゐるからである。飽和してないと何やら足りない〳〵で、いやが上にも食物を要求するが、それがなくなるのである。そこに又餘裕が出來て、多少經費が浮ぶ。この双方の餘裕で、おかずを複雜にする費用位は優に浮ぶのである。

△

獻立がいかに完全に出來ても、前にも言つた調理がこれに伴はなければ、效果が少い。折角の獻立が、半ば用をなさないといふことにもなる。調理の點で一番目に立つのは、御飯を炊く場合の、米のとぎ洗ひである。元來米には三種の損失がある。第一が搗きべり、第二がとぎ洗ひ第三が糞便である。そこでとぎ洗ひの損失はどうかといふと、三四回のとぎ洗ひで、蛋白質が一五、六%、澱粉（抱水炭素）が二%、脂肪が四三%、無機質が七三%、ビターミンは殆んど全部流れ去つてしまふのである。可なりの損失である。例へば、四合の米（七分搗）をとぎ洗ひして、その全部流れ去つたビターミンの不足を、他のもので補充しやうとすると、豆腐ならば八丁、牛肉ならば四三斤、卵黄なら二十三個、牛乳なら一升五合、人參なら六十四匁、ホーレン草なら七百十一匁、トマトーなら十四——十八個を要するといふことになる。ビターミン一つだけの損失にさへさうである。その他の損失をも考へると、ぞつとする程である。實に無駄なことをするものであると思ふ。刑務所でも出來ることなら、このとぎ洗ひを止めたらどうかと思ふ。

とき洗ひせずとも、食ひ慣れゝば、けつこう食はれる。一寸水に浸した程度で囚人等にもよくその點を說明してやれば、理解するではないかしらと思はれる。しかし一方からいふと、市内で賣つてゐる米には、搗粉がまじつてゐて、これが腎臟や膀胱の結石の病因をなすのである。その點からいふと、とぎ洗ひすると、搗粉がとれるから、無難なことにもなる。この矛盾を何とかうまく解決する方法を講ずることが、今日の急務と考へられる。次ぎに、前述の、糠の御飯走アヂの調理につい、申すと、あの調理では、肉たけを食つて、頭と骨とはどうしても殘しておかなければならぬ。榮養技術の專門家であつたならば、あゝいつた風の調理はしないのである。あの小魚は、極く簡單な料理法一つで、頭から骨から尻尾までみな軟くして、殘らず食つてしまふことが出來るのである。よろしく、さうして食ふべきである。無駄といふものが全くなくなるのである。

△

では、その調理法といふのはどういふのか、といふことになるとこれは簡單には答へられない。一つ一つの場合で皆それ〳〵、多少づゝ違つてゐて、一口には言ふことが出來ないのである。或一つの成分を活かすために、他の成分を殺さねばならぬ場合もあれば、又、必要な原料が手近にない場合、いかにしてその代用品を見出すべきかといふやうな問題もある。すべてその邊の活殺、取捨を、自由に支配し得るに至つて、始めて美味にして且つ榮養に富む食品を作ることが出來るのである。その方法は今言ふ如く一つ覺えに覺えるといふことは出來ぬが最も著しき例をいふと、以前朝鮮の大邱刑務所で野菜が不足し、値段が暴騰したので、献立にも成るべく野菜を使はぬやうにしたので、此容者に壞血病がはやつたことがある。壞血病は、重いと死に至ることがある。で、その騷動がすんでから、予の手許に、その當時の調査資料が殘いたので、よく調査して見ると、大邱地方には大豆が澤山出來る。大豆さへあれば、何も野菜をつかはずともよかつたのである。尤も大豆そのまゝでは、ビターミンBはあるが、他のビターミンがない。そこで、大豆を、極く手輕な方法で、一寸でも芽を出させると、ビターミンCが含まれて來るし、更に芽を伸ばして、青味を帶ぶ迄にすると、そこにはビターミンAが出來るのである。つまり大豆を、もやしにさへすれば、ビターミンA BCがみな揃つて、それさへ食つてゐれば壞血病にかゝる事などは決してないのである。大豆を、もやしにするのは何の造作もない事で、西洋皿の中に水を入れてその中に、大豆を入ておけばそれでいゝのである。旅順口の戰爭で、やはり野菜の不足から、ロシアの兵隊が多く壞血病で苦んだことがあるが、あの邊には大豆が豐富に出來るのだから、右の方法を用ゐさへすれば、その災難は優に防ぎ得たのである。先年北海道、東北地方凶作の時、野菜は雪に埋もれてなく、住民が壞血病になりはせぬかと當局でも大そう心配して予に相談があつたが、予は、右の大豆をもやしにして食ふ事を、各自家庭で實行するやうに命令しなさい、と注意したことがある。調理上の問題としては、先づこんなこともあるのだ、その細かいことを、しかも四季の食物について一々言ふてゐたのでは、殆んどきりがない。

△

以上で、經濟的榮養法の大體を說明したつもりである。要するに、經濟で、榮養が完全で、そして美味しい食品を作ることがその目的である。しかも、最も榮養の完全なる食品が、最も經濟的でありそして味覺の訓練によつて、それが最も美味しい食品となるのである。言ひかへれば献立を完全にして、調理を合理的に行ふことである。さうするためには、是非專門的の技術を必要とする。今日では、その榮養技術も大に進歩し、專門の榮養技術官も出來て、全國各方面にわたつて、榮養指導者として、相當の成績をあげてゐる。海軍などでは、その目的の下に、年に予の許に留學生を送つて來てゐる位である。刑務所の如く、平生自由も制限され食物にも制限を受けてゐる場所では、殊に、この榮養の合理化といふことが大切なことではあるまいかと思ふ。これを實行すれば、榮養そのものについても、比較的少き經費を以て、比較的多くの效果を擧げることが出來る四外に、その爲め、病人等が減少するとすれば、彼此非常に經濟的なものである。尤も前にも言ふ如く、されば刑務所現在の榮養法が、必ずしも惡いといふのではない。現在のまゝでも、外國等のと較ぶれば、ずつと立優つてゐる。予は當局から、刑務所の献立表を拜借し、これを見て思つたが、この位の献立を作つてゐる刑務所は世界にあるまい。しかし、慾を言ひ、理想をいへば、前述の通りである。出來ることなら、刑務所でも專門の榮養技術者をやとつて、献立と調理の合理化を、いやが上にも圖られたならばよくはないか、と、予の立場としては切にお勸めいたす次第である。

刑政第45巻第8号
矯正図書館



海外異聞錄

◻ 珍妙なヂプシーの刑罰

チエツコスロヴアキアのチハノヴスにあるジプシー部落では裁判もその部落内で行ふことになつてゐるが、最近泥酔しては妻子を打擲するジプシーの音樂師が、この法廷に引出されて裁判を受けた。ところが刑法も何もないヂプシーの裁判のことであるから、その裁判することがすこぶる振つてゐるのである。即ち妻子虐待のつぐなひとして、この音樂家に妻を兩手に抱へて家まで歸れといふ判決が下された。但し、歩くことは絶對に許されない。從つて兩膝をついて、いざつて歸らねばならないのだ。更にこの音樂師は公衆の前で妻に謝罪しなければならない。しかも刑罰はこれのみではまだ足りないのである。その次には、一晩中水の入つたバケツを頭の上に乘せて立つて居なければならない。それのみか夜は非常に寒い爲めに、時々水を搖り動かさねばならない。といふすこぶる苦しいものであつた。しかし、この刑罰を受けてからといふものは、流石極道者の音樂家も素行がガラリと變つて、模範的なヂプシーとなつたといふ。

◻ 完全な殺人の實行失敗

小說家が語つた出鱈目の空想談に心醉し、直ちにこれを實行に移して人命を奪ふと共に、自己の生命をも失ふに至つた深刻な失敗談——パース附近の叢林中で勞働に從事してゐた二人、一人の本職は小說家で、他の一人は元來は羊飼であつたが、兩人は單調な退屈を紛らすためいろ〳〵と空想を語り合ふうち、小說家が「完全な殺人計畫」といふ題で、一編の探偵小說を語り出した。それは殺人罪を犯した死體は完全に燒捨て、骨は悉く碎いて灰となし、身に着けたり或はポケツト内に所持した金屬は、酸に溶解して、すべての證據を完全に湮滅する時は、決して發覺するものでない、といふ筋書のものであつた。話はその場限りの出鱈目に過ぎず、且つ兩人とも間もなく別れたが、この物語は羊飼の腦裡深く印象づけられたのである。

その後、羊飼が他の地方へ出稼ぎ中、一日仲間の勞働者とドライブに出かけたきりその仲間が行方不明になつたといふ事件が起つた。嫌疑は當然羊飼にかけられたが何等の證據もない。八方搜索の結果人間の頭蓋骨の一部と、結婚の指環が發見され、これをその細君に示したところ、行方不明となつた夫のものであると證明したのと、參考人として喚問された例の小說家が「完全な殺人計畫」の一件を述べたので、羊飼もつひに自白し、死刑の宣告をうけた。即ち羊飼は小說家の空想談に醉うて興味本位から、無用の殺人罪を犯し、しかも證據の完全湮滅に失敗して、自分の命をも失ふに至つた氣紛れ者であつた。

◻ 死刑囚を實驗用に

アメリカ合衆國保險局長ボー・バー・ロイド博士は、最近全米醫學大會に於いて珍案を提議したが、それによると死刑囚をたゞ殺すのは惜しいから、醫學用の實驗臺にしたい、若し死んだら死刑費用が助かり、生きた時は實驗の偉大なる成功で、人類の福祉に貢獻するところ大である爲めその恩賞として死刑囚を無罪放免するのだ、とは流石にヤンキーらしい斷案である。

◻ 貴金屬寶石の强盜豫防法

近代犯罪が次第に科學的方法を可能的に利用せんとする一方、之を豫防する側にあつても競爭的に之に對抗せんとして、種々なる新知識を應用してゐるが、就中、常に大盜の目標となる貴金屬寶石商に於いては、最も進歩した方法が研究されてゐる。過般全英貴金屬商年次大會に於いて發表された三案の如き、蓋しその尤なるものであらう。同案は

一、不可視光線の利用
二、發煙瓦斯爆彈による
三、モーター・ヂヤツキ

防備
防止器

であつて、これを實行する際は英國は寶石所有者の天國となるであらう、といふのである。第一の不可視光線については之を飾り窓に通ずる事によつて、その窓が破壞されると自然に二枚の鋼扉が閉つて、侵入者の手をはさむ仕掛となつてゐる。第二の發煙瓦斯爆彈裝置といふのは、若し侵入者がその飾り窓を破壞した際、自らアムモニアを滿した管が碎けてアムモニア瓦斯を發散先づ敵を僻易せしめ、次いで發煙爆彈が爆發して、濛々たる煙を立て、自動サイレンが素晴らしい音を立てると同時に、道路に面して扉口一面赤い灯がともつて、盜賊襲來を告げるといふ、實に周到綿る設備である。第三法のモーター・ヂヤツキ防止は防火扉を改良した位のものである。

◻ 墓場の花を盜んで罪

此のセチ辛い不況時代に、これはまた甚だしくほがらかな詩的犯罪事件である。被告は自ら最尖端詩人と稱するアルフレツド・バシフイク君、最近その鄕里からパリへやつて來たばかりの靑年であるが彼は平生「お菊さん」で有名な故文豪ピエル・ロチの作物に心醉するところから、先づパリに到着するやその一番にモンパルナスのロチの墓に詣で、小さい花環を供へたものだ。それだけならば問題は起らなかつたのだが、彼はロチの墓前に花環を供へてしまつてから「しまつた」と考へたのであり。それは、彼がロチ以上にゴンクール兄弟を崇拜し、自分の作が同兄弟の遺業に負ふところ甚だ多いので、ロチよりも先づゴンクール兄弟の墓に詣でるのが當然だと考へついのだ。併し最早花を買ふ金の持合せがなかつたので、他人の墓に手向られてあつた菫や薔薇の花を盜み、それらをモンマルトルの墓地に眠るゴンクール兄弟の墓前に捧げたのである。ところが、花泥坊として、逮捕されて彼はやがて裁判に廻されたが、流石の裁判官も破顏一笑、今後を戒しめ罰金二圓で釋放となつた。

◻ 刑務所で受驗

チエツコスロヴアキアの首都プラーグのデモに參加したといふので牢獄にブチ込まれた靑年が、刑務所の中で大學の試驗を受けた。即ち教育當局者は收監のために落第させるのは本意でないとあつて、監房内で裁判官立會の上、筆記試驗の外に地質學教授が出張し、口頭試驗までやつた。そして三人ともに首尾よくパスしたといふ珍事實談。

選句所感

旭水君の閑古鳥の句、その配材の著想よろしきに心を惹かれた。閑古鳥は重に渓や山の木深き人跡の稀な處を好むで棲み、その鳴き聲は仲々に高く、渓にひゞき山に徹する。そして何となく鳴き聲の淋しく聞える鳥だ。でその情緒を出さうとして誰しも苦心するが、とかく平凡になりがちだ。此の句には山の程度とか木深いかどうかも分らないが、それは閑古鳥が前云ふが如き習性の鳥なのであるから、山も淺くはなく木立も繁つてゐることを想念することが出來る、だからそれを事々しく云はなくていゝのである。そして、その山は飛行機墜落といふ慘事のあつた山である。閑古鳥は斯うした慘事には無關心に鳴いてゐるところに淋しい鳥が餘計に淋しく思はれるのである。閑古鳥の淋しい聲に誘はれて、飛行機墜落の慘事のさまを新しく思はずに居られぬ心にもなつて來るのである。この句が此の配材を投げつけるやうにして、他に何も附加的な技巧を弄さなかつたところに、却つて深い餘情がある。

□

華白君の句、萬斛の涼味を藏してゐるところがいゝ。夕立一過のあとは洗はれたやうに涼しい。草木はなほ雨の露を宿して、微風にこぼれつゝある。そして、これは日除けを兼ねて拵へた夕顏棚である。軒先を覆ふその棚の夕顏の大きな葉からも露がこぼれ白い大きな花もいくつとなく咲いてゐる。折から夕月が上つたが、それは拭つたやうな空に浮いて非常に大きく見える。そして、その光は草木に宿つた露を玉のやうに鮮かし、夕顏の花を浮き立てゝゐる。雨後に咲く花の活々しさと清々しさは夜を領して王者の如くである。

原作は季題が糸瓜棚であつた。糸瓜の花は夏のものであるが、糸瓜棚は秋である。糸瓜の花にしても糸瓜棚にしても雨後の月との適材ではない。故に夕顏に換へた。

□

夕雨君の句に、いかにもデリケートな境

毎月募集 刑政俳壇

題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天　飛行機の落ちたる山や閑古鳥　平壤　旭水
地　夕顏に大きく出たり雨後の月　大曲　華白
人　打水の滴り暮るゝ庭木かな　千葉　夕雨
秀　夕暗や浴衣の白のあざやかに　横濱　花仙
逸　馬洗ふ闇に飛びたる螢かな　福岡　青水
　門近く葭切鳴くや夏出水　大曲　刀雞象
　蔪實つて町の戻りや夏の月　金泉　安泉
　朝顏にこぼれかゝりぬ齒磨粉　三重　佛童

佳作

行水の上流れけり星一つ　樺太　藤十郎
鼻赤き黃檗寺や夏木立　長崎　あつを
我か影を子に歩ませて夏野かな　金澤　柳水
古墀にはびこり咲ける南瓜かな　青森　紫淵
松林續いて長し蟬時雨　飯田　史山
歸省子の短き着物着てゐたり　新義州　青村
露の野を一番汽車の走りけり　橘通　靈雪
屠場道青葉茂りて牛の聲　大曲　綠路
枝蛙搖られながらに鳴きにけり　飯田　巖
蚊柱や空濛深き城の跡　大曲　呑洋
五月雨の山麓然と聳えけり　大曲　初步
國境の山に光るや夏の雲　宇治山田　泉堂
大廣間開けて一人の晝寢かな　小菅　寬山
風鈴や川風そよぐ長廊下　大曲　大鵬
葭切や苔間明けゆく潮明り　咸興　白葉
打水や苔の香立ちて風わたる　宮城　清風
水打つて涼しき風の生れけり　水戸　麗月
炎天やトラック過ぎし町埃　靜岡　秋村
山を出る夕立雲や麥を打つ　飯田　榮一
植ゑ上げて蛙鳴き居る門田かな　福岡　虎溪
庭先に干す屑繭や五月晴　同　掬汀
大江の遊覽船や夏柳　平壤　雄心
夕焼やひと時晴れし海雨の空　山口　與志夫
雨後の陽や木々にきらめき蟬の聲　豐多摩　青蓬

地である。しかし、心に觸れるところがあつて見逃せない、せめて夜を涼しくしやうとして庭の上にしたゝかに打水した。庭木の埃は洗ひ落されて美しくなつた。そして打水の滴りが上枝から下枝へ、更に地上へと落ちつゝある。その間にも暮色は迫つて庭木の繁りは暗くなり、滴り落ちる雫も見えなくなつたが、なほ地に落ちる音がボトリ〳〵と靜かに聞えてゐるのである。充分に打水をした快さはまた格別のものだ。雨のやうに萬遍なく濡らすのと違つて、打つた所だけが濡れてゐるので、清々しい感じが餘計に湧くせいでもあらう。その自らの打水を樂しむ作者の心持がしたゝり落ちる雫に、そして暮れゆく庭上に融合してゐる原作は下五が「簾かな」と云ふのであつたが、それでは少し心持ちが稀薄なので換へた。一日の勞働を終つたくつろいだ心で、打水をして緣に端居する心持は、うれしいものである。そして、その滴りに詩味を感じる作者のデリケートな心境は尊い句作の心境である。

風筋の白き行方や青田原　小菅雨城
斑猫や齒朶に埋もれし山の路　福岡樸城
柿の花落ちつぐ雨となりにけり　同閑一
いよいよに雲の中なる登山かな　豊多摩寒江
人浪に押されて勢ふ神輿かな　同駒生
梅雨晴れや玄關先に下駄を乾す　宮崎ひろし
朝霧や軍馬消え行く蹄の音　咸興馬久進
草刈や膝まで濡るゝ朝の露　市谷雨晴
ひぐらしの聲鳴く靜や山の宮　盛岡臺堂
夕立や蟹這ひあがる小川緣　金澤若水
睡蓮の夕べの花や水明り　新潟孤月
撒水車遠くに去りし暑さかな　金泉青市
閑古鳥鳴き交ふ靜や木の繁り　大曲船風
毛虫落ちて飯どと騒ぐ木蔭かな　水戸香村
青すだれ川風に立つ女かな　群山苓洲
屋上に人影のあり夏の月　飯田五風
網を打つ裸男や夏の川　同有市
噴水に小さき仕掛車かな　元山芙蓉
旱天や雨乞ふ村の聲太鼓　横手孤兒
埃道白くつゞくや雲の峰　名古屋一心
河鹿聽く寺の泊りの山氣かな　北支ふるた
遠雷や光り靜まる入つ手の葉　水戸麥村

讀者のページ



⊙『戰士へ送る』

豐多摩　鈴蘭生

七月が來る。入所試驗も目睫の間に迫て來た。努力をモットーとし、奮闘を生命とする諸氏は、必ずやひたぶるの努力もて自己向上に精進してゐられる事であらう。

時速三百五十八哩の飛行機の出來た世の中でも、ヂットしていたのでは目的地へつきはしない。二尺に充ない短い一歩々々でも、一定の方向に毎日六時間づゝ克明に歩を運ぶとすれば三年六月にして地球を一周する事が出來るそうだ。

⊙「敎誨研究」六月卷頭言につき

福岡　頭山生

余は敎誨研究の六月卷頭言刑事被告人の敎誨に關しての記事を一讀せし者であるが、彼は收容せられたる刑事被告人の敎誨が、近來頓に問題となつて來たと冒頭し、被告人の敎誨は最早や理論的檢討を清算して實行方法につき攻究する時期に入つたと結論してゐるのである。

余は此の言葉の至言なることを痛切に感ずる者である。

何故なれば、例令ば福岡刑務所に於ける、（土手町支所）昭和六年度刑事被告人の入監度數は男四三四人女六人に對して　同年出所者男四三一人女六人であり一日平均人員男三九、一人女〇、五人に相當してゐるものである。

一見すれば確定して刑を執行する者は少數の如く考察されるけれども、其間責付、保釋により出所するものもあるのであるから、未決より受刑者となる者の數は、確實に計算され得ずと雖も、併しながら未決勾留の下に在る刑事被告人中には、實に明白なる常習犯人又は職業的犯人が少くない。

斯かる種類の刑事被告人に對して單に單に居房の開閉や、威嚇によつて職務の全きをのぞみ得たは昔だ、時代は若きインテリ刑務官の要求に急なのである。倒れても、敗れても初志を失はざる者こそやがて最後の勝利者であらねばならない。

嘲笑や、侮蔑そもなんぞ、われ〳〵を苦しむるものゝ一切は、常にわれ〳〵を力づけ發憤せしむるの尊い試練の鞭ではないか。

七月。そして季節は酷熱の洗禮を以て迫て來た。書は劇務の寸隙を割き、夜は深更睡魔と闘ひながら、雄々しくも行刑の爲め自己建設へと努力する、諸氏の勝利を祈てやまない。

其の自由を拘束するに止まり、何等教化的施設を施さゞれば、國家の採るべき道であるか。否國家は斯の如き刑事被告人を拘禁するや否やすでに其の教育的矯正的任務を遂行せねばならぬ。

故に一日平均人員三九人余の者に對して、適切なる教誨教育を施し再び刑辟に觸れることなく、善良なる社會の一員たらしめることは當然余等の義務である。

勿論教誨は教誨師の掌る處にして吾等の職分にあらずとするも行刑の終局の目的は社會の善良なる一員たらしめるにある以上日常茶飯時に刑務官の人格を以て改善矯正の實を擧ぐるは、行刑本來の目的でなければならぬ。それが既決に於てゞあると共に未決に於ても、よしそれが無罪で、犯罪事實なきものであつても自由を拘束され生活上著しく變化を來してゐる人に對して、輕減慰藉を圖るの義務があるではないか。

故に未決勾留が教育化し、行刑化する事に依て未決勾留本刑算入の法律的意義ありと云ふべきである。

⊙看守拜命當初の所感

宮崎　本田生

宿望叶ひて拜命の光榮に接し此處に所感の一端を述べん一般世人が、刑務所に對し認識不足であると同樣に、自分も認識不足殊に入所僅かに二旬に過ぎず徹底せる所感を述ぶべくもない。

約四年に亘る獨學教員生活より刑務官吏へ文檢世界誌友より、刑政誌友へ未だ所の內容に通ぜざるも、日と共に豫想上責任の重且大なる事を自覺し更に亦收容者を改善すべき使命を思ふの時現在の僅き職務萬全を期すべく、拙稿を草して固き誓ともしたい。

太陽の光を求めて伸び行く一切の生物の性向には幾根も大石も潛巡る努力がある。

發展向上の營みは人類文化の根源想である、日に月に伸び育ち成長しゆく教へ子の眞實の想を、じつと見守つて行く教師は教へ子と共に伸びて行かねばならぬ絕へず向上し發展しつゝある教師のみが、眞に教へ子の前に立つて勉强せよ努力せよと言ふ事が出來る、かゝる教師に依つて正しく成長して行くのであるが。

これと同樣に刑務所は訓練所學校教會の綜合所であり、擔任者はあれど收容者に直接々近する吾人は言語、行爲、取扱に付微に亘りて考慮するは勿論自己修養に努め收容者をして時間の尊さ勤勞の貴さを知らしめ、感化改悛の實を擧げねばならぬ。

この至難なる、精神事業の研究の余地ある事を自覺する事が出來た。

顏の違ふ如く心が違ふ然し其顏にも目は橫にあり鼻は縱に付いて居る樣に、心にも一つの基本的條件はある筈である。

多血質神經質膽汁質粘液質等に因り教育訓練養護法を研究した如く趣味ある研

究が出來ると思はれる。

安政元年吉田松蔭先生を幕府が野山の獄に投じた際先生の教を受けた獄卒に言葉を掛けしが、獄卒は「默れ」と一喝したと謂ふ後その事を先生に詫びしに先生曰く「よく言つてくれたどうか國の爲め職務大事に務めてくれる樣」に言はれ獄卒は感泣したと謂ふ學ぶべき事と思ふ。

研究材料の抱負もあるが教習中なると澁學の爲めその要領を得難く遺憾とするも以上一年生として、榮譽であると同時に重任を痛感し想ひを記す。

⊙思想犯人と宗教

青森　フチムラサキ

宗教とはわれわれ素人から考へますれば人世の末期でなければ　志すものでないように思はれる。しかしそれは大なる間違である、一九三二年以後の行刑は先づ教化に重點を置かねばならぬ、その教化は所謂宗教に基因して居ることをわれわれは惜らねばならぬ。

當所は田舍の刑務所でありながらも若干の思想犯人が收容されて居る、近頃その思想犯人の中からポンポン、思想轉換者が出て來たのである、最早や假釋放の上申にも近づくものゝあることを聞くとき間接指導者でありながらも力强い感じがする、されは如何なる善導が彼等の頭腦を轉換せしめたか、それは精極的な個人教誨所謂宗教教育の徹底だといひ得ようかのレーニンは宗教は資本の奴隸である精神的毒酒であると主張した、それに共鳴した思想犯人でありながらも極度の個人教誨、信念に燃えた宗教的教誨に竟にその思想を拋棄したとするならば、國家のためうれしい。

玆に思想犯人の最近に於ける時局の感想、その代表的なものを記して見よう。

「特別に感想を書けと言はれても私には何も書くようなことはない。實は滿洲事變、上海事變のことを言はれ且全國に擴大してゐる擧國運動の事を聞かされもと、胸が一杯になつて何を書いてよいやら判らなくなるからである。

私は最近金子若干圓を彼地にあつて奮戰してゐる皇軍將卒の慰問のため寄附をした、私の事變に對する感想なり氣持はこの僅かばかりの行爲の中に、眞實の魂としてこめられてゐる筈である。

私は何も云ひたくない、古傷に觸れるような氣がするからである。

私は沈默してゐたい默々と更生の路を邁みたいからだ、私はもう共產主義者ではないのだ。

謹んで皇威の發揚と皇軍の勝利を祈つて擱筆する」この感想によつても思想の轉換が立證出來る。

要するに思想犯人の教化は宗教を基礎とする個人教誨の適切である、宗教的信仰を自得すればおのづから思想も善化するのであるまいか。

矯正図書館

⊙行刑者への希望

浦上支所　乙山

行刑が漸次眞面目に考へられ之が施設も逐次改善され行きつゝある事は洵に嬉しく感ずるものであるが、更に一つ希望し度き事は從來とても屢々論議せられて居る事であるが之に當面する人の問題である其の人の心の如何である。

行刑の根本精神は言ふ迄もなく敎化の二字に盡きて居る、從つて全刑務官が即ち敎誨師でなければならない、理論として當然の事が事實は未だ敎誨は敎誨師の仕事であると云ふ形跡がないでもない、之は甚だ遺憾であり物足りなく思ふ所である、大体敎化と云ふ事は自ら高い所にあり叫ぶ事ではない、少くとも此の問題を眞面目に考へるならば人を敎へんとすれば先づ第一自らを敎ふべきである何も知らない人が敎育者となる事は不可能であり、何物も持たないものが他に施せる道理はないと同樣に自らを先づ齊へる事を忘れては到底人を敎ふるとか導くとか云ふ事は出來ないと私は信ずる。

殊に今日の趨勢として所謂指導階級者は痛烈なる反省を求められて居る、單なる高い所から自ら動かずして命令する丈けでは人々は中々動かない、場合によつては自ら共に同一レベルへ立つて共に手を取り合つて行くと云ふ態度が要望されて居る。

行刑敎化の事亦然り一面に於ては職員收容者と云ふ差別觀はあるも一歩修養の道に立つた場合其處には多少の相違こそあれ未完成の凡人と云ふ點に於ては同一である、故に苟くも刑務官たる者は一面嚴然たる威嚴を持たねばならぬが其の反面に於ては、彼等のよき修養の友であると云ふ心で接する事を忘れてならぬと思ふ。

殊にその眼目とする修養の根本道場たる敎誨堂に於ては、所長初め全職員全受刑者全く一人間として佛前に跪くと云ふ用意があつて欲しい、吾々として人に信仰を强ふる、野心は敢てない、併し其處に集る者は佛を信ずると否とは第二として少くとも安置されて居る、御佛前に對して敬虔なる態度を以てして頂きたい殊に又刑務所全体の師表と仰がるゝ、所長の一擧一動は全部の注目の的でありそれの動かす力影響する所は、實に大なる所のものあれば、所長に於かれては平素は御繁用の御身に對し少し御無理な注文と思ひつゝも行刑有終の美を爲す爲めに總集敎誨の際成る可く御列席を願ひたい又開く所によればある刑務所では四大節の場合は佛前を閉扉して擧式があるといふ而してそれは、祭日は佛式でない故に御佛前は開かぬがよいと云ふかも知れぬ成る程それも一理あらんも日本國民として尤も大切にして、有意義なる斯の日に平素開扉され有用視されて居る、佛檀が殊更此の有意義なる日に限りて閉ざれてゐ

ると云ふ事は何でもない樣なもの、私は相當考へなければならぬものと思ふ。

併し是も抑如何なる意味に於て、佛敎僧侶が敎誨師として採用され、御佛檀が安置されてあるか當局者の御意見を叩いた事はないが、私の考へでは少くとも宗敎的敎化が尤も有效なものと認めてお出でになつて居るからであると思ふ。

而して其處に深く考へなければならぬ事は、宗敎が改過遷善への藥の如く他の爲めの手段であり方法であると云ふ風に所謂利用されてはならない、宗敎はそれ自身目的であり極言すれば人間の生命それ自身である、受刑者なるが故に宗敎を信ぜなければならぬのでもなければ聞かなければならぬのでもない、人によつて必要であつたり不必要であつたりすべき、性質のものではないのである。

又ある場合に必要であるがある場合には無用になる可きものでは斷じてない、宗敎は萬人に必要であり又如何なる場合に於てもなくてはならぬものであると、私は信ずる、爲政者が思想善導に宗敎を利用せんとして、失敗した例を行刑界にも繰り返へして貰ひ度くはない

善導せられんとする者より善導せんとする方に先づ誤謬があつてどうして、淨化だの善導だのが出來やうか眞に思想を善導せんには先づ自ら大地に跪いて正しくならなければならぬと同樣に、行刑有終の美を爲さん爲には如上の意をよく体せられ、所長以下全職員が先づ自ら跪き信じて生くる人であつて欲しいと思ふ、自分で何物をも有たずして他に與ふる事は出來ない、自ら一歩先んぜずして他は導かるゝものではない、斯かる意味から現實の行刑界を眺めて未だ遺憾なる點を見出すものである、具体的一つの準備として先づ敎誨立會の際は職員は佩劍せざること、以上感ずるまゝを率直に訴へて御叱正を乞ふ。

七、八月の兩月は暑中につき本會恒例の茶話會を例年の如く休會いたします。

刑政第45巻第8号
矯正図書館

家の庭



ページ

お茶の成分

色・澁味・甘味

緑茶は私達の日常飲用して居るものですが、緑茶の中にはどういふ成分がふまれて居るでせうか――まづ第一に色から見たお茶の成分を申げませう。お茶をいれると緑の色が出ます。それは何であるかといへば葉緑素のためであつて、この葉緑素がお茶に色をつける主なる成分となつてゐるのですがその外にお茶にはカロチノイドといふ成分がふくまれて居ります。このカロチノイドにはキサントフイルとカロチンといふ二種がふくまれ、キサントフイルは色を黄にし、カロチンは赤くする性質をもつて居ります。お茶の色が單純な緑ばかりでなく、複雑な色を呈してゐるのは、これらの成分をふくんで居るためで、カロチンはヴイタミンAと同じ作用をするものです。それでお茶の浸出液は初め黄がかつた色を呈してをりますが、これを暫く置くと段々色が變つて來ていはゆる茶色になつてまゐります。黄色はフラボノルである所のクコルチセンが溶けて出たためであり、茶色になるのはタンニンの變化によるものです。

◆

次に味からお茶の成分を見ませうとお茶は苦い味をもつて居ります。これはテインといふ成分のためですが、その外にお茶には澁味があります。澁い味はタンニンよるものです。タンニンにはテイカテキンとテイタンニンの二種類がふくまれテイカテキンは澁味は割合に少くてあとに甘味を殘します。玉露のやうな上等のお茶を飲んだ時あとに何ともいへぬ甘さが殘るのは全くテイカテキンのためで、テイタンニンの方は澁味だけのものです。そこでテイカテキンよりテイタンニンを多くふくんで居るお茶は澁味が强く、これと反對であれば澁味が少く、甘味があとに殘るわけでお茶によつて澁味の違ふのはお茶にふくまれてゐるテイカテキンとテイタンニンの分量の如何によるものです。そして大體それはお茶の製法によつて異るもので、下等のお茶のやうに日光に曝したものはテイタンニンを多量にふくんで居ります。

◆

次に、ヴイタミンの方面はどうかといひますとお茶にはヴイタミンCが多量にふくまれ、これが水に溶けて出てまゐります。壞血病はヴイタミンCの缺乏から起る病氣で幸ひ私達が日常飲用して居ることは緑茶の誇りといつてよいでせう。またお茶にはヴイタミンAも相當ふくまれて居るのですが、Aは水に溶けぬもの故お茶の浸出液には有

ないため、お茶を飲んでヴイタミンを攝ることは全く不可能です。近頃お茶からヴイタミンAを攝る目的で、お茶を粉末にして飲むといふやうなことを工夫して居る人もありますが、さうすればAを攝ることもできるわけで、一寸面白い思ひつきです。

ガラスの破片は かうして拾ふ

▽…過つてガラスをこはしその破片が床や疊の上に散らばらうものならさア一大事、指先で押へるのもあぶないしそれに何しろ砂のやうな破片ですから肉眼で見つけることさへ大變です。

▽…さうした時、有り合せのラシヤ布でその邊一たいをソーツと押へて廻つてご覽なさい。ガラスの破片は悉くラシヤの織目へからまつて譯もなく拾ひ上げることが出來ます。

▽…これでいくら坊ちやんがその上で暴れても決して怪我する心配はありません。

胃腸カタルと林檎食療法

最近胃腸カタルの手當として林檎食療法といふものが有效であるとして盛んに用ひられ初めて來ました。即ちこれは胃腸を害して絶食する場合にも林檎を卸金ですつて與へるのです。殊に下痢の强い時にはよい效果を齎します。その方法は大人では林檎の皮を剝いて濃い鹽水に浸し、それから卸し、卸したもの約千グラムを分けて與へます。咽喉の乾いた時には番茶百グラムか二百グラムに付けて與へます。かゝる方法で約二日ばかり行つた後お粥から漸次普通の食事に移るのですが、非常によい經過が現れます。

子供には寢しなに 物を云つてきかせる

子供さんに物を云ひ聞かせても、一向云ふことを聞かぬと云ふことはありませんか。

さういふ時には、夜分子供さんが枕につき、これから寢るばかりの時に云つて聞かすと、よく受け入れて、それから行ひなどもあらたまるといふことがよくあります。

これは將に寢るばかりになつてをり、外に考へること、たとへばお友達とどうして遊ばうとか、これから晝でも描いて遊ばうとか、さうした考へは眠りの前に消失し、それに眠りの直前には、自家意識も弱くなつて、反抗の氣持がまるでなくなるからです。よくキチンと坐らして眞つ向からお小言を云ふ方がありますが、かうして保護者の威嚴を示し、言々句々小供の胸にしみ込ましてやらうと考へたりするのは間違ひで、これでは反抗心をつのらす許りで、表面では恐れ入つたやうな格好をしてゐても實は一向心に止めないといふ場合が澤山あります。

尤も子供さんがあまり疲勞して床についた際は、心の全部が眠りにとらはれ、却つて言葉を五月蠅く感じますからかういう際は、默つてゐた方今迄激しかつた下痢が大變によい便をするやうになります。

がよろしい。子供さんの枕許でする寝物語も、かう考へて來ますと意義深いものでこれが案外強い影響を與へるといふことも、知つて頂きたいものです。

果物を煮る
——生理的にも意義がある——

我國では果物を生のまゝで食べる習慣が古くからありますが、歐米諸國や支那では、必ずしもそうではありません。例へば洋風料理ではリンゴを燒いたり、煮たり、パイに用ゐたり、ジヤムにしたりします。その他何れの果物でも、煮たり、プツチングなどにしたりして、火熱を加へて用ゆることが普通です。また支那でも色々な果物を煮たりかはかしたり、砂糖づけにしたり、料理に用ゆることが當でその味も仲々捨がたいものです。

▼——▲

すべて果物はこれを煮るとその組織が軟くなり、從つて消化が良くなり、同時に表面に附着せる惡性黴菌を除去します。而して、その含む揮發性芳香の一部は、多少發散する傾きがありますが、しかし熱のために果肉の內部に潛める特有の佳香を一層出さしめる場合もあり、また果肉特有の有機、無機の成分をして生理上、味覺上生のものよりむしろ良好に變化せしむる場合なども少からずあります。

▼——▲

要するに種々なる果物を、色々な方法で、火熱を加へて料理して用ゆる事は、大いに心がくべき事で、例へばその極簡單な方法として、りんご、バナヽ、桃（特に天津水蜜桃の如き硬肉のもの）びわ等の如き、その果肉を水で煮て、後砂糖や蜂蜜を加へて用ゆるなど寧ろ常用すべきことです

家庭園藝をやる人は
庭の隅に穴を掘れ
廢物利用で大切な土と肥料が得られる

園藝をやるには第一に土と肥料をおろそかにしては何をつくつてもうまく行くものではないが素人の家庭園藝にはこの點一番厄介なもの、やうです。こゝに家庭の一寸した心配りで簡單によい土を作りまた肥料ともなすことの出來る一つの方法があります。それは先ず花壇なり畑の片隅に穴を掘つておくことです。そこへ毎日はき集めた落葉や臺所から出る不要の菜つ葉や魚類の骨などゝいつたものでガラス片や木片などの類でないものはすべてこの穴に入ます。相當にたまつたら上から土をかぶせてまたその外のところに穴つくります。こうしておくことによつて堆肥や腐葉土を得ることが出來る譯で、今年つくつたものは來年の春の花壇に用ひます。かうして順ぐりに土をつくつて使へば園藝の上に非常な助となります。秋になつて庭に木の葉が澤山落ちるとみんなこれの處分に困つてかき集めては燒いてしまふが、かうすれば簡單に處分が出來て一擧兩得です。いやしくも園藝をやるほどの人は落葉などを無駄にせず庭の隅に穴を掘つておくことが必要です。

法學志林

第三十四卷 第七號
昭和七年七月一日發行

法律的消極主義……牧野英一
□相對的應報主義と歷史的方法
讓渡禁止特約ある債權の差押……我妻榮
商事判例研究……小町谷操三
□履行前の履行拒絕意志と解除
刑法における法規と裁判……武藤文雄
非理法權錄……雨花子
新刊批評の思潮概觀……
□法律の完全性の規範的意義（牧野英一）
□主權、所有權及び刑罰の觀念の文化的修正（大塚鄕二）
□新刊短評 □雜誌一瞥
判例 民事十三件 刑事十二件 行政七件
□刑法における技術化と其の倫理的意義（牧野英一）
（佛文）

東京 法政大學發行

法學協會雜誌

第五十卷・第七號

論說
米國離婚法概說……東京帝國大學教授 穗積重遠
保險の社會性と團體性……東京帝國大學教授 田中耕太郎
確認訴訟と時效の中斷……東京帝國大學教授 我妻榮
資料及紹介
公法學における政治……東京帝國大學助教授 宮澤俊義
上訴の制限……東京帝國大學助教授 菊井維大
石田博士著「物權法論」……東京帝國大學教授 末弘嚴太郎
江家義男氏譯補「改版ゲルダート英法原理」 東京帝國大學助教授 末延三次
手形法案
判例研究
民事訴訟法判例批評（一二三）……法學博士 加藤正治
民事法判例研究錄（昭和五年度）（一四）
我妻 榮——加藤正治——戒能通孝
雜報
法理研究會記事「獨逸公法學界の趨勢について」

東京帝大內 法學協會發行

刑政第45巻第8号
矯正図書館

法律論叢

第十一卷 第七號
昭和七年七月一日發行

論說

勞働法の指導原理(四)……森山武市郎
——ポツトホツフの思想とこれに對する批判——
アイルランド自由國と其の憲法(一)…冠木精喜

資料

ドイツ勞働法の社會的機能の變遷(三)……後藤清
刑事補償法の概念(二)……坂本英雄

判例研究

商法判例研究……水口吉藏

判例

民事判例一二件　刑事判例一三件

月間時事

明治大學內
明大學會發行

犯罪學雜誌

第六卷 第二號
昭和七年七月發行

論說

急性水銀中毒症……醫學士倉重外幾雄
死刑囚の「トーテンマスク」其の歯及び体構の觀察 其の三……醫學士茶谷康雄
死刑囚に於ける耳筋の觀察……醫學士池田一二
Untersuchungen über die gruppenspezifischen Rezeptoren des Menschen und ihre Antikörper … Dr. Makoto Hirano

血液型

三重縣津地方に於ける血液型の分布の狀態……醫學博士洲崎隆一

犯罪研究

女性と犯罪……前金澤刑務所長 白井勇松
酒精中毒者の刑事矯正處分に就いて……警視廳衞生技師 金子準二
犯罪學の發達と刑罰觀念の變遷に就ての概見……安東禾村
犯罪搜査漫談……楠瀨正澄

史料

釜盜人と雇光中納言……大央大學教授 瀧川政次郎

法醫鑑定

精神變質症……醫學博士草刈春逸
午前六時に殺される女……醫學博士百崎欽一

金澤醫科大學法醫學教室內
犯罪學雜誌發行所
振替口座金澤八三二八番

編輯餘錄

一讀を願ひ度い。

□ この度各大學法學部出身學士諸君のために特別練習所が設けられた。即ち諸君は刑務官として必要なる諸學を研究して囚人の改善に對する第一歩を歩み出さうとするわけである。

□ 刑務官練習所はこの數年間に於て世界の重要なる行刑事業とされることになつて既に英、米、獨、白、和等に於て之が實施に着手して居るのであるが、その世界的傾向の中に於て特に世界的に注目され、讃美を受けつゝあるのはわが練習所であるのである。

□ ギリン教授はわが練習所の名譽と功績とを特に委しく紹介して居られるか、それらの點につき正木君は本月號の小論に於て觸れて居られるから、わが刑務協會の名譽のために

□ 刑務所長會同は幾多の功績を殘して今月上旬に終決したが、就中吾人は滿場一致を以て建議された思想犯人處遇の研究機關設置に干して特に注目に價するものあるを思はねばならぬのである。

□ 思ふに、今日政府當路者は思想犯人の檢擧及び審判方面に對する思想問題研究にはひどく全力をそそいで居るのである。しかし、その後に於て之等の犯人をどう取扱ふとするかに付ては遺憾ながら甚だ冷靜すぎるのである。

□ 吾人は思想犯人の對策はかかる思想釀成前と審判後の犯人の思想の改善とに全力をそそいでしかるべきだと思ふのである。所長會同はこの點に關し正に萬丈の氣焰を吐いたのであつた。特に司法當局要路の深甚なる賢察を望んで止まない。

昭和七年七月二十一日夜
——あき羅——

定價	一冊(稅共) 金二十五錢
	六冊(稅共) 金一圓五十錢
	十二冊(稅共) 金三圓
廣告料	一等一頁 金五十圓
	二等一頁 金四十圓
	普通一頁 金三十圓

註文規定

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和七年七月廿八日印刷納本
昭和七年八月一日發行

編輯兼發行人 伊藤忠次郎 東京市麹町區西日比谷町一番地
印刷人 竹田益平 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三四番地
印刷所 刑務協會印刷部 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三四番地
發行所 刑務協會 東京市麹町區西日比谷町一番地
電話銀座 二三四四、三八二五番
振替口座 東京 二五〇五九番

刑政第45巻第8号

矯正図書館

45e Année no 8 Août 1932

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Masaki, A.—De la tendance actuelle du problème pénitentiaire en Europe.

Shirai, I.—Des tendances modernes de l'infraction juvénile et de ses causes.

Kambara, S.—De la construction de la prison.

Mouvement des idèes à l'étranger :

Brandstätter, Ein Beitrag zur Strafvollzugsbeamtenfrage;

Sellin, Training the prison staff in Prussia.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio